

北海道地域農業研究所
平成 29～30 年度 自主研究（改訂）

北海道における准組合員の実態と対応方向
に関する調査研究報告書

2019年3月

一般社団法人 北海道地域農業研究所

はじめに

2015（平成27）年8月に成立した改正農協法では、農協の准組合員利用規制は含まれなかったものの、5年間の准組合員利用に関する実態調査を行うことが決定された。

また、2016（平成28）年11月11日には規制改革推進会議農業ワーキンググループより提出された「農協改革に関する意見」の中で、「生産資材」、「農産物販売」、「全農等の在り方」、「地域農協の信用事業の負担軽減等」、「農業者の自由な経営展開の確保等」の5項目において提言が行われており、JAの信用事業にかかる提言では、「農林水産省は准組合員の利用規制の在り方についての実態調査・研究を加速すべきである」との見解が示された。

いわば、猶予期間ともいえるこの5年も半ばが経過しようとしており、農協経営に准組合員をどのように位置づけるのか、今後どのような対応を行っていくのか、といった准組合員の事業利用規制の在り方について、結論を出す期限が迫りつつある。

このような情勢を踏まえ、今一度、原点に戻って農協にとっての准組合員制度を検討し直すためにも、農協の准組合員利用に関してどのような議論が交わされており、実態として各農協でどのような准組合員対応が行われているのかを整理する必要がある。

そこで本研究では、准組合員利用規制に関する様々な議論を整理し、農協における准組合員対応の実態調査や既存のアンケート結果をもとに准組合員の農協利用の実相を明らかにすることで、今後の准組合員への対応方向のあり方に関する示唆を与えることを課題とする。

その内容として、本研究は次の3つの柱から構成されている。

第1の柱は、JAグループ北海道や農協が独自に実施したアンケート結果をもとに、道内農協の准組合員の実相把握を試みることである。第2の柱は、道内の都市部を事業エリアに含む農協への聞き取り調査をもとに、准組合員対応の現状と課題を明らかにすることである。第3の柱は、准組合員の事業利用規制の違法性と不当性に関する議論や見解を整理し、総括的に提示することである。

そして、これらの調査研究成果を踏まえ、総括として今後の准組合員対応のあり方に関する示唆と新たな対応方向に関する提言が示される。

本研究の取りまとめにあたっては、調査農協の関係者の皆様、また北海道農業協同組合中央会及び連合会の皆様に協力いただいている。ご多忙中にもかかわらずご協力を賜った方々に、この場を借りて厚く御礼を申し上げたい。

2019年3月
一般社団法人 北海道地域農業研究所

目 次

はじめに

序 章 調査研究の概要 (山口)	1
第1章 准組合員の事業利用規制をめぐる動向と論点について (佐藤)	4
第2章 北海道の准組合員動向と事例 8 農協の位置 (宮入)	14
第3章 JA さっぽろ (宮入)	21
第4章 JA あさひかわ (佐藤)	31
第5章 JA 道央 (小林)	38
第6章 JA いわみざわ (宮入)	47
第7章 農協事業を評価する地域住民と広報活動—JA 新はこだて— (糸山)	55
第8章 JA 帯広かわにし (小林)	65
第9章 燃料・自動車事業を中心とした准組合員化—JA ふらの— (糸山)	72
第10章 信用・共済事業を核とした地域住民との結び付き —JA 函館市亀田— (糸山)	78
終 章 総括 (宮入)	84

序 章 調査研究の概要

(山口 和宏)

1. 調査研究の背景と課題

国による准組合員の利用規制に対する方向性の検討は先延ばしされたとはいえ、いまだ予断を許さない状況にある。特に総計 28 万人を超える准組合員を抱え、生活インフラとしての JA 事業の位置づけが高い北海道において、准組合員対応の今後のあり方を明確化していくことは、改正農協法施行後 5 年（2021 年 3 月）に向けて、解決すべき喫緊の課題の 1 つであるといえる。

そこで、本調査研究では、道内でも特に准組合員数の多い農協の実態調査を通じて、准組合員の実相把握を図るとともに、農協の准組合員対応の現状と課題を明らかにし、さらには、准組合員の利用規制の違法性・不当性に関する識者の主張を整理・提示することで、これから準組合員対応のあり方のほか、総合農協の強みや地域社会・経済における JA グループの役割を明確化することを試みる。

2. 調査研究の方法

本調査研究では、以下の 3 つの視点から、調査研究を進めていく。

1) 准組合員の実相把握および事業利用の実態

生活インフラとして、道内 JA の生活事業が重要な役割を果たしていることは間違いないと思われるが、府県に比べて准組合員比率が高い北海道の准組合員の具体的な姿や、JA に対する期待について、現時点では十分に把握できているとは言い難い。特に、購買店舗を維持してきた JA では、ポイント・カードを活用した利用促進が図られてきた結果、所在不明な准組合員もあり、その正確な実人数の把握も難しい状況にあると想定される。

加えて、正組合員が准組合員問題をどう捉えているかについても、その意向を把握する必要があると思われる。

そこで、各 JA への聞き取り調査や JA 独自アンケート調査から、対象地域における准組合員の具体的な姿を捉えることを試みるほか、准組合員の事業利用状況や今後の意向（JA に対する期待）、そして、正組合員が考える准組合員・員外対応への考え方や意向等について明らかにする。

2) 都市部を中心とした准組合員対応の取り組みに関する調査

道内の農村部・過疎地域においては、企業の撤退によるスーパーやガソリンスタンド、銀行窓口等の減少のほか、医療施設や保育施設の減少、小中学校等の統廃合など、若い世代が安心して生活していくことが困難な環境となっていることが、より地域の人口減少に拍車をかけている。そのような農村部において、地域インフラとしての JA の役割が高いことは間違いない。

他方で、道内において都市部に暮らす准組合員が多数存在することも事実であるが、それらの実態把握は不十分なままである。今後、道内の准組合員対応のあり方を考えていく上で、これら都市部を地区とする JA も含めた准組合員対応の課題を検討していくことが

不可欠であると考えられる。また、都市部を含むが故に先進的な取り組みが存在する可能性も高い。

そこで、純農村部以外のJAを事例としつつ、実相把握と准組合員対応の現状と課題を明らかにする。また、高齢者への対応はもとより、未来の地域の担い手への生活支援を行う役割についても求められている。そこで、高齢者の利便性や福祉事業に加えて、年齢階層別、とりわけ子育て世代や若年者との関わりを含めた地域JAの役割について、先進的事例の実態分析を通じて現状と課題を明らかにする。

3) 准組合員の利用規制の違法性、不当性に関する識者の主張の整理・提示

准組合員の事業利用規制の違法性・不当性に関する識者の意見・主張を整理し、総括的に提示する。

3. 調査研究実施期間

平成29年8月～平成31年3月

4. 研究分担者

宮入 隆	北海学園大学 教授 (第2章・第3章・第6章・終章 担当)
佐藤 信	北海学園大学 教授 (第1章・第4章 担当)
小林 国之	北海道大学 准教授 (第5章・第8章 担当)
糸山 健介	酪農学園大学 講師 (第7章・第9章・第10章 担当)
入江 千晴	北海道地域農業研究所 常務理事
山口 和宏	北海道地域農業研究所 専任研究員 (序章 担当)

5. 調査研究経過

1) 研究班会議実施状況

- ① 第1回打ち合わせ会議（2017年7月26日）
- ② 第2回研究班会議（9月26日）
- ③ 第3回研究班会議（11月15日）
- ④ 第4回研究班会議（2018年3月29日）
- ⑤ 第5回研究班会議（5月10日）
- ⑥ 第6回研究班会議（9月25日）

2) JA調査実施状況

- ① JAいわみざわ（2017年5月9日）
- ② JAさっぽろ（6月5日）
- ③ JA新はこだて（9月4・5日）
- ④ JA函館市亀田（9月6日）
- ⑤ JAふらの（10月10日）
- ⑥ JAいわみざわ（2018年3月15日）
- ⑦ JAさっぽろ（4月20日）

- ⑧JAあさひかわ（5月22日）
- ⑨JAいわみざわとの意見交換会（6月14日）
- ⑩JA帯広かわにし（6月25日）
- ⑪JA道央（7月9日）
- ⑫JA士幌町（11月9日）
- ⑬JA鹿追町（11月9日）

3)JA北海道中央会・連合会との会議

- ①研究打ち合わせ会議（2018年3月29日）
- ②中間報告会（5月17日）
- ③JA北海道中央会との情報共有会議（2019年3月20日）

6. 報告書の構成

本報告書の構成は以下の通りである。

第1章では、文献や資料をもとに、准組合員利用規制の違法性・不当性についての各方面からの意見を整理し、その本質を提示する。

第2章では、統計データをもとに、道内の各JAにおける准組合員の構成状況を整理し、調査対象となるJAの位置づけについて言及する。

第3章から第10章にかけては、各JAへの聞き取り調査をもとに、准組合員対応の実態やJAに求められている役割、今後の対応方向について整理を行う。

終章では、全体の調査研究を総括し、今後の准組合員対応のあり方についての示唆を与えるとともに、新たな対応方向についての提案を行う。

第1章 準組合員の事業利用規制をめぐる動向と論点について

(佐藤 信)

1. はじめに

本稿では、JAの準組合員の事業利用に関する規制（以下、事業利用規制）をめぐる識者の主張を整理し、論点を提示することにする（各論者については敬称略）。

2016(平成 28)年4月、改正農協法が施行された。政府による農協改革の「圧力」があつた中、JAグループはJA中央会制度の廃止を受け入れ、またJA自らが「自己改革」をすすめることで一応の決着をみた。准組合員の事業利用規制については、改正農協法施行から5年間の検討期間が与えられることになった。

JAの準組合員制度は、もともと第二次大戦後の旧農協法によって位置づけられた。旧農協法では、准組合員は組合員として事業利用はできるが、正組合員とは異なり議決権や選挙権（いわゆる共益権）を有しないとされた。協同組合の組合員資格が正・准の間で異なることとなった歴史的経過については様々にわかれている。特に、太田原高昭が指摘するように、第二次大戦後の農業会解散と農協への移行の際に、組合員を勤労農民に限定した場合に農民以外の地域住民のもつ債権や預貯金の扱いに苦労するという問題が伏在していた¹。准組合員制度はこうした事情から誕生し、現在に引き継がれてきた。一人一票制が協同組合の原則であるにもかかわらず、共益権を有しない准組合員が存在することは協同組合として一つの「矛盾」である。その矛盾が時々に、准組合員制度をめぐる「問題」として取り上げられてきたが、大きく切り込まれることなく、今日に至っている。今般、改正農協法を契機として、准組合員制度そのものを改めて見直すことになるが、制度の見直しには、事業の利用状況だけでなく、各JAにおける准組合員の実態把握が重要な課題となっている。

周知の通り、准組合員数と准組合員比率(組合員数に占める准組合員の割合)は双方とも増加している。この事実から引き出される仮説は以下の2点である。一つは、従来の准組合員数増の直接的要因ともなった信用・共済事業への地域住民の抱え込みだけではなく、共同生活手段（病院や学校、預貯金先や商店、ガソリンスタンドなどのサービス業）の衰弱から准組合員数が増加しているのではないか、という点である。二つは、准組合員の協同組合参加に関わる点である。准組合員は農業者ではないが、「農業の応援団」として参加している事実があるならば、准組合員制度の現代的な意義を積極的に評価すべきである。関連で、准組合員に共益権を付与する必要があるとの意見もあるが、そのためには、まず、各JAにおける「組合員参加」や正・准組合員双方の要求・意向を明らかにしなければならない。

JAの実態把握では以上の2つの仮説を実証する必要がある。事業の利用状況に加えて2つの仮説が実証されて、初めて准組合員制度の正しい評価が可能になると思われる。

以下では、JAの実態把握を行う際の前提として、最近の政府主導の農協改革の一環としての准組合員の事業利用規制の動向を整理し、次いで、准組合員制度をめぐる諸議論の論点整理を行う。最後に、北海道の准組合員をめぐる幾つかの課題について提示することに

¹ 太田原高昭『新明日の農協』農文協、2016年、90頁

したい。

2. 准組合員の「事業利用規制」をめぐる動向—2000(平成12)年以降

①総合規制改革会議答申——2002(平成14)～2003(平成15)年

准組合員に対する事業利用規制については、2016(平成28)年の農協法改正の折に唐突に議論が登場したような印象を受けるが、必ずしもそうではない。すでに2000年代初頭から、内閣府における規制改革の中で、「員外利用規制」とセットになった「准組合員制度」に対する「規制」が始まっていたと見られる。

たとえば、2002(平成14)年12月の内閣府の総合規制改革会議第2次答申では、「組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずるべきである」として員外利用規制を強化しようとする答申を公にしている。

また、翌2003(平成15)年12月の同第3次答申では、「多くの単位JAにおいては、正組合員、准組合員の実態や員外利用の状況を正確に把握していない」状況があるとして、今後の実態把握が求められるとともに、法令違反等(特にJAバンクの非組合員利用率)がある場合は是正措置が必要と述べている。員外利用規制とともに准組合員に対するこうした答申を踏まえ、JAグループは員外利用対策をすすめた結果、員外利用者が減る一方で、准組合員が増加することになった。

第3次答申は、「准組合員に対しては員外利用率規制が適用されないため、農協が准組合員向けの事業を拡大することを通じ、正組合員のメリットの最大化につながらない制度運用がなされる可能性があることから、准組合員が300万戸を超えている実態を踏まえ、准組合員制度の適切な運用のための措置を検討し、所要の措置を講ずるべきである」と指摘していた。だが、当時は法令上の義務要件は附されず、2014(平成26)年の規制改革会議の答申で、再度、取り上げられることになったのである。

②内閣府規制改革会議——2014(平成26)年5月

2014(平成26)年5月22日の規制改革会議農業WGの答申案では、「准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の2分の1を越えてはならない」ことが明記された。次いで、同年6月12日、規制改革会議農業WGは「農協は農業者の組織として活動してきたが、時代の変化の中で、農業者でない准組合員の人数が正組合員の人数を上回り、信用事業が拡大するなど、農協法制定時に想定された姿とは大きく変容しているとの指摘がある。したがって、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするために、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する」と答申した。このWGの答申が「突如として」、准組合員に対する事業利用規制を強調したとする意見もあるが²、2002(平成14)～2003(平成15)年の議論を踏まえた答申だったと推測される。

² 増田佳昭「それまでの議事録を見ても、准組合員の利用規制を議論した形跡はない。唐突だった」(『日本農業新聞』2017年2月3日)との指摘がそれである。

③改正農協法施行——2016(平成 28)年 4 月

いずれにせよ、こうした「圧力」の下、政治決着の末に「JA中央会廃止」などを内容とする農協法の改正が行われたのだが、准組合員制度については、「政府は、准組合員の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする」³となり、5年間の検討期間を設けた。政府は、5年の検討期間中に正・准組合員の事業利用実態と農協「自己改革」の実施状況を明らかにすることにしたのである。

④規制改革推進会議答申——2017(平成 29)年 5 月

2017(平成 29)年 5 月 23 日、規制改革推進会議は「農林水産省は准組合員の利用規制の在り方についての実態調査・研究を加速すべきである」と答申した。さらに、2018(平成 30)年 4 月 26 日の規制改革推進会議農業WG資料(農水省作成)によれば、「単位農協の事業の対象者(担い手農業者・兼業農家・地域住民)が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、事業の内容・対象者に応じて、子会社の活用など、適切な組織形態を選択できるようにすることも必要である。その際、単位農協が実際上地域のインフラとしての側面を持っており、組合員でない地域住民に対してもサービスを提供していく必要が生じているが、一方で農業者の協同組織という農協法制の下では員外利用規制は本質的なものであり、対応に限界があることに配慮する必要がある」。「必要な場合には、農協の組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする」。

「このことを前提に、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするために、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する」とされた。

こうした政府主導の「農協改革の内容」を受けて、農水省の大澤経営局長は、「准組合員の問題についてでございますが」、「今まででは我々としては准組合員の事業利用の状態について、どういう手法で調査をすべきかというものについて(略)、去年マニュアルというものをつくりました」、「これに基づきまして本年 1 月より調査を開始しているところでございます」と述べている。

また、農水省の日向協同組織課長は、太田弘子WG議長のいつ結論が出るのか、との質問をうけて、「准組合員につきましては、結論から申し上げると 1 回目の調査の取りまとめは 31 年 5 月ごろになります」と回答した。改正農協法の附則を踏まえて農水省の担当者から、准組合員の JA 事業の利用状況調査のタイムリミットが示されたわけである。

しかしながら、JA の准組合員の事業利用規制をめぐっては、「准組合員」の性格づけを始め様々な議論がある。利用状況調査は、それらの議論を踏まえた上で行う必要があろう。とりわけ、准組合員比率の高い北海道では、前述した准組合員が増加した原因や准組合員は農業の応援団として参加しているのか、に関する 2 つの仮説の検証が欠かせない。

³ 農水省「農協法改正について」2016 年 1 月

3. 准組合員の事業利用規制をめぐる論点

2014(平成 26)年の規制改革会議の答申を受けて JA 北海道中央会は「道内 JA では、地域のライフルラインとして、日常生活になくてはならない事業を行っている JA が多く、その結果、組合員に占める准組合員の割合が 80% を占めている。准組合員は、JA の目的・趣旨を理解したうえで事業利用を目的に加入している JA のサポーターであり、准組合員の権利である事業利用権に法的な制限を加えることは、生活権の侵害につながり認めることはできない」⁴として断固対抗する姿勢を示した。JA が「地域のライフルライン」となっていること、准組合員は「JA のサポーター」であること等を根拠に、事業利用規制に断固反対の意思を明らかにしたのである。北海道の農山村の生活実態からすれば当然ではあるが、准組合員の実態や要求・意向はどうなのか、政府への説得力をもった内容であるのかどうか、の吟味が必要であろう。

准組合員の位置づけをめぐっては、識者をはじめ様々な議論が百出している状況である。ここでは、論点を大きく 2 点に絞り、それぞれの見解を確認してみよう。1 つは准組合員の質的な面を維持するか変更するかの議論、もう 1 つは准組合員の量的な面を維持するか、減らすかの議論である。

1) 准・正組合員の位置づけ（准組合員の質的な面）に関する議論

准組合員「事業利用規制」の動きに対して、定款を改正し、正・准組合員を一体化して対応する必要があるとの議論がある。そうなると、准組合員に「共益権」を与えるか否かといった点が議論の中心テーマとなる。まず、これをめぐる議論を検討しよう。

① 共益権をめぐって

准組合員に共益権を付与せよ、という議論について、太田原高昭は反対であると明確である。その理由は、一つには「准組合員自身が共益権を得て正組合員になるという要求をもっているのかどうか明確でない」⁵ことがある。二つには「農協の組合員を耕作農民に限定し『非農民的勢力の影響を排除する』ことが、農協政策の戦後改革の原点だったからである」⁶。

ただし、前半の理由については、今後のアンケート等の調査結果にゆだねることとしているので、全面的に反対というよりは留保つきの意見であることに注意が必要かもしれない。

他方、石田正昭は、「准組合員事業利用規制の絶対阻止」を前提とした上で、准組合員への共益権付与の方法を提案している⁷。第一の方法として、「正・准組合員の区別なく議決権を付与し、完全な一人一票制を実現すること」、第二の方法として「各組合が定款に基づき事業利用量に応じた複数議決権を付与する方法」(ドイツ、オランダの農業協同組合に見られるという)、第三には「准組合員に一人一票の議決権を与えるものの、議決権総数に占める准組合員の議決件数に一定の制限を設けること」(フランス、イタリアの支援組合方式という)、第四には「准組合員にも一人一票の議決権を与えるものの、准組合員を含む全組合員の議決と准組合員を含まない正組合員だけの議決を行い、両者の議決が異なる場合は後

⁴ JA 北海道中央会「規制改革会議の『農業改革に関する意見』に係る JA グループ北海道の考え方」、2014 年 5 月

⁵ 太田原高昭『新明日の農協』農文協、2016 年、241 頁

⁶ 同上 242 頁

⁷ 石田正昭『日本農業新聞』2017 年 10 月 20 日の記事

者の議決を優先するというもの」である。

いずれの方法も太田原が指摘する組合員の参加意思が伴っているかどうかの精査が必要であり、各JAの准組合員の実態把握を行わない限り、石田の提案は現実的とはいえない。また、「正・准組合員の区別」なく一人一票制を実現するといった理念は、大規模化した他の協同組合の民主的運営のあり方とも共通する課題であり、それをJAにだけ求めるのはバランスがとれていないと思われる。

②正・准組合員制度を区分しない議論

准組合員への共益権付与の議論がある一方で、そもそも准組合員と正組合員を分けること自体に疑義を唱える見解もある。

明田作は、准組合員制度について、「協同組合の原則にのっとり、組合員の数を制限せず、オープン・メンバーシップ制、すなわち加入・脱退の自由の原則を採用している。したがって、組合員資格を有する限り、正当な理由なく正組合員であれ、准組合員であれ加入を拒めない」。逆に、「組合員の事業利用の制限は制度的にも論理矛盾をきたす」⁸と述べている。また、JAの准組合員については、「准組合員制度は何も、法制度上、わが国固有の制度というわけではなく、多様であり様々な考え方があり得ること、さらにはいずれの場合でも准組合員の利用規制などといった考えはどの国の制度をみても存在しないこと」⁹とし、台湾他の諸外国の事例を紹介している。

人々、自主的な存在であるはずの協同組合に対して、事業利用規制をかける議論が起こること自体が問題であるともいえよう。仮に、准組合員の事業利用が違法性を帯びているという議論が起こるとするならば、それは暴論といってよいと考える。

2) 准組合員が正組合員よりも増加し、正組合員による組織運営に影響を及ぼすとの議論(准組合員の量的な面)について

准組合員数が正組合員数よりも多くなると、正組合員による組織運営に悪影響を及ぼす可能性があるとの指摘がある。第一に、改正農協法はJAが「農業者の所得増大」に最大の配慮をすると定めたが、それに問題が生じるのではないかという指摘である。第二に、准組合員の事業利用から得られた剰余にも優遇税制が適用されることや、黒字部門から赤字部門へ補てんすれば本来払うべき法人税を払っていないこと、そして、「赤字が常態化した事業の放置」をするならばそれば「事業体として正しい姿ではない」¹⁰との批判である。

第一の指摘については、総合農協を維持せよという立場から、総合農協を止めて専門農協に転換すべしとの極論まで存在する¹¹。総合農協を止めよという極論は、現実のJA事業が

8 明田作 『農林金融』2017年12月

9 同上 " 7-689 頁

10 石田正昭 『日本農業新聞』2017年10月6日付

11 改正農協法第7条の第1項では、組合は「その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする」と謳っており、准組合員の事業利用権を奪うことを想定していないにも関わらず、第2項では、ことさら農業者（正組合員）への奉仕を強調している。ゆえにこの規定（第2項）によって、「行政庁は農業所得の増大に専念しているかどうか、これを外形的に判断する権限と、法の規定に合わない組合の総合農協から専門農協への転換を強制する権限を獲得できることになる」（石田正昭「戦後農協のアイデンティティ

地域社会の持続的発展に果たしている事実を明示することによって否定可能と思われる。そのためにもJAの実態把握が重要である。JA事業による地域社会存続の事実を示すことで、准組合員数の増加理由を証明することができると思われる。

なお、第一の指摘に関して、明田作は、准組合員数が正組合員数より増大しても、農業者にのみ議決権を付与することで農業者による意思決定は担保されていると主張する¹²。さらに、准組合員の増加によって農業者の「農業所得の増大に最大限の配慮」がおろそかになる恐れが生じたとしても、「総会の決議の成立要件を、たとえば普通決議を要する案件につき、正組合員の過半数の賛成の意思表示に加えて准組合員を含めた出席者の過半数の賛成の意思表示を必要とするよう、その要件を加重することは法的には許されるはずである」として、定款変更の範囲で対応可能だと明田は主張する¹³。この方法ならば、准組合員増加および准組合員参加の問題は、一定程度、解決できると考えられる。

次に第二の指摘は、准組合員（や員外）の事業利用から得られた剰余を他事業の赤字の穴埋めに使うのは問題であるとの主張である。例えば、日本経済新聞は、「農協は農家の組合だからこそ生損保、銀行兼業などの特権が認められている。非農業者を顧客に金融事業に注力する姿は農協の設立目的とかけ離れている。少なくとも准組合員や組合員以外の利用が、正組合員（農家）を超えないようにすべきだ」として、「准組合員の拡大に歯止めをかけ、金融事業に依存しすぎる農協の実態を是正することこそ農協改革の本丸といえる」と主張している¹⁴。

この議論に対しては、まず、日本に限らず、購買事業と信用事業を兼営した農協が、海外でいまも存在している事実がある。ドイツでは兼営農協が112組合存在している。¹⁵日本の総合農協がとりわけ批判されるいわれはないのである。

また、青柳斎は、「信用分離」によって、従来の事業部門間の連携が弱まり「複合・総合涉外体制が不可能になる」危険性があると指摘する¹⁶。加えて、総合農協批判の背景には、農協の「信用分離」によって民間金融機関の参入障壁をなくすという思惑があるようだが、むしろ、これから地域金融機関の重要な役割として、「担保・保証依存の低金利競争から脱皮し、地域活性化や雇用創出、事業再生支援、生活環境整備などの取り組み」をすすめるべきであり、そうであればむしろ「兼営形態」が望ましいと青柳は指摘している¹⁷。

このように、単純な「総合農協解体論」「信用分離論」は、JAの総合事業が地域社会に果たしてきた役割や、信用分離による農業者への不利益拡大などへの無理解から来ている主張と思われる。

4. 准組合員をめぐる従来からの論点

准組合員をめぐっての議論は、最近の「政府主導の農協改革」の中で突如として現れ

イと准組合員問題」「『農協 准組合員制度の大義』農文協、36頁）おそれがある。

12 明田作 「准組合員に関する制度的論点と課題」693

13 明田作 「准組合員問題をめぐる論点とその検証」『農業と経済』2018年7・8合併号、72頁

14 『日本経済新聞』2017年5月26日付

15 石田正昭『日本農業新聞』2017年7月14日

16 青柳斎「信用分離論の論点」『農業と経済』2018年7・8月

17 同上 リ

たものではなく、戦後古くから行われてきたものである。ここでは准組合員をめぐるこれまでの諸議論について要点を整理してみよう。

1) 都市化・混住化と農協准組合員問題

1960年代、近藤康男は、農協准組合員増加の一層の進行は「農協の組織や事業内容を、信用事業、農業生産、消費生活など内容的にちがったものの調整」という問題を含み、「農協の事業内容は多元複雑化する」と指摘していた。とくに、信用事業を利用するための准組合員の増加は、「組合員資格に対する法律を改正し、準（ママ）組合員に対する差別待遇を廃すべし、あるいは農協を地域的な経済機関（生活協同組合および貯蓄銀行）たらしむべし」という意見があらわれている（近藤康男『新版 協同組合の理論』御茶の水書房、1966年、193頁）。准組合員増加による農協の性格変容と、准組合員をめぐる法改正いかんが昔から論じられていたことがわかる。

次いで1970年代には、都市化・混住化の進む「都市農協」における准組合員の増加に際して「農民の協同組織」である農協の性格をいったいどうとらえたらいのかという問題が論点となった。鈴木博は一つの打開策として、「農業者だけの同業組合」だけではなく、地域社会における異質なものの協同、「協同組合地域社会の建設」こそが、ICAのレイドロウ報告が指摘する方向であり、実践的な課題でもあると述べた¹⁸。

この議論のいきつく方向は、農協の「地域協同組合」化であり、大いに議論を呼んだが、その後、論議は沈静化する。

荷見武敬（はすみ たけよし）は、1960年代後半以降の農村の都市化・混住化の進展にしたがい、准組合員比率が増加していること、また准組合員には賃労働者の割合が多く、次いで「商業・サービス業自営」「製造業自営」などの地元中小商業者が続くこと、これら准組合員の大部分が信用・共済事業の利用をきっかけに加入していることなどを明らかにした¹⁹。都市化・混住化の進展に対し、農協陣営は、1970年の「生活基本構想」を通して、地域一般住民との交流強化と（准）組合員としての積極的受け入れをすすめるよう示したが、農政審や農水省は逆に、准組合員増加に消極的な姿勢を示した。こうした動きに対する「農協系統内部で組織原則についての討議が不徹底であったこと」から准組合員問題に対する取り組みの「混迷」がみられたと、荷見は指摘する²⁰。

そして、「准組合員のウエートは着実に増大し、正組合員自身の内実も、そのかなりの部分が耕作規模、農業従事日数などからみて、農的色彩の薄れた准組合員的性格が日増しに濃くなっている。正准の境界を取り払い、准組合員をひさし（軒）の下から母屋に招き入れ、本来の協同組合原則に基づく平等な一人一票制度による民主的運営に立ち返ることが、近い将来の課題として強く要請されるのではなかろうか」²¹と荷見はまとめている。

荷見の指摘はそのまま現在の准組合員対応の一つとして留意する必要があると思われる。つまり、正組合員の農的色彩の薄れたJAでは、正・准組合員に「境界」を設げず一体となったJA運営を目指す必要があるということである。ただし、全てのJAが等しく「一体」

¹⁸ 鈴木博 『農協の准組合員問題』全国協同出版、1983年、156-157頁)

¹⁹ 荷見武敬 『協同組合学ノート』家の光協会、1992年

²⁰ 同上 //

²¹ 同上 //

となつた運営を目指すのではない。個々のJAの正組合員の内実に応じて対応すべきことなのであり、まずは、JAごとの正組合員の内実の把握が課題となってくる。

2) 正・准組合員との関係をどう構築するか

増田佳昭は、「准組合員問題の抜本的な解決には、組合員の規定をそれぞれのJAの定款に委ねる方向での、農協法改正が必要だと考える」²²として、「それぞれのJAが准組合員に関する基本的な対応方向を定め、具体的な改革を進めることが必要だ」としている。

例えば、改正農協法との関係から「農業」という職能的目的を重視するのならば、「准組合員を『地域農業の応援団』として位置付けることが大事であり、具体的には、直売所の利用をはじめ地域農業を支える役割を准組合員に期待し、その方向で働き掛けるべきだろう」と述べている。この主張は、「農業」という職能を重視した、やや正・准の間の距離を意識した対応策といえる。

他方、「高齢化と人口減少が進む地域では、地域のくらしを支えるJAの役割を積極的に打ち出すべき」で、「協同組合としての特性を維持するためには、准組合員の運営参加の道を開くことはぜひとも必要である」²³と増田は主張する。地域のくらしを支えるJAの場合は「運営参加の道」をぜひ開けと提起して、正・准を交えた（もしくは一体となった）JA運営の必要性を述べている。

増田の主張で注意すべきは、意思決定はあくまでも各JAの自主性にゆだねる必要があるという点である。准組合員の位置づけも、JAごとに明らかにすべきことなのである。

この他、准組合員の参加をめぐっては、明田作も「今日、産業としての農業に新たな芽が育まれていることは否定しないが、それだけで農業・農村の衰退が止められるわけではない。これまでの歴史と現実を踏まえるならば、より重要なのは、農業を単に産業としてとらえるのではなく、その営まれる場を生産空間と同時に生活空間として、総合的にとらえる視点であろう」²⁴と指摘し、「生産空間」と同時に「生活空間」の持続的発展のためのJAの役割について言及している。

明田の指摘したJAの役割と、2000年代の員外利用規制という外的環境への対応でJAが准組合員を意識的に増加させたことを踏まえれば、准組合員を含めたトータルなJAの在り方を個々のJAで検討すること、それが「るべき方向」であろう。これは、准組合員制度を有する農林漁業の協同組合に共通する課題である。

3) 地域社会への貢献とJA

原弘平は、協同組合原則の一つに「地域社会への貢献」が加えられたのだから、協同組合は「事業性」とともに「社会性」を併せ持つ存在であると指摘した。加えて、原は、「地域の農業資源を自治的に管理する主体としての農協の役割は、法律に規定されることによって行われるものではなく、協同組合がそもそも有する本質的な役割、機能に基づくもの」であると主張した²⁵。地域資源の持続的発展のための協同組合の役割の重要性に関する原の主

²² 増田佳昭『日本農業新聞』2017年2月3日付

²³ 同上 //

²⁴ 明田作 「農業協同組合法制の課題と展望」『農林金融』2009年10月

²⁵ 原弘平「『コモンズ』としての地域農業資源と准組合員」農文協編『農協准組合員の大義』

張を再確認する必要がある。併せて、メンバーである准組合員の、地域資源管理への参加実態と意義を解明する必要がある。

地域資源の主たる保全対象としては、農山漁村地域を中心に論じられがちだが、都市農業であっても同様である。北原克宣は、准組合員数が正組合員数の約5倍にのぼる、神奈川県のJAさがみの事例分析を通して、貯金・共済とも1兆円を超える資金量を誇りつつも、「営農担当職員を育成しながら営農指導体制の強化を図り、直売所を拠点として都市農業の発展に寄与しようとする、意外なほど伝統的で素朴な農業協同組合」の実態があると指摘するとともに、農業振興に努めた結果、遊休農地の解消、農業塾開講による農業後継者の育成にも力を入れ、地域農業（ここでは地域資源と同義）の維持発展に都市のJAが大きな役割を果たしていることを示している。²⁶

都市・農村のJAを区別することなく、個々の事例を積み上げることによって、地域資源の管理主体である各JAの役割や、JAの准組合員の参加実態等が明らかにされると思われるが、それはまた端緒的、個別事例的なものにとどまっている。

5.まとめ—北海道の准組合員をめぐる実態解明のために

北海道にあっても、農協准組合員の実態把握と事例分析ははじまったばかりであり、その実態解明には道内全農協に対する調査が必要となるかもしれない。そのために仮説を以下提示してまとめにかえたい。

第一に、北海道の地域社会・経済にとって、住民生活をサポートする存在として総合農協が大きな役割を果たしていることはいうまでもないが、そのために准組合員制度が活用されている可能性は強いと考えられる。当然のことながら、総合農協がその役割を果たすためには、連合会の存在が大きいため、その役割の解明も各単協分析と同様に重要と考えられる。また、JAには、農業者のためだけでなく地域社会・経済に果たす大きな役割があることを組合員自らが認識する必要がある。そのための協同組合教育の強化が求められるところである。

第二に、JAの実態調査・分析を通じて准組合員の位置づけが明らかになるが、同時に、正組合員が准組合員問題をどう捉え、どのような関係が構築されているか、もしくは構築されていないかも明らかになると考えられる。

第三に、北海道の准組合員数は札幌市や旭川市など「都市部」に多い。こうした都市部の准組合員の実態把握を通して、都市化・混在化の中での准組合員の性格やJAへの参加実態、事業利用の内容など、全国共通の傾向も明らかになるものと考えられる。

第四に、単協ごとに准組合員の性格が異なるとすれば、その中から、先進的な「准組合員対応」を行っている事例が摘出できる可能性がある。実態調査の必要性は先進事例の摘出にある。実態調査にあたっては、准組合員の年齢階層別の属性（とりわけ子育て世代や若年者）ごとの性格やJAとの関わり、JAからの支援内容などの把握が重要となろう。

いうまでもなくJAは協同組合であるから、相互扶助の精神や協同組合原則にのっとり、

農文協、2015年、65)

²⁶ 北原克宣「都市型農協—JAさがみ（神奈川県）の取り組み」『農業と経済』2018年7月)

「地域社会の持続的発展」に向けた活動が重要である。例えば、明田は「協同組合運動は、人々の『参加』を通じて問題解決を図る組織であり、またあつたはずであるが、農業、農村に基盤を置く、かつ事業を総合的に行う協同組合として、農業と人間らしく住みやすい地域を維持し、発展するために、農協が果たすべき、ないしは果たしうる役割は少なくないはずである」とも指摘する²⁷。

2000年代に「員外利用規制」という外的環境への対応の結果、准組合員が増加したJAは北海道内にも多い。そして、地域社会の持続的発展に果たすJAの役割を踏まえれば、准組合員（や員外利用）を含めたトータルなJAの在り方を個々のJAで検討するという先述した明田の「るべき方向」は、北海道のJAにも当てはまると思われる。

²⁷ 明田作 「農業協同組合法制の課題と展望」『農林金融』2009年10月号41頁

第2章 北海道の准組合員動向と事例8農協の位置

(宮入 隆)

1. はじめに

事例分析に先立ち、本章では、道内の准組合員数の動向を統計資料により確認するとともに、今回調査を行った8農協の事例的な位置づけを明らかにする。

筆者はすでに宮入[4]において、統計資料分析により道内の2014年頃までの准組合員の動向について分析しているが、本稿ではその内容を踏まえつつ、さらに近年の状況変化についてまずは確認したい。ここでの「近年」とは、まさに改正農協法の成立（2015年）を前後する期間であり、准組合員への事業利用規制が検討される中にあって、准組合員数はどのような変化を見せているのかということにある。

また、前回の事例調査においては、とくに地域インフラとしての機能発揮が高く求められる沿岸部や中山間地域に焦点を当てていたが、今回は、都市部を含む地域を中心に准組合員の動向変化を分析していくところに相違がある。それでも全体傾向の指摘については、宮入[4]と同様の記述内容になることを断っておく。

2. 准組合員数の動向

表2-1では、2016（平成28）年現在の全国地域別の准組合員比率を示した。改正農協法に先立ち、規制改革会議による「農業改革に関する意見」が出された2014（平成26）年の前年である2013（平成25）年と比較して、全国・北海道とともに准組合員比率は高まっており、全国的な准組合員の増加傾向に大きな変化はみられない。ただし、次の図2-1でみると、全国の准組合員比率が道内よりも早いペースで高くなっていることから、その点からは、徐々に差は狭まっており、その点で、全国の状況は北海道に近づいているということができる。

全国平均の准組合員比率は、個人でみても、団体を含む全体でみても58.0%であり、平均を超え、7割近くあるのは、大都市圏を含む南関東と近畿、そして東海・中国のほか、九州・沖縄となっている。

表2-1 全国地域別にみた准組合員比率の比較[2016年]

	組合員数						准組合員 戸数 (准組)	個人/戸数 (准組)		
	個 人		団 体		合 計					
	全 体	うち准組合員(比率)	全 体	うち准組合員(比率)	全 体	うち准組合員(比率)				
全 国	10,346,202	5,997,642 (58.0)	98,224	78,926 (80.4)	10,444,426	6,076,568 (58.2)	4,901,662	1.2		
北 海 道	345,922	283,294 (81.9)	10,069	7,047 (70.0)	355,991	290,341 (81.6)	276,378	1.0		
東 北	992,414	386,714 (39.0)	20,826	18,480 (88.7)	1,013,240	405,194 (40.0)	303,018	1.3		
北 陸	691,823	339,857 (49.1)	14,022	11,994 (85.5)	705,845	351,851 (49.8)	262,994	1.3		
北関東	585,613	249,363 (42.6)	5,303	4,106 (77.4)	590,916	253,469 (42.9)	198,182	1.3		
南関東	1,186,980	797,583 (67.2)	6,212	5,239 (84.3)	1,193,192	802,822 (67.3)	694,820	1.1		
東 山	413,878	170,400 (41.2)	4,106	3,373 (82.1)	417,984	173,773 (41.6)	126,858	1.3		
東 海	1,553,001	1,015,305 (65.4)	6,703	5,185 (77.4)	1,559,704	1,020,490 (65.4)	841,490	1.2		
近 畿	1,394,801	908,136 (65.1)	6,791	5,623 (82.8)	1,401,592	913,759 (65.2)	753,575	1.2		
中 国	1,169,607	693,272 (59.3)	7,514	5,795 (77.1)	1,177,121	699,067 (59.4)	501,031	1.4		
四 国	588,586	307,628 (52.3)	2,185	1,330 (60.9)	590,771	308,958 (52.3)	256,271	1.2		
九 州	1,288,169	760,039 (59.0)	13,179	9,817 (74.5)	1,301,348	769,856 (59.2)	608,382	1.2		
沖 縄	135,408	86,051 (63.5)	1,314	937 (71.3)	136,722	86,988 (63.6)	78,663	1.1		

資料：農林水産省「総合農協統計表」より作成

図2-1では、道内における組合員数の推移をみているが、注目すべきは、2000年代後半以降に、増加してきた組合員数が2016(平成28)年に若干ながら減少したことである。近年は正組合員の減少を上回る准組合員の増加が減少を補ってきたのだが、准組合員が2015(平成27)年度から2016(平成28)年度で約2,000人減少したことが要因となっている。

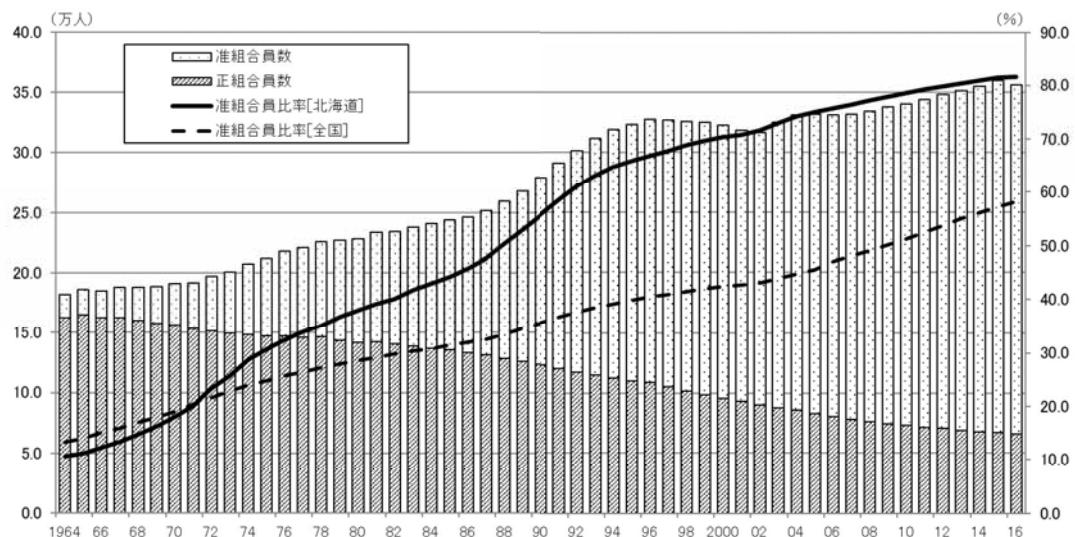


図2-1 北海道における准組合員数および准組合員比率の推移

資料：農水省「総合農協統計表」より作成

この要因の1つは、所在不明の准組合員の整理によるものだと考えられる。その具体的状況は、第4章でみるJAあさひかわの事例で詳述するが、政府による准組合員の利用規制への言及がなされたことと関連して、今後、各地でこのような所在不明の准組合員の整理が行われる可能性が高い。とくにポイント・カードで准組合員が増加してきた農協などでは、すべての准組合員を把握することは困難な状況にあることも推察されるが、准組合員の利用規制の是非が鋭く問われている現状においては、組合員の実態把握や利用状況を明確化していくことは、JAグループ全体で対応すべき課題の1つとなっているということができる。

なお、JA要覧で2015年度と2017年度を比較して、100名以上、准組合員が減少した農協は、JAあさひかわ(6,938名)、JAきたそらち(214名)、JA夕張市(170名)、JA新すながわ(165名)、JA北ひびき(157名)、JA稚内(118名)の6農協である。他方で、同期間に500名以上の増加があった農協は、JAさっぽろ(5,422名)はじめ、JA道央(953名)、JA新はこだて(707名)、JA帶広かわにし(532名)、JAふらの(650名)となっている。

このように道内の准組合員数の全体的な増減は、多くの准組合員を抱える都市部を含む農協の動向に左右されている。それゆえ、インフラ機能への期待は農村部に比べ弱いとはいえ、道内の多数の准組合員が加入する都市部の農協での対策も重要だということができる。

その意味でも、本研究では都市部を含む農協を事例として選定した。

表2-2では、道内における准組合員数の上位10農協とその割合を示した。首位のJAさっぽろはもとより、その他の農協も振興局の拠点が所在する地域にあるなど道内における中核都市である。108農協のうちのこれら上位10農協のみで准組合員総数の半数近く占めていることは、道内において准組合員比率の高さの根拠を、インフラ機能のみで考えていくことを困難にしている。

ちなみに、表2-2において、●印を付した農協が本研究の事例農協である。本研究における事例の位置づけについては次節で詳述するが、ここでは、准組合員比率の地域別状況から、従来からいわれてきたインフラ機能という点からも道内の准組合員比率の高さが生じていることを確認しておきたい。

表2-2 道内における准組合員数の上位10農協[2017年]

JA名		准組合員数(割合)
さっぽろ●		29,995 (10.3)
あさひかわ●		20,281 (7.0)
道央●		16,076 (5.5)
いわみざわ●		14,053 (4.8)
新はこだて●		12,223 (4.2)
帯広かわにし●		11,038 (3.8)
ふらの●		10,769 (3.7)
南るもい		9,010 (3.1)
函館市亀田●		7,447 (2.6)
稚内		7,373 (2.5)
上位10JA合計		138,265 (47.4)
全道合計		291,663 (100.0)
1JA平均		2,701

資料:JA北海道中央会「JA要覧」より作成

表2-3 振興局別准組合員比率の現状[2017年]

	正組合員数	准組合員数	総計	准組合員 比率
				単位:人、%
宗谷	877	12,593	13,470	93.5
留萌	1,476	11,612	13,088	88.7
釧路	1,409	10,431	11,840	88.1
道南	3,240	22,024	25,264	87.2
石狩	7,481	52,226	59,707	87.5
根室	1,597	8,415	10,012	84.0
オホーツク	5,990	26,444	32,434	81.5
空知	10,549	42,771	53,320	80.2
上川	13,965	52,387	66,352	79.0
十勝	9,598	31,024	40,622	76.4
胆	5,081	16,118	21,199	76.0
後志	3,137	5,618	8,755	64.2
総計	64,400	291,663	356,063	81.9

資料:JA北海道中央会「JA要覧2018年版」より作成

注: JA幌延町は宗谷ではなく留萌に含まれる

表2-3では、2017年現在における振興局別の准組合員比率をみている（但し、JA幌延

町は宗谷ではなく留萌に含まれる)。90%を超える宗谷からオホーツクまでは全道平均以上であり、上位の地域は宮入[4]でみた2014年から変化はない。この中には、大都市圏の札幌市を含む石狩もあるとはいえ、中心は沿岸部や中山間部といった人口減少が著しい地域である。このような地域では、民間企業の進出が限られるゆえに、准組合員となって農協を利用している住民が多いことは間違いない。その意味で、北海道のJAグループは、正組合員そして准組合員はもとより員外利用者まで含めて、地域住民総体の生活を農協が総合的な事業で支えているということができる。

3. 調査事例の位置づけと想定される准組合員の主体

以上のとおり、第1に、実数的には都市部を含む地域に准組合員が集中していること、第2に、農村部・沿岸部における准組合員比率の高さという両面から、道内における准組合員の状況を確認してきた。

統計資料からも示唆されることは、各地域において、同様に准組合員が多く存在するとしても、准組合員となっている住民の性格や利用実態は、相違があるということである。このことに関しては、すでに坂下[3]において、准組合員の地理的分布というかたちで示され、准組合員の分布も事業利用も多様であって、「今後のあり方をめぐっても幾つかのメニューを用意する必要がある(坂下[3]p.76)」と指摘されている。

本研究においても同様の認識に立ちながら、まずは坂下[3](p.75)に倣って、図2-2に2017年現在の農協の分布を示した。そこからは、円で囲んだように、道内農協の分布は大きく2つに分けることができる。

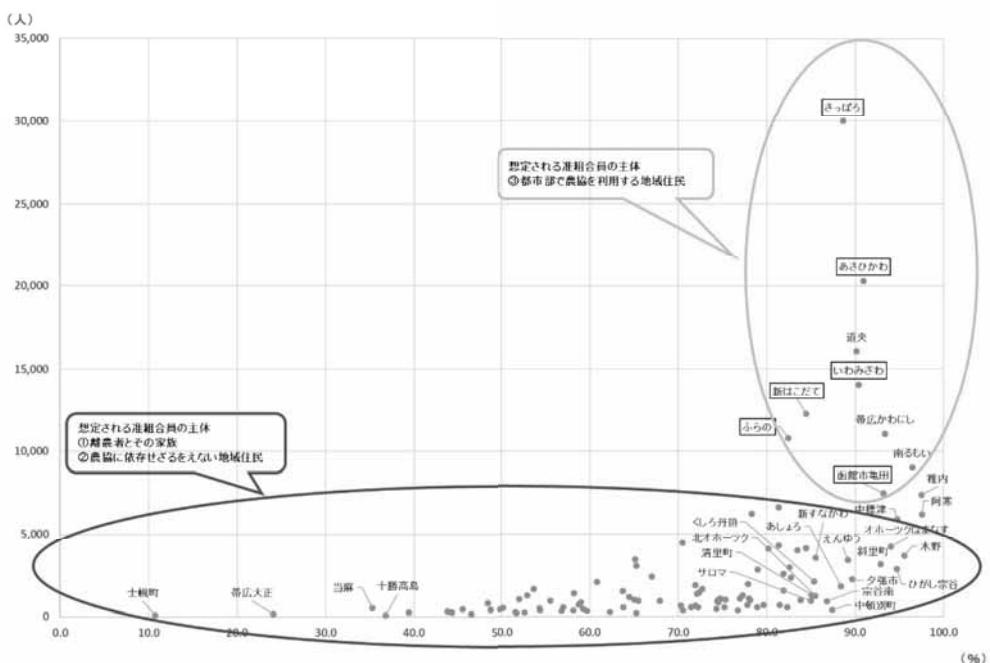


図2-2 組合員数と准組合員比率による農協の分布[2017年]

資料：北海道農協協同組合中央会『JA要覧』により作成

まず、一つ目は、図2-2の下段を囲む円に含まれる農協群である。この円内に含まれる農協の准組合員は実数的に少ない、つまり農村部に立地するという共通点はあるが、准組合員比率は多様で、JA士幌町のように10%ほどの極端に低い比率から、9割を超えている農協もある。これら農村部の農協は、立地条件に応じて人数は少ないものの、図の中に書き込んだとおり、想定される准組合員の主体の多くは、離農者やその家族世帯員、農協職員等が多数を占めており、従来から北海道における准組合員増加の要因とされてきた地域インフラとしての機能発揮が求められてきたところだということができる。

それに対して、本研究での事例が含まれる右端に位置する円の中に含まれる農協群は、准組合員比率と実数がともに高く、都市部を含んでいることからも、准組合員の主体としては、都市部で農協を利用する農業との関連が薄い地域住民が多く含まれていることが想定される地域である。先述のとおり、このような准組合員数は道内全体としてみれば、半数近くを占めており、JAグループとして准組合員対応を考えていく際には、無視できないほどの規模である。

しかしながら、自らの反省も込めて言えば、道内においては、農業経済学研究において、従来、この側面については無視されてきたと言わざるを得ない状況であることも確かである。言い換えれば、道内においても、本州と同様とまではいかないまでも、他方では都市的地域も含んだ総体的な准組合員対応の必要性をこれら数字が示しているということができる。

本研究はまさにこの点に焦点を当てるために、調査事例を選定したことをまずは述べておきたい。

ただし、そのことが直ちに、これら都市部を含む農協において、本州と同様の准組合員対策を道内でも行えばよいということにならない側面もある。それは、事例としている農協の大半は広域合併を経て、現在に至っており、その結果として、都市部とともに、農村部も含めたエリアの中で、やはり道内農協の一角として、営農指導事業も十全に行い、いわゆる「農協らしい農協」として存立している側面も有しているからである。

もちろん、このような都市部地域でも事業利用拡大のために推進活動を行ってきたことも事実であり、また、員外利用規制を遵守するために、員外利用者に対して、一定の出資を伴う准組合員化を促してきた経緯も存在する。しかし、それでも、金融機関や保険会社にても多くの選択肢がある中で、都市部の地域住民がJAグループの事業利用を選んだ背景には、何らかの理由が存在する可能性もある。さらに、JAグループ北海道が第28回大会で掲げた「サポーター550万人づくり」の趣旨に沿えば、農協を支持する基盤がそこにあるとも考えられる。

この点については、太田原高昭[1]では、政府主導の農協改革とその中で語られる、准組合員の事業利用への経営的依存といった問題の解決に関連し、都府県の都市農協を想定して、「農業基盤を失った都市農協と周辺の農協との合併を進めて、農協らしさを取り戻すこと（太田原[1]p.29）」が必要であると指摘している。

都府県にとって、このような意図での広域合併は、それほど容易ではないことは間違いない。他方で、今回事例とする道内の農協は広域合併を果たし、一定の「農協らしさ」を維持しつつ、地域住民へのサービスを提供しており、本来の農業振興の取組みを行っていないといった批判は当てはまらないし、その上で、地域住民に対してサービスを提供してきたとい

える。そこには、今後の道内における准組合員対応の展望を見出すための先進的な取り組みが存在する可能性もある。

本研究においては、統計資料および既存研究の整理から得られた以上のような仮説も踏まえ、各事例の実態分析から、JAグループ北海道の新たな准組合員対応のあり方を示したいと考えている。

4. 事例の概要

各事例分析に先立ち、表2-4では、調査事例8農協の組合員および出資金の状況について示した。

すべての事例農協において、准組合員比率は道内平均より高い状況にあり、未合併農協であるJA函館市亀田を除き、7農協は1万人を超える規模となっている。だが、その中では、管内に抱える人口規模の格差を主な要因として、最大規模のJAさっぽろは約3万人であるのに対し、JAふらのは約1万人と、規模としては3倍という大きな開きがある。

また、准組合員の出資1口額においては、6JAが1,000円であるほか、JAあさひかわ500円、JAいわみざわ10,000円と相違がみられる。また、すべての事例農協において出資配当は行っているが、そこにおいても0.8~1.5%まで一様ではない。

表2-4 事例農協の概要

	さっぽろ	あさひかわ	道央	いわみざわ	新はこだて	帶広かわにし	ふらの	函館市亀田
正組合員数(人)	3,860	2,019	1,755	1,490	2,253	783	2,295	546
准組合員数(人)	29,995	20,281	16,076	14,053	12,223	11,038	10,769	7,447
准組合員比率(%)	88.6	90.9	90.2	90.4	84.4	93.4	82.4	93.2
正組合員戸数	3,087戸	1,627戸	1,271戸	1,124戸	2,091戸	505戸	1,319戸	362戸
正組合員資格 面積	0a	10a	10a	50a	30a	30a	100a	10a
〃 農業従事日数	60日	90日						
出資1口額(正組)	1,000円	500円	1,000円	10,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
〃 (准組)	1,000円	500円	1,000円	10,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
出資配当の状況	1.2%(2017年度)	1.2%(2017年度)	1.0%(2017年度)	0.8%(2017年度)	1.0%(2017年度)	1.0%(2017年度)	1.0%(2016年度)	1.5%(2016年度)

資料:各JAの総代会資料および聞き取り調査により作成。

注)JAいわみざわは、出資配当とは別に、事業利用総合ポイント制によって44,090千円(2017年度)を組合員に還元している。

また、各章の事例分析において詳述するが、生活事業を現在も行っている事例もあれば、信用・共済が准組合員の主な利用事業となっている事例もあり、さらに、出資金総額において、JA函館市亀田のように、正組合員よりも准組合員の方が多くなっている事例も存在する。

このように、准組合員総数が多い都市部を含む地域を管内としているという点を除けば、必ずしも類型化できるような共通点は見出しつらいこともあるが、本報告書では、順次、准組合員数の多い順に事例分析を進め、総括において、ファクトファインディング(事実発見)に基づいて、現状の准組合員対応とその課題、そして今後の方向性についての共通点や相違点を明らかにすることとした。

[引用参考文献一覧]

- [1] 太田原高昭「准組合員の大部分は離農者、改革論者の批判はあたらない（潮流 14）」
『ニューカントリー2014年5月号』協同組合通信社、2014年5月、pp.27-29。
- [2] 太田原高昭『新明日の農協—歴史と現場から』農文協、2016年12月。
- [3] 坂下明彦「北海道における准組合員の性格と事業利用（V・1）」坂下明彦・小林国之・正木卓・高橋祥世『総合農協のレーゾンデーター北海道の経験から』筑波書房、2016年7月、pp.70-81。
- [4] 宮入隆「北海道における農協准組合員の実態（第4章）」小林国之編著『北海道から農協改革を問う（北海道地域農業研究所学術叢書⑯）』筑波書房、2017年1月、pp.99-129。

第3章 JAさっぽろ

(宮入 隆)

1. JAさっぽろの概要

J Aさっぽろは、1998(平成 10)年 4 月に札幌市内にある J A札幌市、厚別、北札幌、篠路、新琴似の 5 つの J Aが合併して誕生した。195 万人が暮らす大都市・札幌市をエリアに、多岐にわたる事業を展開している都市型の農業協同組合である。

新鮮で安全な農畜産物が多数生産されており、中でも札幌発祥の由来から品種名に「サッポロ」とつく農産物が多くあり、その中から現在も栽培している 5 品目(札幌黄(タマネギ)、札幌大球(キャベツ)、札幌大長ナンバン、札幌白ゴボウ、サッポロミドリ(エダマメ))を「札幌伝統野菜」と銘打って普及に努めるなど、大消費地でもある札幌の農業を守り育んでいる。

2015(平成 27)年農業センサスによると札幌市の耕地面積の合計は 1,698ha、うち田 82ha、普通畑 789ha、牧草専用地 574ha などとなっている。また、農業経営体数は 506 経営体であり、うち販売農家が 461 戸である。2017 (平成 29) 年の J Aさっぽろの正組合員戸数は 3,043 戸で、販売支払高は 20 億円であり、そ菜 8.7 億円、タマネギ 5.7 億円、生乳 2.5 億円などとなっている。

組合員数 35,126 名 (正組合員数 3,803 名、准組合員数 31,323 名)

貯金残高 3,167 億円

貸付金残高 859 億円

販売支払高 20 億円

購買品供給高 12 億円

職員数 404 名

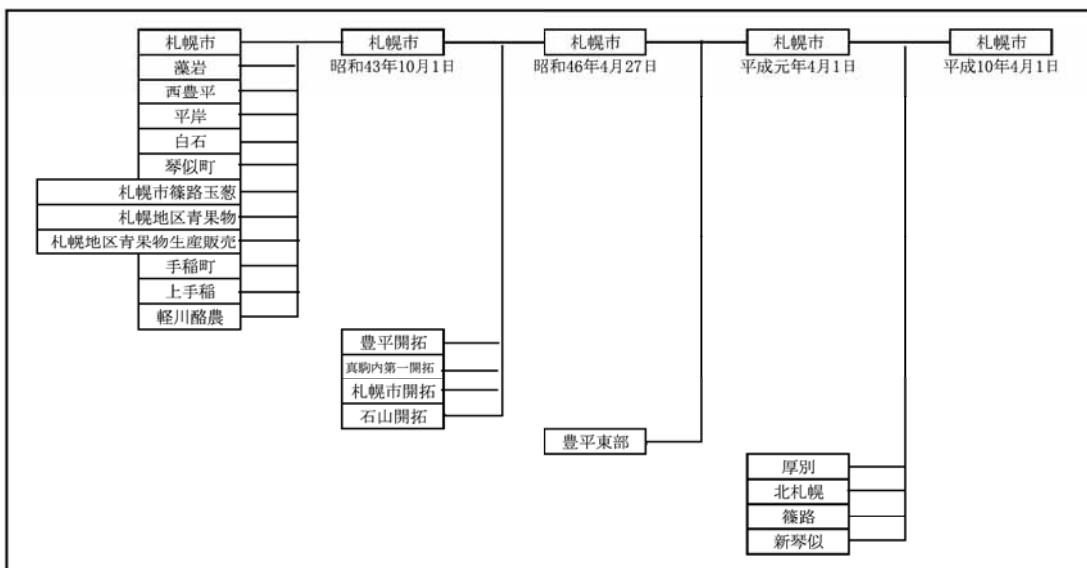


図 3-1 JAさっぽろの合併経過

2. JAの事業と組織の推移

1) 第三次中期経営計画に基づく事業の展開

J Aさっぽろは第三次中期経営計画に基づき、農畜産物の有利販売や農業所得の確保のほか、信用・共済事業、資産管理・活用相談業務などを推進している。また、給食の調理くずや残食を堆肥化して作物を育て、給食の食材にするフードリサイクル事業などに取り組んでいるほか、子供たちの農業の理解促進のために様々な食農教育活動を展開している。

2) JA事業の推移

以下の図は、1992(平成 4)～2017(平成 29)年の間の J Aさっぽろ又はその合併前 J Aの主な事業の推移である。貯金は増加している。貸出金は減少傾向にある。販売支払高は減少傾向から横ばいであり、生産資材供給高や生活物資供給高も近年は横ばい傾向である。

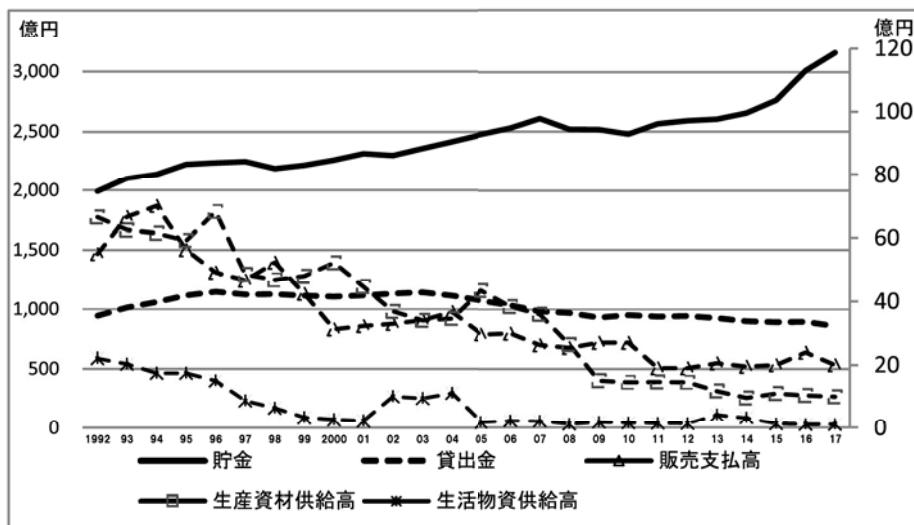


図 3-2 JAさっぽろ(1998 年～)又はその合併前 JA(～1997 年)の主要事業の推移

資料 JA北海道中央会「JA要覧」より作成。

注) 貯金は左軸の目盛り、貸出金と販売支払高、生産資材供給高、生活物資供給高は右軸の目盛り

3) 正組合員数の推移

正組合員数は一貫して減少しており、2017(平成 29)年では 3,803 人である。25 年間で約 3 割減少した。同じ期間の全道の正組合員数は 116,872 人から 64,400 人へと減少したが、JAさっぽろの正組合員の減少率(▲33%)は、全道平均(▲45%)より小さい。

正組合員戸数も減少しており、2017(平成 29)年は 3,043 戸である。正組合員 1 戸に対して正組合員が 1.25 人の割合(全道 1.38 人)となっている。

一方、准組合員数は増加傾向にあり、2017(平成 29)年では 31,323 人となっている。JAさっぽろの正准組合員数と正組合員戸数は、いずれも道内 108 JAの中で一番多い。

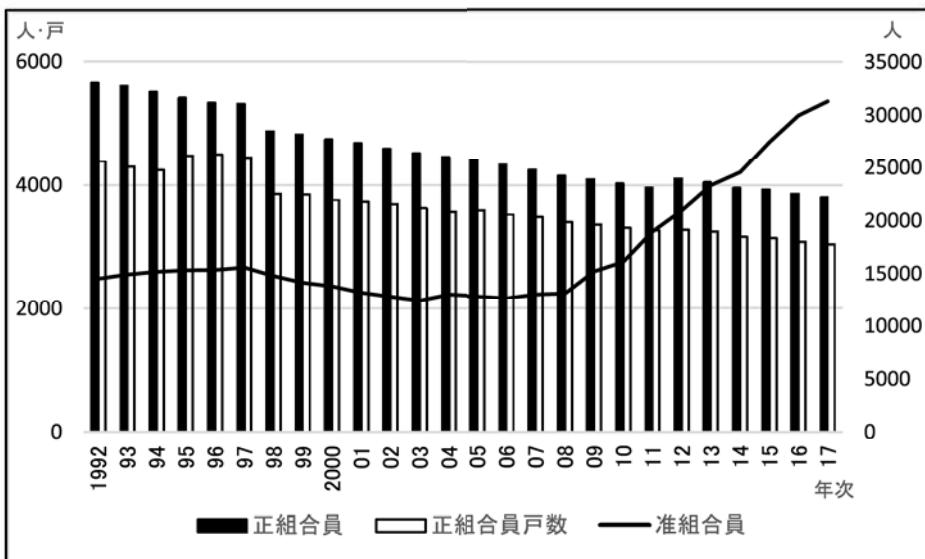


図 3-3 JA さっぽろ(1998 年～)又はその合併前 JA (~1997 年)の正組合員数等の推移

資料：JA 北海道中央会「JA 要覧」

注) 正組合員数と正組合員戸数は左軸の目盛り、准組合員数は右軸の目盛り

4) 正組合員要件や正准組合員の出資金等の状況

JA さっぽろの正組合員要件は「農地 0a、農業従事日数 60 日」であり、道内では例外的に面積要件がないところに特徴がある。

2015 年農業センサスの農業経営体の定義では、「農地 30a、又は露地野菜 15a、又は施設野菜 300 m²、又は農作業を受託する経営体など」となっていることから、結果として、正組合員戸数(3,043 戸)は、2015 年農業センサスの札幌市の農業経営体数(506 経営体)の 6 倍と多くなっている。同農業センサスの札幌市の販売農家(461 戸)に自給的農家(346 戸)と土地持ち非農家(455 戸)を加えた 1,262 戸に対しても正組合員戸数(3,043 戸)は 2.4 倍にのぼる。

表 3-1 JA さっぽろの正組合員戸数と農業センサスの農業経営体数・販売農家数の推移

	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
①正組合員戸数	4,490 戸	3,754 戸	3,596 戸	3,316 戸	3,150 戸
②農業経営体数	販売農家 1,473 戸	販売農家 1,169 戸	785 経営体	655 経営体	506 経営体
①÷②	3.0 倍	3.2 倍	4.6 倍	5.1 倍	6.2 倍

資料：JA さっぽろ業務資料より作成。

表 3-2 JAさっぽろの正組合員要件と准組合員の出資金の状況等

		正組合員	准組合員
要件	面積	0 a	
	農業従事日数	60日	
出資金	出資1口額	1,000円	1,000円
	出資配当の状況	払込済出資金の1.2%配当 (2017年度)	

3. JAさっぽろの准組合員対応

1) 准組合員数の動向と背景

図3-4では、JAさっぽろにおける准組合員の推移を示した。2008（平成20）年頃から急激に准組合員数が増加し、2009（平成21）年度には約15,000人だったものが、2018年3月現在では、3万人を超えるというように、ここ10年間で倍増している。結果として、准組合員比率もここ10年間で、78.8%から89.1%へとほぼ10ポイントの上昇となっている。

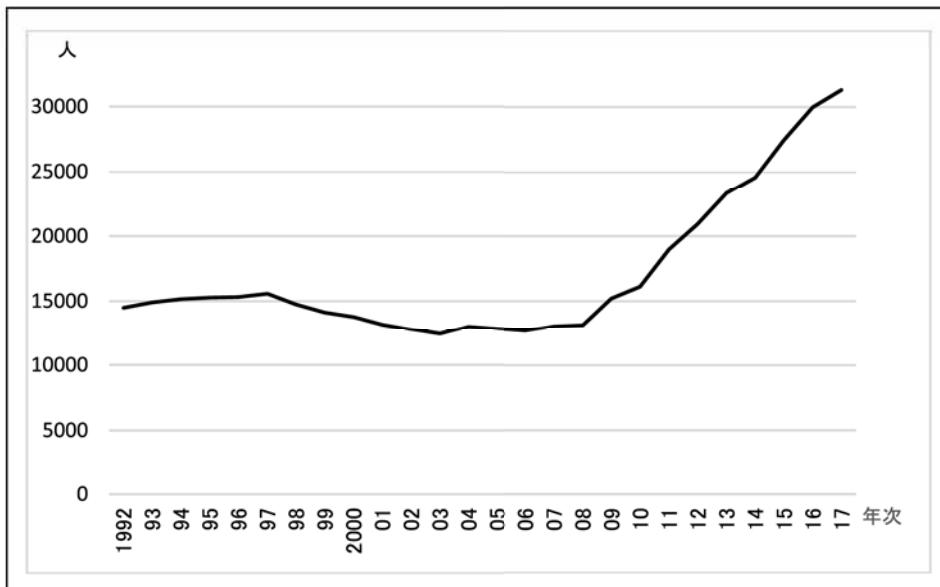


図3-4 JAさっぽろの准組合員数の推移と准組対応等の経過

資料：JA北海道中央会「JA要覧」

以上のように、もともと准組合員数は多かったとはいえ、JAさっぽろでは近年になってより急激に准組合員数の増加が進展したという特徴を持っていることがわかる。その最大の要因は、員外利用規制遵守のための対策と信用・共済キャンペーンの実施である。

まず、加入にあたっては、以前は准組合員には10口（1万円）での出資を依頼してきた

が、員外利用者が准組合員として加入しやすくするため、2007（平成19）年8月に特例として最低出資口数を5口（5,000円）に引き下げ、さらに、翌2008年9月には、追加特例措置として、信用・共済利用者で一定の条件を満たす場合は、1口（1,000円）での加入も可能とすることとして、員外利用者を准組合員化していったのである。

その上で他の農協と同様に、信用事業においては、組合員限定の「金利上乗せ定期貯金キャンペーン」、共済事業においては、共済契約者を対象とする「組合員になろうキャンペーン」を実施してきたことが准組合員になるメリットとなって、准組合員化を促進していくことになった。

つまり、JAさっぽろで倍増した准組合員の多くは、信用・共済事業の利用者であり、従来の員外利用者を准組合員化した結果であることができる。年代としては60代が多いということであった。出資金は約50億円のうち、30億円が正組合員であり、准組合員が増加しつつも、1人当たりの出資口数が少ないとため、依然として、准組合員の出資比率は正組合員を下回っている。出資配当は以前より行ってきたが、准組合員の中には、事業利用よりも配当を期待して出資上限400万円（4千口）まで出資している准組合員も一部存在する。

他方で、JAさっぽろでは正組合員が離農して准組合員になるということは近年少なくなっている。それは前節で確認したとおり、正組合員の減少率が全道平均と比べ低いことも関連している。

J Aさっぽろでは、2005（平成17）年度に正組合員の資格要件において面積要件を廃止した。それにより、毎年資格の変動について確認しているが、正組合員のままで加入し続けることができるようになった。面積要件を完全に廃止するというかたちでの資格要件の変更は道内では未だ他の事例は存在せず、道内で唯一、都市農協として存立するJAさっぽろの特徴であることができる。

2) 急増した准組合員への対応

（1）准組合員向け広報誌の発行

J Aさっぽろでは、准組合員利用規制を遵守するために、前述のとおり、加入出資口数の見直し等で准組合員化を促進することによって准組合員数が増加してきた。その一方で、2014（平成26）年以降に活発化する政府主導の農協改革をめぐる議論において、准組合員の利用規制が争点とされるようになると、農水省の「総合的な監督指針（2015年5月最終改正）」に準拠した形で、いち早く准組合員対応を推し進めることを基本方針としてきた。

そのために実施したのが、2016（平成28）年7月にはじまる准組合員向け広報誌「虹のしづく」の発行である。それ以前には、JAさっぽろでは、正組合員向けの広報誌「虹の大樹」のみを発行していたが、「総合的な監督指針」において、「准組合員の加入に際しては、農協制度の目的・趣旨の理解の促進に努める（「II-1-2-3 准組合員制度の運用」）」こととされていることを踏まえ、准組合員にも農協の組合員であることの認知向上の仕組みづくりの一貫として、また、農協に対する理解促進を目的として、准組合員向けに特化した広報誌を配布することとしたのである。

「虹のしづく」は年2回発行され、2018（平成30）年末現在で6号まで発行されている。全准組合員に郵送で届けられるほか、各支店窓口でも配布され、員外利用者にも向けたコミ

ユニティ情報誌として機能することも期待されている。内容は、札幌の農業や市内で生産される農産物情報を主体としており、都市農協であっても「農」を前面に打ち出した構成となっている。また、JAのイベントや直売所の情報についても発信し、信用・共済主体の農協利用者に対し、農業協同組合としての側面を紹介していくことに力を入れている。



図 3-5 JAさっぽろ「虹のしづく」第6号の表紙・裏表紙（2018年秋号）

出典：JAさっぽろWebページより

（2）「JAさっぽろ准組合員コンベンション」の実施

JAさっぽろでは、准組合員向けの取り組みの第2弾として、2017年11月に准組合員向けのイベントとして「JAさっぽろ准組合員コンベンション」を開催した。開催趣旨は、「札幌農業やJAさっぽろの取り組みについて理解してもらうこと」とした。

本州の都市農協などでは、准組合員向けのイベントが開催される事例も多いようであるが、道内では先進的な取り組みであるといえる。現状では、このような准組合員向けイベントが開催されたのは、JAとまこまい広域、JA道央の3農協となっている。

JAさっぽろでイベントを企画した当初は、准組合員を対象とした地区懇談会の開催を検討していた。しかし、職員が個別に声をかければ、普段から事業的な繋がりの強い、「声のかけやすい准組合員」のみの参加になって、広く農協への理解を促進するという開催趣旨とは異なったイベントになってしまったことが危惧された。そこで、より多くの不特定な准組合員を対象としたイベントへと変更したのである。

開催の告知と募集については、主に、広報誌「虹のしづく」と農協のWebページにより

行われた。農協Webページへのアクセスは、1ヶ月あたり6,000～7,000人あるが、そこからの申込や反応は少なく、応募者の多くは広報誌を通じたものになった。これは興味を持った准組合員の年齢層も関係していると思われるが、単なる利用者ではなく、准組合員としての認知を進めるために発行してきた広報誌の効果が発揮されたということもできるであろう。

参加人数の目標は300人を想定し、共済ホール（650人収容可）を会場としたが、それも難なく達成された。当日参加者数は、准組合員179人と准組合員の員外同伴者128人の計307人で、その他、理事・女性部等の正組合員の参加者が46人であった。

准組合員の参加者の平均年齢は59歳で、女性が74.9%を占める230名で、一般の現役層が参加しやすいように土曜日に開催されたものの、結果的に女性や定年退職者が中心となっている。このことからも、農協のイベントに興味を持ち、積極的に参加する層が、高齢者や女性に多い状況であることも確認された。

准組合員コンベンションは2部構成で、第1部（30分）は、農協報告「『農』と『食』をもっと身近に」として、地域農業の現状のほか、直売所や農協イベントを紹介し、また、食育実践活動など、地域のなかでの取り組みについても伝える内容とした。准組合員の多くが、普段利用している信用・共済事業に関するPRはあえて含まないことで、都市農協でありつつも、「農業の協同組合」であることに焦点を当てることとしたのである。

続く第2部では、道民になじみ深いオクラホマの河野真也さんによる特別講演会と「お楽しみ抽選会」を行った。これらにより、集客力の強化とともに、参加者の満足度の向上を意図しており、参加者へのお土産には、札幌黄の玉ねぎスープや地場産小麦でつくられたロールパンも配られた。

イベントの費用は約75万円であったが、参加者アンケートの結果からも好評であったことがうかがわれ、農協側としても費用対効果の面からも充分に満足いく取り組みとなった。そのため、今後も准組合員向けのイベントも継続していく意向である。

（3）その他の准組合員・員外利用者との関わりでみた農協の取り組み

以上のような意識的に准組合員と関わっていく仕組みづくりの他にも、JAさっぽろでは、都市農協ならではの様々な取り組みにより、地域と農業をつなぐ役割を担ってきた。

本稿では、聞き取り調査から見えてきた主要な取り組みについて、准組合員や地域住民との関係性という観点から、捉え直してみたい。

第1に、金融店舗における野菜等の販売である。前述のとおり、JAさっぽろの准組合員の多くは、信用・共済利用者であることから、日常的に金融店舗に訪れている。野菜販売が行われているのは、厚別支店のほか、平岸・川下支店の3店舗であるが、厚別支店では、6～10月までの期間、店舗前で約10戸の正組合員が生産物の販売を行っている。少量で季節限定もしくは土日は営業できないといった制約がありながらも、各店とも売れ残りもなく、好評であるということで、波及効果として金融店舗の取扱実績も増えるということであった。尚、厚別支店における野菜販売は、その実績から2018（平成30）年6月より、隣接する別棟で3ヶ所目の直売所となる「厚別直売所」の開設に繋がっている。

大都市圏である札幌には、他の民間企業の金融店舗も多く、競争も激しい上に、ライフラインとしての機能発揮は必ずしも期待されてはない。しかしながら、このように、「農業」

「食」に関する特色を打ち出すことで、農協に対する理解を促す可能性をみることもできる。さらにいえば、生活購買を行っていないなかでも、金融店舗と直売所をセットにすることで、都市農業ならではの総合事業のあり方を検討するための一例となり得るであろうし、そこに正組合員と准組合員や員外利用者との交流が生まれる可能性もある。

第2に、信連や他農協と連携した利用キャンペーンの推進である。石狩管内の農協と北海道信連では、50万円以上の定期貯金者に対して、石狩管内の直売所で使用できる500円のクーポン券を進呈している。JAさっぽろにも直売所が3店舗あり、本来であれば、そこでのみ利用可能なクーポン券を発行することで、自己完結的に農協の総合利用推進を図ることもできる。だが、あえて他の農協でも利用可能なクーポンにすることで、JAグループ北海道の中にある都市農協・JAさっぽろを「見える化」していくことにも繋がっていると考えることもできる。ソポーター550万人づくりとも関連して、このような取り組みは非常に興味深い。准組合員への対応等は、単協で完結させる取り組みではなく、他の農協とも連携し、各組合員に利便性やメリットも与えうることを示唆している。そして、そのような場合には、最も都市住民の近くにある都市農協がJAグループの入口として機能することを示していくことができる。

第3に、JAさっぽろ女性大学「Lカレッジ」への准組合員の参加である。Lカレッジでは食に関する以外にも様々な文化活動を行っている。もともと、正組合員で構成される女性部の部員を増やすことも目的の一つであった。しかし2年前から、20~50歳までの准組合員(約800戸)にもダイレクトメールで案内を出すようになった。その結果、2018(平成30)年度の第5期生(19名、平均年齢51歳)のうち7割は准組合員となっている。Lカレッジは、女性部の活動活性化も重要な目的であるが、現状では、准組合員も含めた交流の場という目的も付与されている。家庭生活を通じて、食への関心も高い女性層を農協の理解者として取り込むことは今後、准組合員対応の1つとなる可能性もある。



写真：合併20周年感謝祭（2018年9月24日）の様子①

その意味で、具体的な取り組みとして注目されるのが、2018(平成30)年9月に開催された「合併20周年感謝祭」における直売ブースでの販売ボランティア募集である。20周年感謝祭には正組合員とともに全准組合員にも告知され、市民講座など各種イベントとともに、野菜の直売ブースが開設された。直売ブースのボランティアとしてLカレッジの受講生に声がかけられ、その中の数名は准組合員であった。農協の利用者としてではなく、正組合

員と協働する存在として准組合員が位置づけられたことの意義は大きい。今後、准組合員の「参加」を考えていく上での1つの先行事例となっていくことを期待したい。



写真：合併20周年感謝祭（2018年9月24日）の様子②

資料提供：JAさっぽろ 経営企画室

4.まとめ—JAさっぽろから見えてきた准組合員対応の方向性と課題

以上、道内では先行して准組合員対応が実施されるようになってきたJAさっぽろの現状をみてきた。JAさっぽろは、2000年代後半以降に准組合員数が急増し、道内で最大規模の3万人におよぶ准組合員を抱える農協である。急増の要因は、員外利用規制を遵守した結果であったが、その後、政府主導の農協改革で突如として浮上した准組合員利用規制に対する危機感が、都府県の農協と同様に、意識的な准組合員対応の実施を促してきた。

しかし、准組合員対応の基本としているのは、都市農協であっても、農業協同組合として「農」を主体にした准組合員への接近方法の模索であった。上述のとおり、准組合員向けの広報誌もコンベンションも、信用・共済の利用者である准組合員に対し、いかに地域の農業を伝え、共感を得ていくのかに焦点が当てられてきた。そして、地域の農業を知ることから、さらには農協の役割を理解してもらう道筋を見据えることが、このような広報やイベント

の意義となっていくことが推察される。JAさっぽろでは、准組合員向けのイベントも好評であったことから、今後も定期的に続けることが検討されている。

道内総体でみれば、都市農業としての札幌市農業のシェアは大きくはないが、それでもかつての道内最大の玉ねぎ産地としての名残を在来種「札幌黄」の生産復興で維持しているほか、かぼちゃ、ほうれん草など多品目の野菜生産が行われている。それらを活かして、市内に3カ所の直売所も設けられており、生産者の販路の1つとしての役割を有している。市内スーパーなどでは、自治体と連係した「さっぽろとれたてっこ」認証野菜が売られているほか、ホクレンショップには近郊町村のインショップなども見受けられている。それらと比較すれば、JAさっぽろの直売所は、必ずしも優位性を充分に発揮できていない。

現状としては、これら直売所は生産者自らが運営主体となって、地域内や市内の生産物を販売しているのみとなっているが、量的な不足や、品揃えの不安定性から、開設期間も短く、大きな人口を抱える札幌市にあって、必ずしも市民に広く認知された直売所とはなっていない。そのため、農協管内の生産物だけではなく、JAグループ全体の「アンテナショップ」としての機能を持たせるために、他農協との連携により、各種道産品を揃えた直売所になっていくという方向もあるだろう。管内の准組合員に対しての働きかけが、全道農協の情報発信の最前線になる可能性を有している。

このように他農協との連携のなかに、都市農協としてのJAさっぽろの役割強化の方策が随所にみられるというのが、本論の結論の1つである。その実践事例の1つが、石狩管内の各直売所で利用できる500円クーポン券の発行であった。准組合員への対応は、JAグループ総体を理解してもらうために必要な取り組みであり、決して1つの農協で完結する問題ではない。時には、連合会と単協が連携することによって、より大きな効果を発揮することもできるだろう。単協では生活購買事業を行っていないことや、ライフラインとしての役割が小さいことが、「弱み」として語られることが多いが、JAグループ全体として見せることがそれら課題の解決となっていくと考えられる。

最後に課題として述べておきたいのは、准組合員対応を各種実践していくためには、正組合員の理解が必要であることである。准組合員向けイベントを実施する際には、当日の費用のみならず、多数の准組合員に告知するために多くの費用がかかる。JAさっぽろでは理事会の承認があってはじめて実現したが、中には、准組合員を単なる利用者として考え、准組合員対応の必要性に疑問を持つ正組合員も存在することは想像に難くない。

准組合員に対して、同じ「組合員」、さらには「仲間」として受け入れることは、農協の長い歴史を鑑みれば、そう簡単なことではない。しかも、都市農協であって、全く農業と関係を持たない一般住民が多く占めるJAさっぽろであればなおさらであろう。

それでも、JAさっぽろでは、Lカレッジでの交流や、イベント直売での協働など、女性を主体に准組合員をともに活動する仲間として受け入れる萌芽が存在している。未だ女性部に准組合員を受け入れる段階までには至っていないが、准組合員対応が始まったばかりの一時点の取り組みとして、これらの意義を明確にする必要はある。

第4章 JAあさひかわ

(佐藤 信)

1. JAあさひかわの概要

J Aあさひかわは、2002(平成14)年に旭川市内とその近郊にある4JAが合併して誕生した。北海道第2の都市である旭川市と鷹栖町を事業エリアに、本所と5つの基幹支所、及び1つの子会社と3つの関連法人等を拠点に事業を行っている。水稻と野菜を中心に「安全・安心」な農畜産物の生産に取組むとともに、農産物直売所「あさがお」を通して消費者に食と農のPR活動を行っている。

2015(平成27)年農業センサスによると旧旭川市、旧神居村、旧江丹別村、旧永山村、旧神楽町の耕地面積の合計は6,542ha、うち田4,016ha、普通畑1,161ha、牧草専用地956haなどとなっている。また、農業経営体数は5つの旧市町村の合計で585経営体であり、うち販売農家が550戸である。

2017(平成29)年のJAあさひかわの正組合員戸数は1,603戸である。販売支払高は54億円で、米32.5億円、野菜11億円などとなっている。JAの販売支払高とは別に農産物直売所の売上げが3億円ある。

組合員数 22,300名 (正組合員数 2,253名、准組合員数 20,281名)

貯金残高 1,031億円

貸付金残高 148億円

販売支払高 54億円

購買品供給高 32億円

職員数 242名

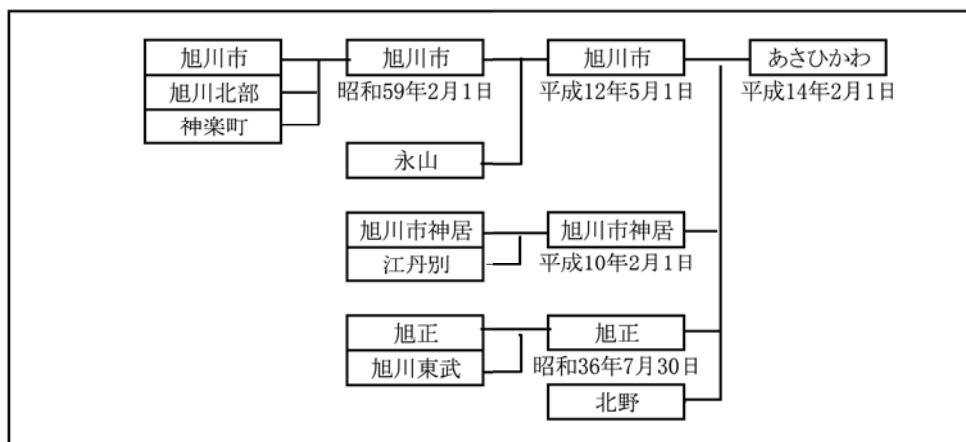


図4-1 JAあさひかわの合併経過

2. JAの事業と組織の推移

1) 第6次農業・農協中期3ヵ年計画に基づく事業の展開

J Aあさひかわは平成28年に「第6次農業・農協中期3ヵ年計画」を策定した。持続可能な地域農業の構築と豊かな地域社会の実現のため「3つの柱 1. 販売収入増加 2. 低コスト供給 3. TACの充実」を基本方針とし、農業生産高の向上や将来にわたって安定的に農産物生産が出来る環境づくりのほか、地域消費者と地域農産物をつなぎ、食の大切さを伝える食育活動の推進を運営方針に掲げて、様々なJA事業を展開している。

2) JA事業の推移

以下の図は、1992(平成4)～2017(平成29)年の間の、JAあさひかわ又はその構成JAの主な事業の推移である。貯金は増加から横ばい傾向にある。貸出金は1998(平成10)年以降、減少している。販売支払高は2009(平成21)年まで減少したが、近年、横ばい傾向にある。野菜は高齢化、水稻は基盤整備の影響により、近年、生産量は停滞気味である。生産資材供給高や生活物資供給高は近年、微減傾向にある。

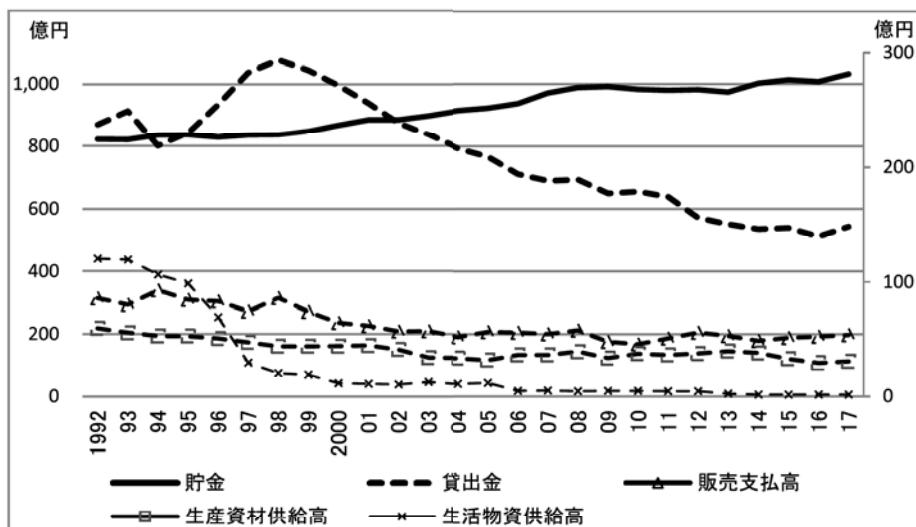


図4-2 JAあさひかわ(2002年～)又はその構成JA(～2001年)の主要事業の推移

注) 貯金は左軸の目盛り、販売支払高と貸出金、生産資材供給高、生活物資供給高は右軸の目盛り

資料 JA北海道中央会「JA要覧」

3) 正組合員数の推移

正組合員数は一貫して減少しており、2017(平成29)年では1,950人である。25年間で半減した。同じ期間の全道の正組合員数は116,872人から64,400人へと減少したが、JAあさひかわの正組合員の減少率(▲51%)は、全道平均(▲45%)より大きい。

正組合員戸数も減少しており、2017(平成29)年は1,603戸である。正組合員1戸に対して正組合員が1.22人の割合(全道1.38人)となっている。

一方、准組合員数は1994(平成6)年の29,776人をピークに増減を繰り返しており、

2017(平成 29)年では、19,906 人となっている。2016(平成 28)年には所在不明の准組合員対応を行った結果、准組合員は約 7,200 人減少したものの、正・准との人数比は約 1 対 10

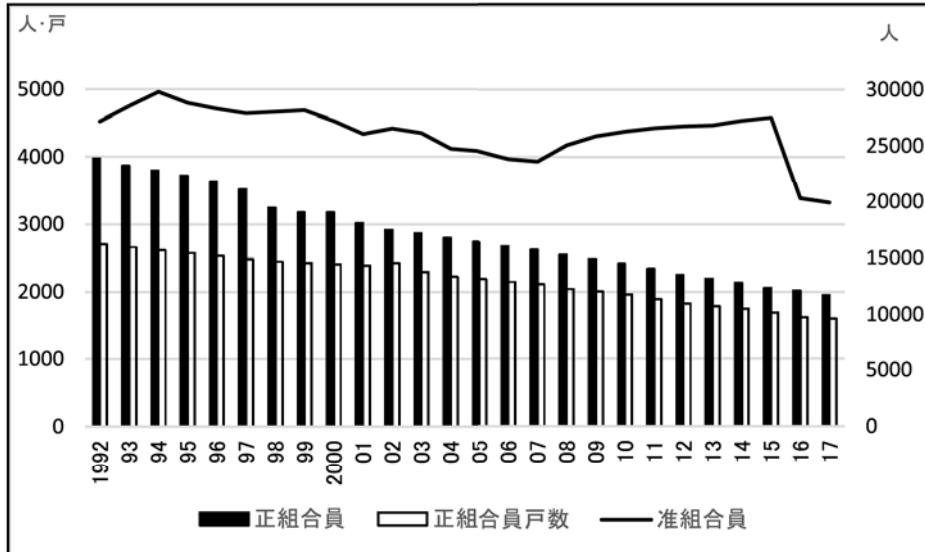


図 4-3 JAあさひかわ(2002 年～)又はその構成 JA(～2001 年)の正准組合員数等の推移

注) 正組合員数と正組合員戸数は左軸の目盛り、准組合員数は右軸の目盛り

資料 JA北海道中央会「JA要覧」

であり、北海道では JAさっぽろに次いで准組合員数の多い農協である。

4) 組合員の要件や出資金の状況

J Aあさひかわの正組合員要件は「農地 10a、農業従事日数 90 日」であり、2015(平成 27)年農業センサスの農業経営体の定義（農地 30a、又は露地野菜 15a、又は施設野菜 300 m²、又は農作業を受託する経営体など）より面積は小さく、自給的農家の定義（農地 10a 以上 30a 未満又は調査期日前の 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上 50 万円未満の世帯）に近い。2015 年農業センサスの旧旭川市、旧神居村、旧江丹別村、旧永山村、旧神楽町の農業経営体数の合計(585 経営体)に対して正組合員戸数 (1,603 戸) は 2.9 倍と多く、旧 5 市町村の自給的農家数(138 戸)を加えても、その 2.2 倍にのぼる。

表 4-1 JAあさひかわの正組合員戸数と農業センサスの農業経営体数・販売農家数の推移

	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
①正組合員戸数	2,574 戸	2,404 戸	2,187 戸	1,959 戸	1,694 戸
②農業経営体数	販売農家 1,277 戸	販売農家 1,048 戸	854 経営体	692 経営体	585 経営体
①÷②	2.0 倍	2.3 倍	2.6 倍	2.8 倍	2.9 倍

注) 農業経営体数と販売農家は旧旭川市、旧神居村、旧江丹別村、旧永山村、旧神楽町の合計値。鷹栖町は含めていない。

表 4-2 JAあさひかわの正組合員の要件、出資金の状況等

		正組合員	准組合員
要件	面積	10 a	
	農業従事日数	90 日	
出資金	最低出資依頼額	100,000 円	2,000 円
	出資配当の状況	払込済出資金の 1.2% 配当 (2017 年度)	

注) 最低出資依頼額は貸出金額に応じた出資額の定めが別にある。

3. JAあさひかわの准組合員対応

1) 准組合員数の動向と対応、および准組合員資格の確認状況

①准組合員の加入条件と構成

J Aあさひかわの准組合員要件は、「個人であり住所が旭川市または鷹栖町であること、もしくは勤務先が旭川市または鷹栖町であること」となっており、農業経営に関する特別な条件は設けていない。また、勤務先についても、例えば東神楽町は「勤務先が旭川市」に該当するとしている。出資金は一口 500 円（上限 10,000 口）であるが、先述したように一戸平均約 24,000 円の出資額となっている（2018 年 3 月末現在）。准組合員数は、1994 年をピークに増減を繰り返してきたが、2008 年以降、准組合員数が増加基調となる。大きな要因としては行政による員外利用規制強化への対応の結果、准組合員として利用する地域住民が増加したからであると考えられる。具体的な対応としては、員外利用よりも准組合員となった方の住宅や不動産取得資金の金利負担が軽減される措置をとったためとみられる。なお、准組合員には 69 の団体・法人も含まれる。これらは、機械利用組合などの任意組合・団体である。

②准組合員の年齢構成

准組合員数を年代別・男女別に見たのが以下の図である。65-69 歳の層が最も多く、次いで 70-74 歳の層、さらに 60-64 歳が続く。この分布は正組合員の年齢層のピーク（80-84 歳）よりも 10 歳程度若い。准組合員数の年代別分布は、旭川市の年齢階層人口の分布とほぼ同じである（旭川市の年齢階層人口のピークは 65-69 歳層である。2015 年国勢調査）。地域住民の一定割合が満遍なく准組合員となっていることが推測できる。男女比を見ると、総計ではほぼ半々でありやや女性が多い（47 対 53 程度）。

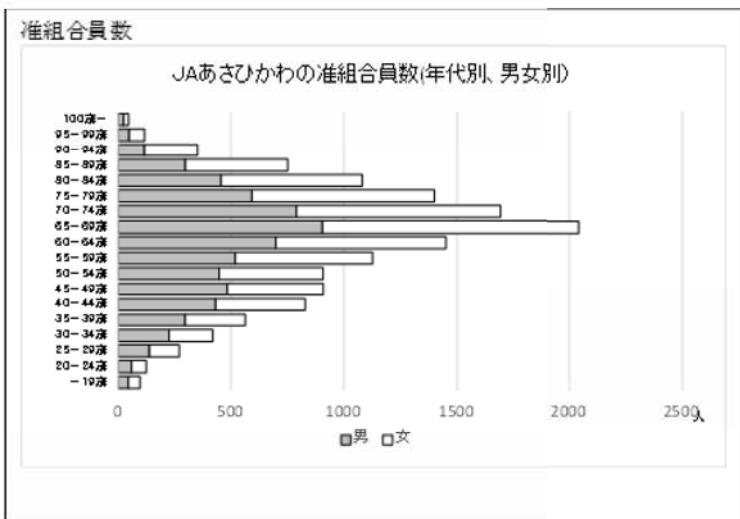


図 4-4 JA旭川の准組合員数(年代別、男女別)

注) 平成 30 年 3 月末現在。 JAあさひかわ資料による。

③不明准組合員の整理

J Aあさひかわは、2015（平成 27）年に所在不明な准組合員の整理を行っている（JAあさひかわ「所在不明組合員の処理要領」）。所在不明組合員の選定にあたっては以下の 3 点を満たす場合である。

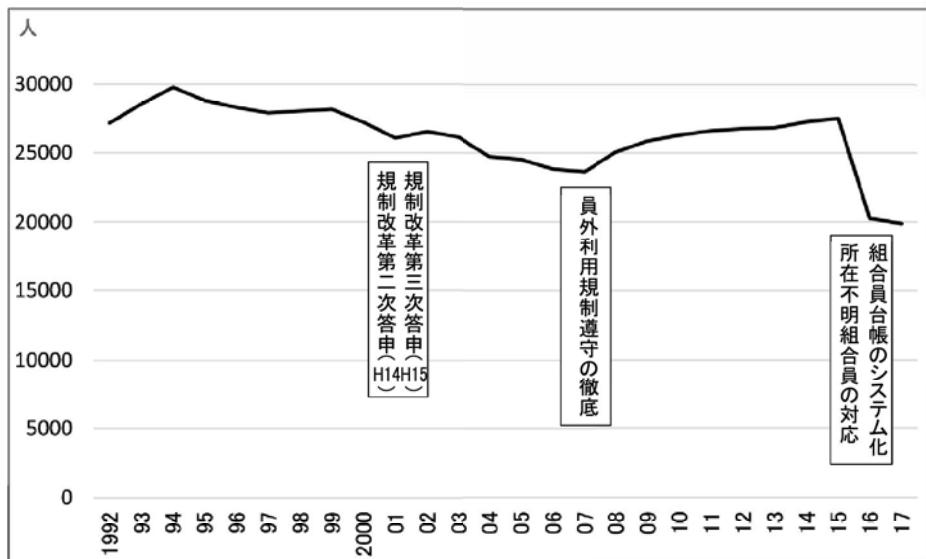


図 4-5 JAあさひかわの准組合員数の推移と准組対策等の経過

第一に、毎年 1 月末日の基準日から過去 2 か年以上郵便物の不着状態が続いている、第二に、基準日より過去 2 か年にわたり利用・増資・減資・住所変更等もなされていない、第三に、組合に届け出た住所等に所在していないことが確認できた組合員である。こうし

て、2016(平成 28)年に所在不明の准組合員対応を行った結果、准組合員数が約 7,200 人減少した（図 4-5 参照）。

④准組合員の管理方法

J Aあさひかわの准組合員は年間の加入脱退者数が多く、2017(平成 29)年では 668 名が加入し、1,043 人が脱退している。J Aでは、2017(平成 29)年から正准組合員の台帳管理をシステム化し、組合員名や出資金のほか、所在不明の准組合員の出資金の管理も行っている。ただ、准組合員ごとの具体的な事業利用は完全には把握してはおらず、正確な事業利用を把握するための作業が今後の課題ともいえる。

2) J Aあさひかわの准組合員対応

J Aあさひかわの准組合員対応として、1,700 戸弱の正組合員数に比べて、約 2 万人の准組合員が存在するために特別の新規加入の取り組みは行っていない。ただし、J Aあさひかわのホームページ上には准組合員の加入案内がある。加入特典には、「J Aスタンドでのタイヤ預かり無料」や「当 J A内金融支所口座への振込手数料無料」「各種キャンペーンの対象（定期貯金の金利上乗せなど）」（いずれも 4 口 2,000 円以上）となっており、このHPは准組合員加入増に影響があると考えられる。

現在の准組合員に向けた対応としては定期貯金キャンペーンがある。これは新規加入者のためでもあり、信連がキャンペーン費用の一部を負担しているため独自の取り組みというわけではないが、取り組みの一つである。なお、組合員への貸出金に係る出資金は、例えば 100 万円以上 200 万円未満であれば 10,000 円の出資、500 万円以上 600 万円未満であれば 30,000 円の出資を依頼している。ただし住宅ローンについては、500 万円未満であれば 1 万円、1,000 万円未満であれば 2 万円、1,000 万円以上であれば 3 万円の出資を依頼するなどを行っている（J Aあさひかわ資料による）。

その他、地域貢献活動として、J Aグループと北海道教育大旭川校との「稻作体験塾」があげられる。教育大旭川校の学生・教員が主に参加し、食育への理解を深める取り組みの一つであり、J Aあさひかわの特徴がうかがえる取り組みといえる。

3) J Aあさひかわにおける准組合員対応の課題

①営農対策、新規就農対策

J Aあさひかわの当面の課題は正組合員対策にある。正組合員戸数が 2005 年からの 10 年間だけでも 2 割以上の減少を示している（2005 年の 2,187 戸から 2015 年の 1,694 戸へ）。特に後継者不足となっている耕種部門の新規就農も含めた対策が急務である。このための新規就農対策は旭川市もすすめているが、市は財政難といった限界があるために、J Aによる低利融資などが求められるところである。この点で、准組合員の中から新規就農者が現れるような仕掛けづくりは検討すべきところであろう。少なくとも J Aあさひかわと事業利用を通して接点があり、また先に見たように世代分布も正組合員よりも 10 歳程度若い。新規就農のきっかけがあれば、関心を示す可能性もあると思われる。

②事業利用対応

J Aあさひかわにおける准組合員アンケート集計結果（J Aグループが平成30年5月に実施）によれば、信用事業については必要度が4.6（「無いと非常に困る」が5、「無いとやや困る」が4であるのでほぼ全員がいずれかを回答している）であり、必要不可欠の存在である。共済についてもほぼ同様の結果が出ており（必要度平均が4.5）、准組合員における信用・共済事業の重要度がうかがえる。また、J Aあさひかわにあっては、生活関連事業（ガソリンスタンドなど）の必要度が高い（3.8）。一方、Aコープ店舗の必要度がそれほど高くない（3.1）。これらの結果から、准組合員はJ Aの総合事業を支持していること、准組合員対応としてJ A側が取るべき対応はまだあり得ることを示している。

4. おわりに

J Aあさひかわは、北海道においても准組合員数が多い農協であり、地域住民の1割を組織化していると考えられる（国勢調査によると旭川市の世帯数が約15万なので、J Aあさひかわ管内の自治体世帯数を合計しても1割の准組合員を抱えていると言える）。こうした准組合員の存在はJ Aグループにとって、地域社会への貢献を行う上で心強い存在となると思われる。准組合員対応の具体化が、そのまま地域社会への貢献に直結するからである。

他方、正組合員が准組合員をどう考え、関わってゆくのかが今後の重要課題となろう。正組合員中心で農協運営が行われている中で、准組合員の参加をどうすすめて行くのか（またすすめないのか）。この点は、正組合員の高齢化とともに組合員数減がすすむJ Aあさひかわとして無視できない課題となると思われる。

このように見たとき、今後の准組合員対応としては、従来の事業利用対応だけではなく、准組合員教育、正准組合員間の交流活動の推進などが必要となると考えられる。そのためにも、先進的な准組合員対応を行っている農協からの情報収集、J Aあさひかわ准組合員の一層の実態把握—農業への新規参入の可能性の把握も含めて—が必要ではないだろうか。

第5章 JA道央

(小林 国之)

1. JA道央の概要

J A道央は、2001(平成13)年に恵庭市、江別市、北広島市、千歳市にある5JAが合併して誕生した。札幌市の南東部に位置し、本所と3つの営農センター、6つの資材店舗、11の金融・共済店舗を拠点に事業を行っており、稲作、畑作、酪農を基幹作目にしながら、「食の安全・安心」を基本とした野菜、花など生産性の高い多様な農業が営まれている。

2015(平成27)年の農業センサスによると恵庭市、江別市、北広島市、千歳市の耕地面積の合計は18,661haで、水稻2,130ha、小麦3,629ha、大豆1,207ha、小豆684ha、てん菜884ha、馬鈴しょ468ha、だいこん287ha、キャベツ130haなどとなっている。また、4つの市の農業経営体数は合計で934経営体あり、うち販売農家が845戸である。

2017(平成29)年のJA道央の正組合員戸数は1,236戸である。販売支払高は152億円で、米16.9億円、小麦7.9億円、豆類12.6億円、てん菜6.9億円、馬鈴薯11億円、野菜56.8億円、生乳16.6億円などとなっている。JAの販売支払高とは別に米と水田活用の直接支払交付金が25.8億円、畑作物の直接支払交付金がゲタ対策32.7億円、ナラシ対策2.5億円、生乳補給金が1.3億円ある。

組合員数 18,420名 (正組合員数 1,720名、准組合員数 16,700名)

貯金残高 1,393億円

貸出金残高 339億円

販売支払高 152億円

購買品供給高 72億円

職員数 362名

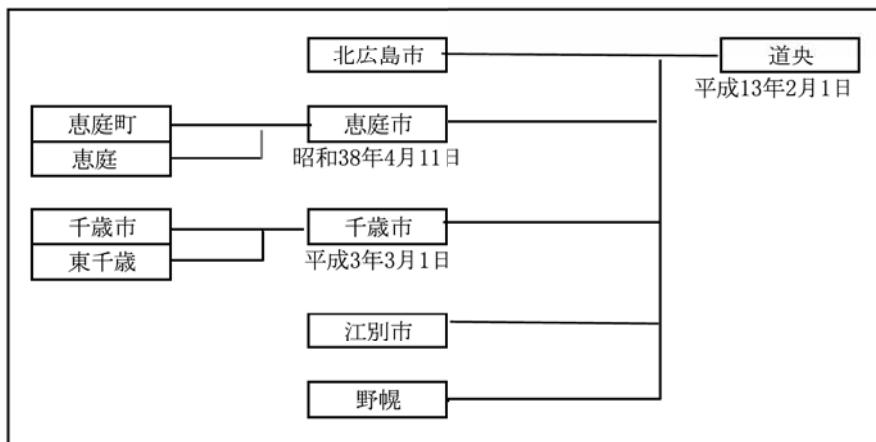


図 5-1 JA道央の合併経過

2. JAの事業と組織の推移

1) 第6次中期経営計画に基づく事業の展開

J A道央は2018(平成30)年に「第6次中期経営計画」を策定した。「緑豊かな自然と農と人が調和する『21世紀の新たな価値の創造』をめざします」を経営理念に掲げて、組合員第一主義と地域貢献、財務基盤強化の3つを基本方針としながら、様々なJA事業を展開している。

2) JA事業の推移

以下の図は、JA道央又はその構成JAの主な事業の1992(平成4)～2016(平成28)年の間の推移である。貯金は増加傾向にある。貸出金は2010(平成22)年以降、減少している。販売支払高は2007年まで減少したが、近年は横ばい傾向にある。生産資材供給高と生活物資供給高は減少傾向にある。

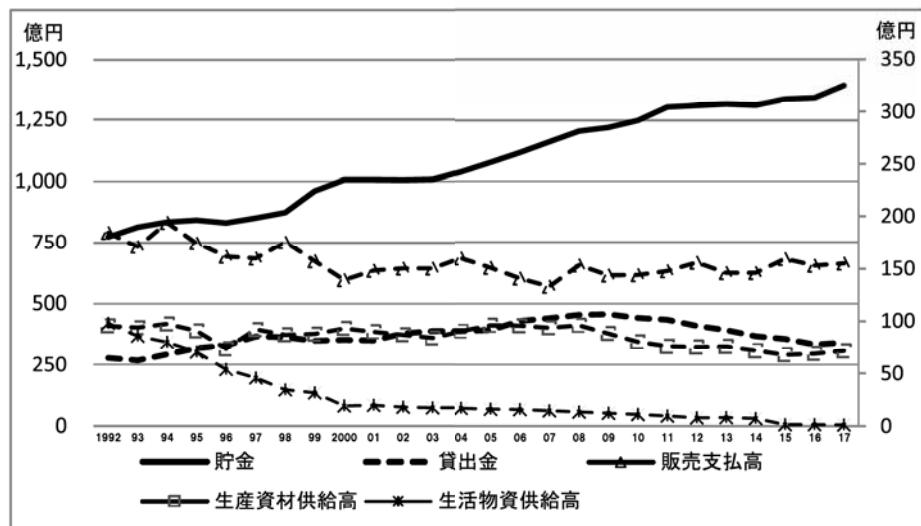


図5-2 JA道央(2001年～)又はその構成JA(～2000年)の主要事業の推移

注) 貯金は左軸の目盛り、販売支払高と貸出金、生産資材供給高、生活物資供給高は右軸の目盛り

資料 JA北海道中央会「JA要覧」

3) 組合員数の推移

正組合員数は減少しており、2017(平成29)年では1,720人である。25年間で半減した。この間、全道のJA正組合員数は116,872人から64,400人へと減少したが、JA道央の正組合員の減少率(▲50%)は、全道平均(▲45%)よりもやや高くなっている。

正組合員戸数も減少しており、2017(平成29)年は1,236戸である。正組合員1戸に対して正組合員が1.39人の割合(全道1.39人)となっている。

一方、准組合員数は2002(平成14)年以降、増加しており2017(平成29)年には16,700人となった。准組合員数の動向の詳細は後述する。

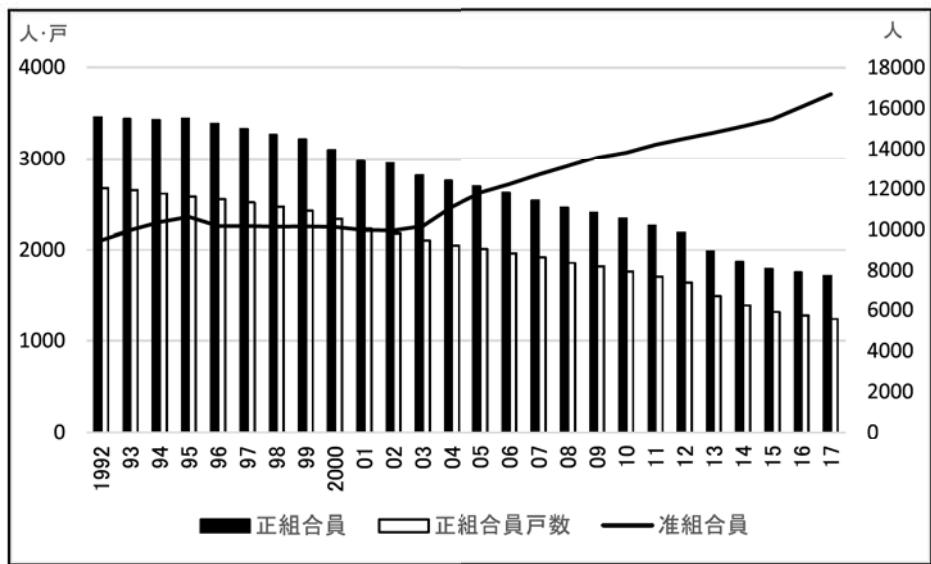


図 5-3 JA道央(2001年～)又はその構成JA(～2000年)の正准組合員数等の推移

注) 正組合員数と正組合員戸数は左軸の目盛り、准組合員数は右軸の目盛り

資料 JA 北海道中央会「JA要覧」

4) 組合員の要件や出資金の状況

J A 道央の正組合員要件は「農地 10a、農業従事日数 90 日」であり、2015 年農業センサスの農業経営体の定義（農地 30a、又は露地野菜 15a、又は施設野菜 300 m²、又は農作業を受託する経営体など）より小さく、自給的農家の定義（農地 10a 以上 30a 未満又は調査期日前の 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上 50 万円未満の世帯）に近い。このため、2015 年農業センサスの 4 つの市の農業経営体数(934 経営体)に対して、J A 道央の正組合員戸数（1,312 戸）は 1.4 倍と多くなっている。

表 5-1 J A 道央の正組合員戸数と農業センサスの農業経営体数・販売農家数の推移

	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
①正組合員戸数	2,578 戸	2,335 戸	2,010 戸	1,767 戸	1,312 戸
②農業経営体数	販売農家 1,868 戸	販売農家 1,601 戸	1,381 経営体	1,066 経営体	934 経営体
①÷②	1.4 倍	1.5 倍	1.5 倍	1.7 倍	1.4 倍

注) 農業経営体数と販売農家数は、恵庭市、江別市、北広島市、千歳市の合計値。

表 5-2 JA道央の正組合員の要件、出資金の状況等

		正組合員	准組合員
要件	面積	10 a	
	農業従事日数	90 日	
出資金	出資 1 口額	1,000 円	1,000 円
	出資配当の状況	払込済出資金の 1 % 配当 (2017 年度)	

3. JA道央の准組合員対応

1) 准組合員数の動向と対応

2018(平成 30)年 3 月末現在で、准組合員数は 16,700 人であり、男女で見ると男 9,800 人、女 6,729 人となっている。男性が多くなっている理由としては、共済やローンの契約者が男性になる場合が多いためではないかと考えている。

准組合員の属性の把握状況について、2001(平成 13)年に合併して JA 道央がスタートしたが、その 1~2 年後から事務の手続きなどを統一していく、その中で生年月日、現住所について今的方法でとりまとめをするようになった。生年月日を把握するようにはなっているが、それ以前などについては生年月日を把握していない(9,000 人ほどは不明)。わかっている人について年齢別の構成を見ると、次のようになっている。

29 才未満 4%、30~40 才未満 11%、40~50 才未満 15%、50~60 才未満 18%、60~70 才未満 24%、70 才以上 28%。職業等についての属性は把握できていない。

今まででは、准組合員の加入については員外利用規制の関係で信用・共済事業の取り扱いをしていくお客様に加入してもらおうという形で進めてきた。燃料事業についてはホクレン油機サービスに移管している。購買についても A コープは農村部の店舗であるため、利用者のほとんどが正組合員となっている。そのため、准組合員については信用・共済事業利用者というのがほとんどの動機だと認識している。

准組合員の属性を把握するインターフェイス(どの場面で、どのような様式で把握しているのか)については、共済や信用など事業利用の際に記入用紙に記入してもらうことになっており、前述のように生年月日、現住所は把握している。職業については、自営、団体職員などの分類では把握している。組合員への加入申込書は基幹支店でとりまとめているが、その情報はエクセル管理をしているので、事業としては活用している。

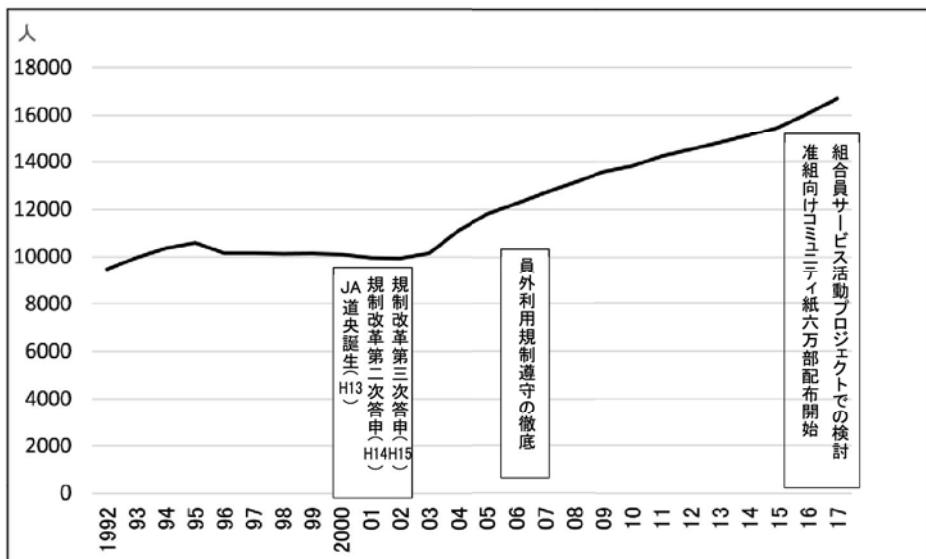


図 5-4 JA道央の准組合員数の推移と准組対策等の経過

2) 事業の利用状況

事業推進の結果として准組合員は増加している。去年までは貯金の金利上乗せの取り組みなどを行い事業推進してきた。

出資については、組合員に対して 1%の出資配当を行ってきた。そのなかで上限 1 万口（1,000 万円）の組合員が 20 人くらいいる。それらは非農家で、事業利用よりも配当を期待して出資している人もいる。貯金と同じように流動性はないことについて説明をするが、預ける人はいる。ほとんどの准組合員は 3 口～10 口の出資者である。JAとしての考えは、当然ではあるが金額ベースで多くの出資を求めているという考え方ではなく、利用規制をクリアするために准組合員になってもらう、ということが主旨である。

准組合員向け活動の課題についてみてみよう。資材店舗が 6 店舗あるが、農業者むけの店舗となっていて、競合店もおおいなかで、准組合員向けの事業を展開していくというのは採算ベースも考えるとむずかしいと認識している。JAの購買品は農業者が使っているもの、というプロ向けの商品という意味で需要はあるかもしれないがホームセンターとの競争は難しいのではないかということである。

事業利用者について、組合員価格があるので、購入時に組合員として利用している人についてはわかるが、それ以外については区分けできない。

市街地の店舗である恵庭と北広島のエリアでは農家以外の人の利用率が他店より高い。春先の苗ものは地域住民からは評判がいいので、比較的利用が多い。作物の作り方を教えてくれると言うことも利用者の満足度にはつながっているようである。それ以外は農村部に店舗があるので非農家の利用者は少ない。

3) 准組合員の所在確認と情報発信

准組合員については出資配当明細を年に 1 回郵送しているが、そのうち宛先不明で戻ってくるのは 100 通程度である。ローン返済のための口座を作った人で、借り終わった人がわざわざ住所変更しないなどの要因が多いのではないかと考えている。3 年間送付しても戻ってくる准組合員については以後送付しないようにしている。准組合員数の中には、このように所在不明者が数百人規模でいると推定している。

出資証券を廃止する以前は、准組合員が引っ越した後に証券をみつけて、それの問い合わせがあることもあったが、今はそうしたことはなくなった。

J Aは新聞折込として 2016(平成 28)年から年に 3 回 (9 万部) コミュニティ紙を配布している。青年部からももっと J A の P R に力を入れてはどうかという提案などを契機に、広報を全体的に見直すこととして、広報誌、コミュニティ紙、H P などに力を入れるようになった。2015(平成 27)年に企画広報係を設置し、係長の他職員 3 名を配置している。白黒だった広報誌をカラー化したり、記事の内容も変えて興味を持ってもらえるようなものにした。農業新聞に対しての投稿の数も増やすなど、いろいろな方面からの取り組みを行っている。

コミュニティ紙については、広報誌（毎月発行）は正組合員のみに配布されるものであるため、地域の方にも何か発信できないか、ということで作成することとなった。以前に出資証券を郵送する際に事業の紹介などの簡単なお知らせを入れていたが、それをベースとして内容を増強して作成している。どこかの取り組みを参考にした、ということではなく、独自の取り組みとして行った。一方で、こうした広報、情報発信については W e b ではすぐにあたらしい技術、トレンドがでてきてるので、それにキャッチアップしていくことが大変だということである。

4) 准組合員とのつながりの強化に向けた取り組みについて

2018(平成 30)年 5 月に「組合員サービス活動プロジェクト」を立ち上げて、准組合員とのつながりを強化する取り組みについて検討を始めたところである。これまで准組合員に対してサービスなどはほとんど行っていなかった。これまででは准組合員に対して「事業を利用するならば組合員にならないとダメですよ」というスタンスだったが、これを 180 度変えなければならないということで、参事のもと各部署から職階、男女、年齢も混ぜて合計 10 名を、管理部署で選定して担当者としてえらび、このメンバーで組合員サービスのあり方にについて議論をする取り組みを開始した。これまで月 2 回ほど開催しいろいろと活発な意見が出されている。

プロジェクトとしての期限は決めていない。メンバーは 2 年に 1 回更新していくことになっている。あまり急ぎすぎて押しつけになっても問題だが、何か一つ二つは形にしていくと言うことで進めている。

これまでの検討の中で出て来たアイデアの一つとして、J A では「くるるの杜」で年に 1 回フードフェスティバルをやっているが、そのなかで、准組合員の良さなども理解してもらえないかというイベントの告知なども行った。一方で准組合員の良さを伝える、といつても准組合員のメリットを示すのもなかなか難しいという実態もある。

様々な取り組みを行うとしても、准組合員は年代も幅広く、ターゲットをある程度絞らな

いとテーマも曖昧になるということが危惧されている。そのため、まずは准組合員の人の要望、意向を把握することが重要ではないかという意見が、検討の中で出されている。一時的に終わるイベントだけではなく、たとえばポイント・カードの導入など、継続して取り組むことができるものを検討している。

日常的な准組合員の方との接点は現状ではない。たとえば、LINEなどを活用して組合員とのつながりを作りながら情報も入手していかなければ、ということもあるが、それは准組合員だけではなく正組合員も含め組織としていかに組合員との情報連絡手段を作っていくのかは課題である。個人情報の取得、管理をどうするのか、どのような内容をどういう対象に伝えるのかなど、考えていく必要がある。

5) 地区での地域・准組合員向け活動について

これまでも4市の基幹地区で公民館などを会場に幼稚園児をもつ子育て世代を中心に食育の取り組みをやっていた経過があるので、それを「くるるの杜」で実施することを考えている。また4市の基幹地区において年金相談会を今年度はじめて開催する。今まで個別面談としてやっていたがセミナー方式で開催する予定である。

地区においては農業祭りは昔からやっている。地域には認知されており、時期になると大勢の人が買い物に来て用意したものは売れている、という実態はあるが、実際にどのように地域の人に認識されているのか、という点については不明な部分も多い。

暮らしの相談会をやっているが、前回「くるるの杜」を会場として実施した。その際に、来場者40名ほどにアンケートをとった。会場に来た人、ということなので、准組合員かどうかは不明である。

J A道央は都市部を抱えているが、それと同時に農村部も抱えている。農村部の准組合員のくらしの課題やそれへの対応などについて、どのような対応をしているのか、またどのような課題があるのであろうか。

今年度、正組合員対象に共済の推進を行ったが、元正組合員で准組合員になっている組合員からは、正・准というくくりで分けすぎている、もっと違う目線で見なければならないと言うこともあるのではないかという指摘もあった。

J Aの取り組みを伝える場合について、農事組合があるところは農事組合に伝えるが、たとえば恵庭には農事組合がないので町内会（町内会と呼んでいる組織で非農家の人も多い）につたえている。市街地になっているところについては町内会を通じて連絡すると言うことになっている。

中期計画（平成30～32年）の三つの柱立ての中で地域貢献をかけている。「組合員第一主義」「地域貢献」「財務基盤強化」としている。「地域貢献」は今まで文言としてはあって、事業本部毎に取り組んではいたが、一体となった取り組みとして進めるために今中期計画から柱として掲げるようにした。組合員への一斉推進も共済だけではなく全職員が一体となって取り組む、というように変えた。今年から地域の清掃を開始した。青年部は食育活動として小学校で田植え、収穫体験などをやっている。

中期計画には具体的な計画までは落とし込んでいないが、その具現化は前述したプロジェクトで進めていく、という流れとなっている。まずは何を求められているのか、ということを確認するところから始めることにしている。

地域の活動の中で以前はJAがやっていて今はやらなくなつたことなどもいろいろとある。合併以前には地域の盆踊り大会に職員が参加したり神社のお祭りに参加していた。昔のことをそのままやるのではなく、今求められていることをやることが重要である。正組合員のいる地域の神社のお祭りには今も参加しているが、市街地についてJAとしての参加はない。

地区ごとに特徴があり東千歳地区は、正組合員の割合が高い地区で、行政の出張所がありJAの支店（金融・資材店舗・集出荷施設）もある。そこは旧JAのエリアで地域のお祭りをやるとなつたら、街場の人も参加したり、町内会の中で職員も入って活動したりするなどしている。

日本農業新聞(道内版) 2018(平成30)年12月12日

食育紙芝居を行う星澤さん
(千歳市で)



准組合員対象 初のイベント JA道央

【道央】石狩管内のJA道央は12月上旬、准組合員を対象にした初めてのイベント「毎日の食事」をもっと楽しく! Wi

最後に、地元の米「う米蔵」1年分や季節の野菜セットなどが当たる抽選会を行った。また、参加者全員に「う米蔵」事業提携先であるバスコのパン「超熟」、静岡県の「JAおおいがわのお茶」などを紹介し、プレゼントした。

t h 星澤幸子」を千歳市で開いた。159人が参加した。

准組合員に食と地域農業にもっと興味を持つてもらい、JAについて知ってもらうのが目的。JA職員がJAを紹介し、イベントのメインである料理家の星澤幸子さんが食育紙芝居を行った。

4. 課題と展望

これまでみてきたとおり、JA道央では2001年の広域合併以後、准組合員は一貫して増加してきたが、その多くは隣接するJAさっぽろと同様に、信用・共済の利用者が最も多くなっている。Aコープも維持してきたが、農村部に立地しており、利用者のほとんどが正組合員という状況であり、生活購買事業が正組合員のインフラ機能を担っていることは間違いないが、准組合員に対してはその面での役割発揮は低いという特徴がある。

それでも市街地に立地する資材店舗（恵庭・北広島）については、非農家の利用も多く、職員が作物の作り方を教えてくれるということから評判も良いということであった。ホームセンターなど競合店も多い中で、生活購買よりもむしろ資材購買面で、農協として

の優位性が発揮できているという点は、今後の准組合員対応を考える上で示唆に富んでいる。広域合併農協の場合、都市部と農村部の双方が含まれるが、その際には、農村部での生活インフラ機能発揮と、都市部での「農協らしさ」の発揮という二面性を意識的に使い分けることも重要であるということができそうである。

また、JA道央では2016年からコミュニティ誌の配布を開始し、翌年には企画広報係を設置するなど情報発信の充実を図ってきた。ここで注目すべきは、青年部から農協のPRに力を入れるべきとの提案を受けての事業拡充であるという点である。今後の農協運営の主要な担い手である青年部員の意見が、農協と地域の繋がりを意識した活動を促しているといえる。

准組合員対応やサポートづくりを進めていく上では、正組合員が准組合員をどう考えて行くのかということも重要なポイントとなるであろう。准組合員を「単なる利用者」としてではなく、農協や地域農業の理解者、もしくは仲間としてみる意識改革が必要になると思われる。その意味で、農協の担い手となっていくこのような青年部の意識改革が、全道でどう進展をみせていくかにも期待がかかるといえる。

また、JA道央では、2018年から「組合員サービス活動プロジェクト」を立ち上げ、参事のもとに部門横断的に人材を集め、准組合員との繋がりを強化する取り組みについて検討が始められた。そこでは、地域内の人気スポットとなったホクレン・くるるの杜でのイベント開催や、ポイント・カードの導入なども検討されている。その中で、従来から実施してきたこととして、基幹支所でそれぞれ実施してきた子育て世代を対象とした食育活動もくるるの杜で開催することも検討されているということであった。

このように、すでに農協で実施している取り組みを見直して、意識的に地域貢献や准組合員対応として位置づけていくことも重要であろう。また、他の事例でも同様であるが、新たな取り組みを進めるために、准組合員が何を求めているのかを把握することが必要だという意見もあるという。アンケートの実施は、単に利用実態を調査するということではなく、その結果を活かして、新たな准組合員とのつながりをいかに創出できるのかが課題となっている。

調査時点では、未だ検討段階にあることも多かったが、JA道央は2018年12月に、道内で3番目となる准組合員向けイベントを千歳市で開催した（新聞記事参照）。このような取り組みの背景には、上述の部門横断型の「組合員サービス活動プロジェクト」があることは間違いない。今回は、道内准組合員向けイベントの成果や課題を明らかにすることは叶わなかつたが、JAさっぽろのイベントとの比較分析などを含めて、今後の課題としたい。

第6章 JAいわみざわ

(宮入 隆)

1. JAいわみざわの概要

J Aいわみざわは、1993(平成 5)年 2月に岩見沢市・岩見沢幌向・北海北村・空知大富・三笠市の 5 JA が合併して誕生した。さらに、JAの産地形成機能と組織基盤強化のために、2001(平成 13)年 2月 1 日にはJAいわみざわとJAくりさわ町が合併して新生「JAいわみざわ」が誕生した。

J Aいわみざわの地域は石狩平野の中央部、石狩川沿いの東に位置する広大な平坦地にある。米のほかタマネギやハクサイ・カボチャ・キュウリなどの野菜、花き・果樹など生産物は多様である。古くからの交通の要衝であり、空港や港にも近く、道都札幌市の近郊でもあることから商流・物流に適した地域でもある。

2015(平成 27)年農業センサスによると旧岩見沢市、旧北村、旧栗沢町、三笠市の耕地面積の合計は 19,120ha、うち田 14,261ha、普通畑 3,698ha などとなっている。また、農業経営体数は 4 つの旧市町村の合計で 1,146 経営体であり、うち販売農家が 1,110 戸である。

2015(平成 29)年のJAいわみざわの正組合員戸数は 1,073 戸である。販売支払高は 130 億円で、米 52.6 億円、タマネギ 32 億円、麦 9.5 億円などとなっている。

組合員数 15,483 名 (正組合員数 1,462 名、准組合員数 14,021 名)

貯金残高 922 億円

貸付金残高 222 億円

販売支払高 130 億円

購買品供給高 122 億円

職員数 311 名

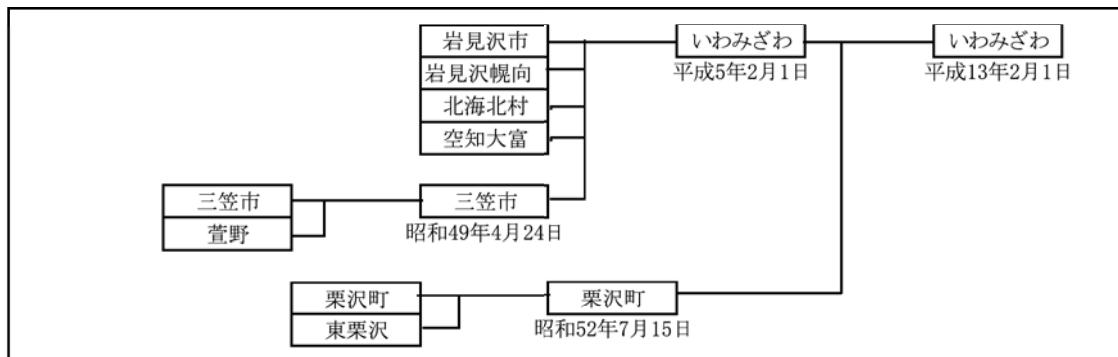


図 6-1 JAいわみざわのJA合併経過

2. JAの事業と組織の推移

1) 地域農業振興計画とJA中期経営計画に基づく事業の展開

J Aいわみざわは地域農業振興計画とJA中期経営計画に基づき、水稻の水張面積の維持や出向く営農相談による生産性向上と有利販売、営農相談部署と連携した信用・共済事業などを推進している。また、2004(平成16)年からは、それまでAコープのみだった還元を貯金・共済・資材店舗等の事業利用にも拡大(JA事業利用総合ポイント制)し、2009(平成21)年には給油所にアロックシステムを導入するなど、地域に根ざした魅力ある事業を正准組合員に提供している。

2) JA事業の推移

以下の図は、1992(平成4)～2017(平成29)年の間のJ Aいわみざわ又はその構成JAの主な事業の推移である。貯金は増加している。2001年(平成13)以降、減少していた貸出金は近年、増加している。販売支払高は減少傾向から横ばいとなっている。生産資材供給高や生活物資供給高は、近年、減少傾向にある。

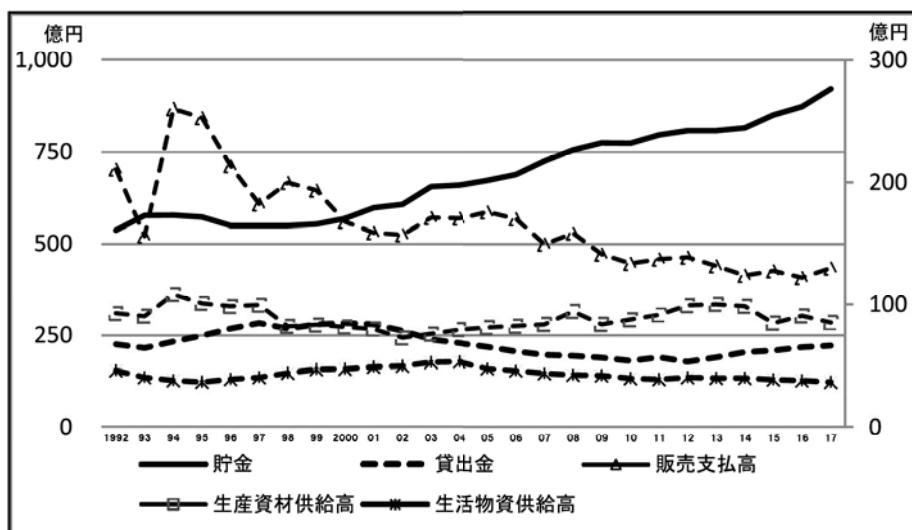


図6-2 JAいわみざわ(2001年～)又はその構成JA(～2000年)の主要事業の推移

注) 貯金と貸出金は左軸の目盛り、販売支払高と生産資材供給高、生活物資供給高は右軸の目盛り

資料：JA北海道中央会「JA要覧」

3) 正准組合員数の推移

正組合員数は一貫して減少しており、2017(平成29)年では1,462人である。25年間で6割弱減少した。同じ期間の全道のJA正組合員数は116,872人から64,400人へと減少したが、JAいわみざわの正組合員の減少率(▲58%)は、全道平均(▲45%)より大きい。

正組合員戸数も減少しており、2017(平成29)年は1,073戸である。正組合員1戸に対して正組合員が1.36人の割合(全道1.38人)となっている。

一方、准組合員数は増加傾向にあり 2013(平成 25)年には 14,074 人となったが、近年は横ばい傾向にあり、2017(平成 29)年では 14,021 人とやや減少した。

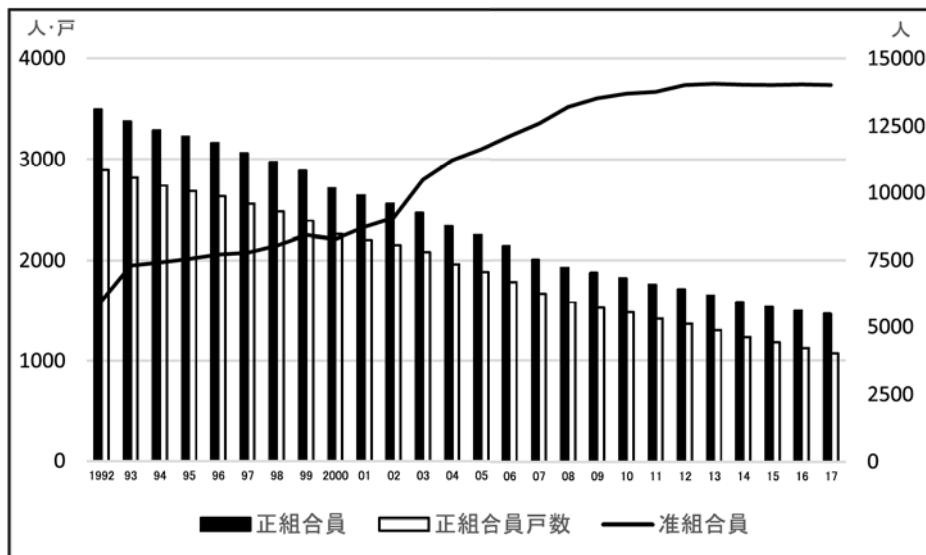


図 6-3 JA いわみざわ(2001 年～)又はその構成 JA(～2000 年)の正准組合員数等の推移

注) 正組合員数と正組合員戸数は左軸の目盛り、准組合員数は右軸の目盛り

資料 : JA 北海道中央会「JA 要覧」

4) 正組合員要件や正准組合員の出資金等の状況

J A いわみざわの正組合員要件は「農地 50a、農業従事日数 90 日」であり、2015 年農業センサスの農業経営体の定義（農地 30a、又は露地野菜 15a、又は施設野菜 300 m²、又は農作業を受託する経営体など）より面積は大きいが、2015 年農業センサスの岩見沢市と三笠市の農業経営体数(1,146 経営体)と正組合員戸数 (1,181 戸) はほぼ同数となっている。

表 6-1 JA いわみざわの正組合員戸数と農業センサスの農業経営体数・販売農家数の推移

	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
①正組合員戸数	2,685 戸	2,261 戸	1,884 戸	1,479 戸	1,181 戸
②農業経営体数	販売農家 2,459 戸	販売農家 2,263 戸	1,739 経営体	1,368 経営体	1,146 経営体
①÷②	1.1 倍	1.0 倍	1.1 倍	1.1 倍	1.0 倍

注) 農業経営体数と販売農家は旧岩見沢市、旧北村、旧栗沢町、三笠市の合計値。

表 6-2 JAいわみざわの正組合員要件と准組合員の出資金の状況等

		正組合員	准組合員
要件	面積	50a	
	農業従事日数	90日	
出資金	出資1口額	10,000円	10,000円
	出資配当の状況	払込済出資金の0.8%配当 (2017年度)	

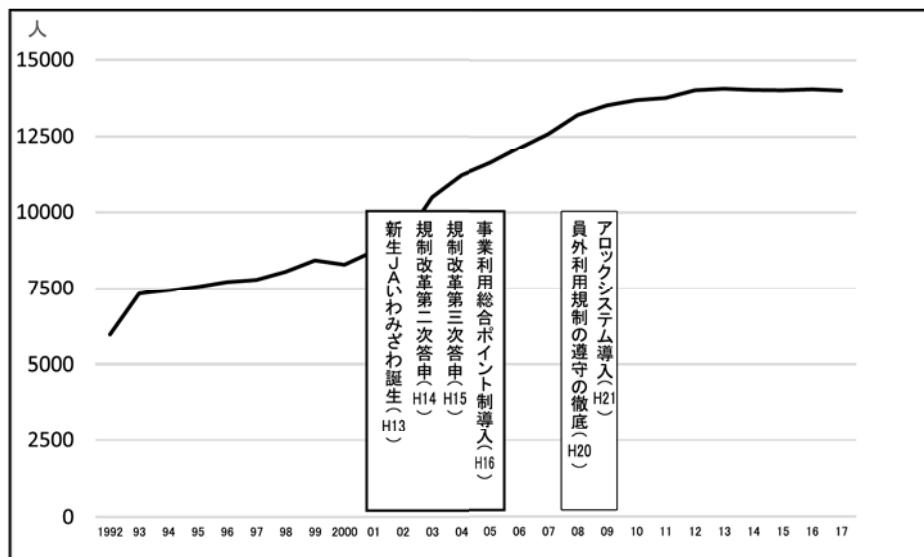
注) 出資配当とは別に、事業利用総合ポイント制によって44,090千円(平成29年度)を組合員に還元している。

3. JAいわみざわの准組合員対応

1) 准組合員数の動向とその把握

JAいわみざわは、冒頭で述べたとおり、2001年に現在の管内を擁する「新生JAいわみざわ」として出発したが、図6-4のとおり、とくに2004年以降に准組合員数が大きく増加した。その契機となっているのが、事業利用総合ポイント制(2%還元)の導入である。

図 6-4 JAいわみざわの准組合員数の推移と准組対策等の経過



JAいわみざわは、空知振興局事務所が置かれた岩見沢市を中心に、三笠市のほか、江別・美唄・月形の一部も管内としており、広域合併を経た現在、都市部と農村部の双方を管内とした農協である。その中で、金融店舗は旧単協支所6ヶ所にあるほか、Aコープも6店舗、営農資材センター、給油所4店（うちセルフ2店）と生活インフラ機能を幅広く展開しつつ、維持している。

事業利用総合ポイント制により、准組合員の多くは、まずはAコープ利用を入口として加入している。また、2009年からは給油所においても、アロックシステムが導入された。総合ポイントを利用するには、出資金1万円を支払い准組合員となる必要がある。

出資配当については、4月の総代会後に正・准組合員ともに郵送で知らせるが、毎年、転居など数十件あるほか、死去した高齢者など所在不明の准組合員も少なからずいる。

購買事業において、セルフ給油所などの総合ポイントが確認できない現金顧客の事業利用については、正・准組合員の利用状況が正確に把握することはできていない部分もある。なお、信用・共済事業に関しては、台帳システムにより正・准組合員の利用状況は把握可能である。

2) 総合利用を進める仕組みづくり

現状において、JAいわみざわでは准組合員に特化した新たな対策を実施しているわけではない。しかしながら、従来から総合ポイント制をとってきたJAいわみざわでは、部門を超えた「総合利用を進める仕組みづくり」に重点をおいて事業を展開してきたのであり、今後の方向性としても生活購買事業を起点にして、員外利用者の准組合員化も進めながら、地域総体のインフラとして機能を維持することで、農協の役割を認知してもらうことを基本に准組合員対応を考えられているのである。

端的にいえば、総合事業利用の推進がJAいわみざわの准組合員対応の柱であり、ひいては員外利用者も含めた地域に果たす役割強化と、その理解を地域全体にくまなく広げていくことが目指されているということができる。当然のことながら、これはJA北海道大会における決議事項である「サポーター550万人づくり」とも連動した取り組みとなる。この点から言えば、JAいわみざわは、道内農協のトップを走る先進農協であるということができる。

そして、このような方針は1993年の合併当初から続いているコミュニティ情報紙「Fleshいわみざわ」の発行にも表れている。年5回新聞折り込みで33,000部が発行されているこの情報誌は、すでに116号（2018年12月号）を数えている。内容は、季節に応じた農産物の情報のほか、栽培技術をわかりやすく伝える家庭菜園コーナー、特産品目の料理レシピなどとともに、Aコープ・資材センターのセール情報、給油所・定期貯金キャンペーンなど総合的に事業利用を促す誌面づくりがなされている。また、プレゼントクイズを活用して、農協に対する各種要望を集めることも行われてきた。

広報誌以外でも、Aコープの特売チラシにおいて、貯金キャンペーンなど他の事業も紹介し、総合事業利用を進めている。また、新規定期口座開設者を対象にした「さくらんぼ狩り」、年金受給者の口座開設への卵プレゼントや母の日のカーネーション・プレゼント（管内組合員の生産物）など、随所で「農」や「食」と結びつけた特典を用意し、農協事業利用の特色を打ち出してきた。これら取り組みは、単に事業利用の推進というだけではなく、農業を基盤とした組織であることの理解増進を進めようという意図もある。

また、年2回開催される「野菜づくり教室」は、1回あたり約60名の参加で、リピーターも多い。地域全体に配布される広報誌で主に募集されるため、員外利用者も存在するが、JAいわみざわの考え方の基本は、上述のとおり、員外利用⇒准組合員化⇒総合利用を通じた農協の理解というステップアップを基本方針としているため、そこに矛盾はない。むしろ、

正組合員と地域住民（准組合員・員外）との交流機会とも位置づけられ、小学校や幼稚園などで青年部が主に行う食育活動等と同様に位置づけられている。

員外も含めた対応としては、道内でも先進的に開始したとされる「ひよこクラブ」の無料配布がある（1回60人程度）。これは、当選者に共済の専門担当者が直接出向いて渡す方式であり、利用推進の一環ではあるが、育児に携わる子育て世代にアプローチする1つの手段としても有効である。

農協に関して認知度が高いのは、50代以上の世代だとすれば、このようなより若い世代に対し、事業を通してどのように関わっていくことができるかも今後の重要な課題となるであろう。その他にも、JAいわみざわでは、フレッシュミズ向けのアグリママ交流会も行い、その際にも子供を職員が預かるなど、子連れでも参加しやすい場を提供している。

3) JAいわみざわの独自アンケートから見えてきたこと

JAいわみざわでは、農協の利用率向上とサポーターづくりの一環として、2017年7月から12月までの6ヶ月間にかけて独自アンケートを実施した。アンケート設計は「顧客興味・満足度」と「事業認知度」に焦点を当てている。ここで得たアンケート結果は、各部署に利用者からの声としてフィードバックしていくことも意図して設計された。

アンケートの実施は、Aコープや金融店舗、給油所など各支所・店舗のほか、「情熱フェスティバル」や「くりさわ農業祭」といったイベントで行った。その中の3割は准組合員である。年齢構成は60代以上が6～7割で、男女別では女性が7割弱であった。

このアンケート結果の中で准組合員の実態に関連して興味深い一部を紹介したい。

先述のとおり、JAいわみざわは道内農協でも先進的に総合ポイント制をとってきたが、総合利用の状況について組合員資格別にみると、員外利用者と准組合員との間には大きな開きがあり、むしろ准組合員の利用状況が正組合員に近いことが分かった。また、事業の認知や評価についても同様の傾向が示されていた。

ポイントが還元されることが准組合員化の契機となっているため、准組合員となることで事業の総合的な利用が一定進むのは当然の結果といえる。それでも間違いなく、総合ポイント制が総合的な事業利用に繋がっており、さらに、総合的な利用が農協の事業やサービス内容に対する認知・評価の向上に結びついていることは、今後の准組合員対策にとって大きな示唆を与えてくれる。

また、年代別では、50代を頂点に40～60代で総合利用度合いが高いことも分かった。先述のとおり、JAいわみざわでは、20～30代の子育て世代へのアプローチを課題としていたが、このこともアンケートでは数字となって表れたのである。

事業利用の組み合わせをみると、Aコープを中心に金融店舗や給油所へと総合利用が広がっていく状況も見て取れる。農協からの聞き取りによれば、民間の金融機関や保険会社が多く存在する岩見沢市を中心とした管内では、信用・共済といった事業は単体では優位性を発揮しにくい状況にあるが、Aコープと併設されていることで、相互利用が促進されているということであった。JAいわみざわでは、この点を「総合事業からくる利便性」と表現している。

また、Aコープには他のスーパーと比較しても優位性があると考えられている。管内には大型量販店が10店舗ほど存在するが、農協のAコープでは、夏場は生鮮売り場のレギ

ユラー野菜も可能な限り管内産を置くようにし、また、インショップ（もぎたて市）も人気であるということであった。実際に、アンケートでも「野菜」の購入の頻度が高くなっていた。

4) JAいわみざわにおける准組合員対応の課題

以上のとおり、JAいわみざわにおいては、組合員はじめ地域住民の利便性を重視し、Aコープのほか、金融店舗や給油所、資材センター等を維持してきた。その上で、総合ポイント制を梃子にすることで総合利用を進めてきた点に最大の特徴がある。

准組合員になることでポイント・カードが付与され、そこではじめて事業利用のメリットが発揮されるということからも、これも一定、准組合員対応ということができる。1万円の出資額でも、准組合員が増加してきたことから、そこには准組合員になる地域住民にとって農協利用のメリットが認識されていることも推察される。総合ポイント制とともに、コミュニティ情報紙としての「F l e s h いわみざわ」も合併以後から先進的に発行してきたことからも分かるとおり、一貫して事業利用の推進を通して、員外も含めて住民の生活を支える農協の姿を発信することに重きを置いてきた農協だということもできよう。「事業を利用する人を増やす（＝総合利用を進める）ことで、農協を理解してもらう」という農協の基本方針は、実際にアンケートでも成果が確認できている。

これらの取り組みは、政府主導の農協改革で准組合員利用規制が問題となる以前から取り組まれていたものである。

そのような中で実施されたのが、農協独自アンケート調査であった。この意義は改めて、農協利用者である組合員の声を集める必要性を鑑み、各部署に声をフィードバックするために行われたものである。このような意識的に准組合員や員外の声をすくい取っていく取り組みが准組合員対応の出発点になっていくことが期待され、それは他の道内農協にとても必要な取り組みであるということができる。

総合事業を中心に農協が便利だから利用するという「利用者」視点から一步進み、准組合員にもまさに「組合員」として、「どうしたら農協を知ろうとしてくれるのか」を検討する段階にきている。言い換えれば、員外の利用者を准組合員化していくという観点でのサービス提供から、次のステップとして、「農協の准組合員で良かった」と思える関わり方が模索される必要もあるだろう。

現状においては、JAいわみざわではJAさっぽろのような准組合員向けのイベントは考えられてはいない。JAいわみざわでは、員外も含めた地域住民全体へのアプローチは行われてきたが、他方で、准組合員に特化した取り組みは今後の課題であるということができる。

また、農協では、若年層へのアプローチが弱いことも課題として挙げられていたし、アンケートでも世代間格差が明確に示されていた。ここには、新聞をとっていない若い世代への情報発信のツールとして、WEBでのコミュニティ誌の掲載や、広告チラシのリアルタイムな掲載を行う等、情報発信の強化に取り組んでいる。

以上のとおり、JAいわみざわには、道内のなかではある意味特殊といえるほどに、生活事業を維持してきたという強みがある。これは多くの農協にとっては、同様に実践できる状況にはない。しかし、総合事業利用を推進することこそが農協の理解に繋がるという

考え方は、他の農協にも通じるものであり、それは、単協だけで発揮するものではなく、場合によってはホクレンなど連合会の補完機能を十全に活用することで可能となることも付け加えておきたい。

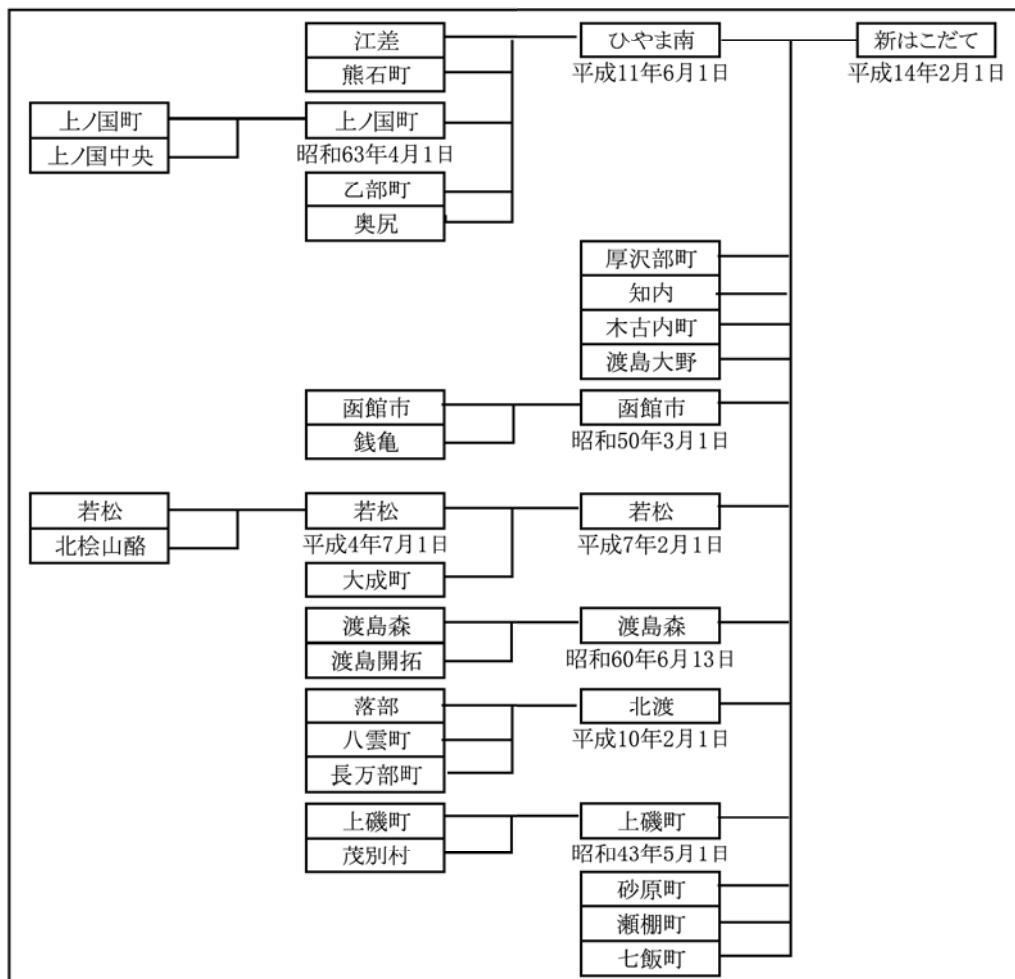
第7章 農協事業を評価する地域住民と広報活動の展開 －JA新はこだて－

(糸山 健介)

1. JA新はこだての概要

J A新はこだては、2002(平成14)年に道南地域の13JAが合併して誕生した。渡島・檜山管内の2市16町のほぼ全域を事業エリアとする広域合併JAで、7つの基幹支店、16の一般支店・事業所を拠点に事業を行っている(図7-1を参照)。

図7-1 JA新はこだての合併経過



北海道の中でも温暖な気候に恵まれており、水稻をはじめ青果・花卉など多様な農産物が生産されており、酪農畜産も盛んである。組合員ニーズや地域課題への対応強化のため、地域農業振興計画は基幹支店別に設定している。営農指導と各種事業の毎年の決算・計画も基幹支店別または本店と基幹支店別に内訳を明記している。

2015(平成27)年農業センサスによるとJA管内の耕地面積は27,519ha、うち田9,400ha、普通畠5,448ha、牧草専用地9,182ha、などとなっている。農業経営体数は2,501経営体で、

うち販売農家が2,342戸である。

2017(平成 29)年のJA新はこだての正組合員戸数は2,056戸である。販売品取扱実績は307億円で、米39億円、蔬菜118億円、馬鈴しょ20億円、生乳59億円、肉牛25億円などとなっている。JAの販売支払高とは別に米と水田活用の直接支払い交付金が28億円、畑作物の直接支払い交付金が5億円、生乳補給金が4億円ある。それらの概要をまとめると、下記のとおりとなる。

組合員数	14,605名	(うち正組合員 2,225名)	准組合員 12,380名)
貯金残高	1,050億円		
貸出金残高	383億円		
販売品取扱高	307億円		
購買品供給高	75億円		
職員数	417名		

なお、2012(平成 24)年、JAでは4つの生活店舗と12の給油所、3つの機械センターを子会社の㈱新はこだて協同へ移管して、組合員と地域住民の生活を支えている。

2. JAの事業と組織の推移

1) 地域農業振興計画と中期経営計画にもとづく事業の展開

J A新はこだては2017(平成 29)年に「第5次地域農業振興計画と中期経営計画」を策定している。JAでは地域農業振興計画の目標には「組合員の農業所得20%増大」と「組合員相談機能の充実」を掲げている。また、中期経営計画では「力強い農業の実現」「所得向上対策の強化」「地域での機能・役割の発揮」「事業・サービスの高度化・密着化」「多様なニーズに対応するための経営基盤強化」の5つを目標にして様々なJA事業を展開している。

2) JA事業の推移

図7-2は、1992(平成 4)～2017(平成 29)年の間の、JA新はこだてと合併前の構成JAの主な事業の推移である。貯金は増加傾向にある。貸出金は2007(平成 19)年以降、住宅ローンを中心に増加傾向にある。2016(平成 28)年の減少はマイナス金利の影響による。販売支払高は2007(平成 19)年まで減少したが、近年、増加傾向にあり、2015(平成 27)年から3年連続で300億円を越えている。実需・量販店での青果物の取扱量の拡大や米の早期出荷契約により、販売単価が上昇したことによる。生産資材供給高は近年、横ばい傾向で推移している。なお、2012(平成 24)年に生活・燃料・整備事業を新設の協同会社へ移管したため、生産資材供給高は減少し、生活物資供給高は0円となっている。

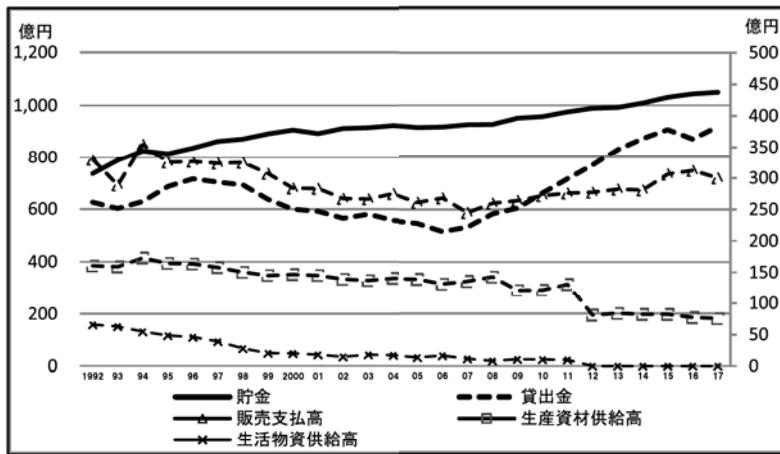


図 7-2 JA新はこだて(2002年～)又はその構成JA(～2001年)の主要事業の推移

注) 貯金は左軸の目盛り、貸出金と販売支払高、生産資材供給高、生活物資供給高は右軸の目盛り

資料 JA北海道中央会「JA要覧」

3) 組合員数の推移

正組合員数は1992(平成4)年の7,022人から一貫して減少しており、2017(平成29)年には2,225人となった。25年間で1/3になった。同じ期間に全道のJA正組合員数は116,872人から64,400人に減少した。JA新はこだての正組合員の減少率(▲68%)は全道平均(▲45%)より大きい。

正組合員戸数も減少しており、2017(平成29)年は2,091戸である。正組合員数と戸数はほぼ同じで、正組合員1戸に対して正組合員が1.08人の割合(全道1.38人)となっている。

一方、准組合員数は1992(平成4)年の6,584人から2017(平成29)年の12,580人へ増加している。

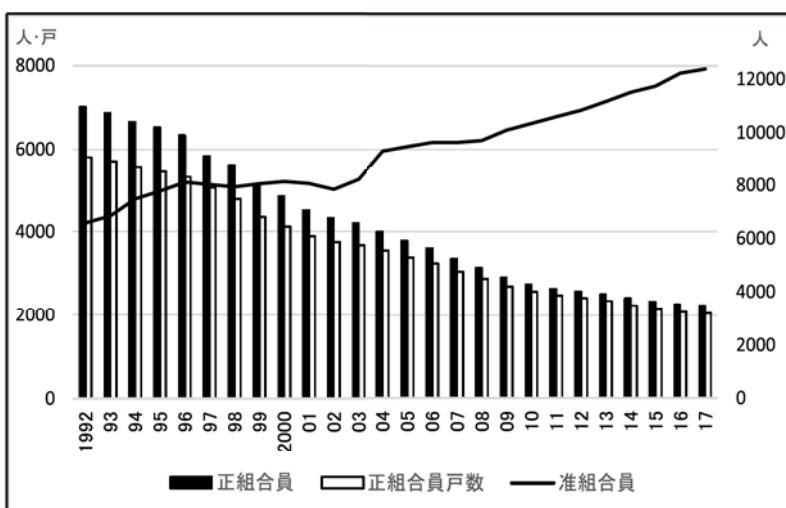


図 7-3 JA新はこだて(2002年～)又はその構成JA(～2001年)の正准組合員数等の推移

注) 正組合員数と正組合員戸数は左軸の目盛り、准組合員数は右軸の目盛り

資料 JA北海道中央会「JA要覧」

4) 組合員の要件や出資金の状況

J A新はこだての正組合員要件は「農地 30a、農業従事日数 90 日」であり、2015 年農業センサスの農業経営体の定義（農地 30a、又は露地野菜 15a、又は施設野菜 300 m²、又は農作業を受託する経営体など）に近い。このため、2015 年農業センサスの農業経営体数（2,465 経営体）と正組合員戸数（2,151 戸）はほぼ一致している。

J Aでは、正組合員数の確保のために、女性農業者や担い手農業者の正組合員化を進めている。その方策として、平成 29 年より J A 営農指導事業に係る賦課金の正組合員割を 10,000 円から 5,000 円に下げ、代わりに戸別割を 5,000 円から 10,000 円に引上げた。女性農業者や担い手農業者の賦課金の負担軽減のためである。

「正組合員の資格要件を見直して面積や農業従事日数を引き下げ、農家の家族のほか、小規模農業者や定年帰農者、家庭菜園従事者などを正組合員にすべき（龍谷大学 石田正昭教授）」という意見があるが、J Aでは「拡大対象を地域住民まで広げれば、意見統一が難しくなり組合運営に支障をきたす。また、小規模農業者や定年帰農者、家庭菜園従事者などは、賦課金を負担してまで正組合員になりたがらないのではないか」とみている。

表 7-1 J A新はこだての正組合員戸数と農業センサスの農業経営体数・販売農家数の推移

	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
①正組合員戸数	5,448 戸	4,166 戸	3,385 戸	2,557 戸	2,151 戸
②農業経営体数	販売農家 5,223 戸	販売農家 4,237 戸	3,471 経営体	2,865 経営体	2,501 経営体
①÷②	1.04 倍	0.98 倍	0.98 倍	0.9 倍	0.9 倍

注) 農業経営体数は道南の経営体数から今金、旧東瀬棚村、旧亀田町の経営体数を控除した値

表 7-2 J A新はこだての正組合員の要件、出資金の状況等

		正組合員	准組合員
要件	面積	30 a	
	農業従事日数	90 日	
出資金	出資 1 口額	1,000 円	1,000 円
	出資配当の状況	払込済出資金の 1.0 % 配当 (2017 年度)	

3. JA新はこだての准組合員対応

1) 准組合員数の動向とその把握

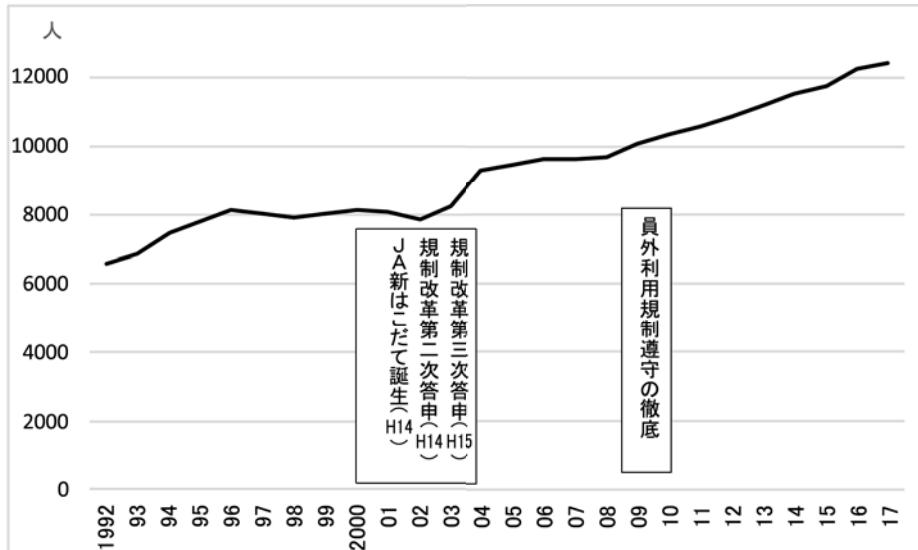


図 7-4 JA新はこだての准組合員数の推移と准組対策等の経過

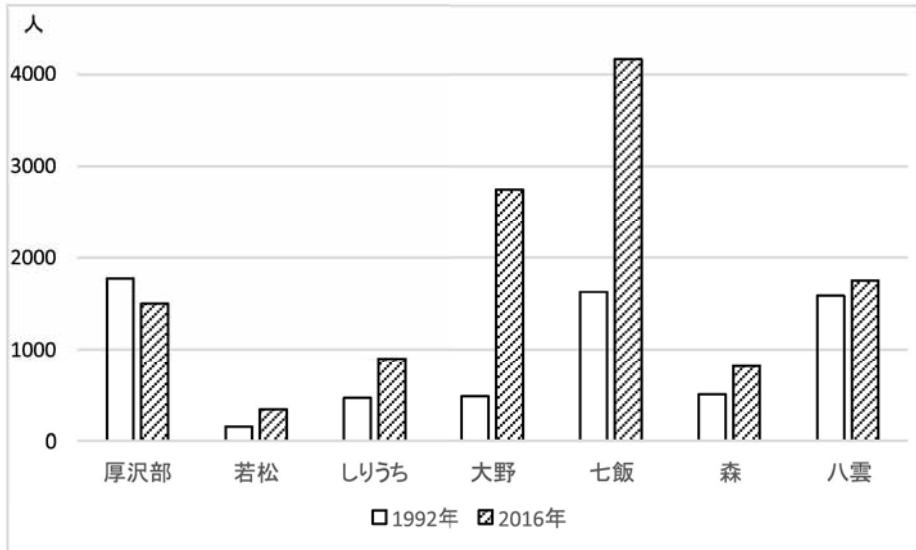


図 7-5 JA新はこだての基幹支店別の准組合員数(1992年と2016年の対比)

注) 1992年はJA北海道中央会「JA要覧」の旧JAの准組合員数の、基幹支店のエリア別の集計値。

2016年はJA総会資料の値。なお、2016年のJA本所の准組合員99名は大野基幹支店に加えて作図した。

図7-4は1992(平成4)年以降の、JA新はこだて管内の准組合員数を示している。1992年の准組合員数は6,584名で、その内訳は七飯、厚沢部、八雲で約8割を占めていた(図7-5参照)。この旧3JAでは恒常的にAコープ利用者に准組合員加入を呼びかけていたため、その流れを継いで准組合員数は漸次増加している。2003(平成15)年～2004(平成

16)年頃には、合併による賦課金見直しの関係で、自給的農家や高齢農家が正組合員から准組合員に切り替わり、2007(平成19)年頃からは員外利用規制を意識して信用・共済利用者は准組合員になってもらうよう加入を呼びかけている。そして、さらに、大野基幹支店では家庭菜園のための資材店舗利用者に准組合員の加入を呼び掛けており、現在に至っている。これより、JA新はこだての場合、准組合員12,223人の多くは函館の中心市街地以外の住民であり、信用・共済事業以外の利用目的を持つ者が多いという特徴がある。

各事業の准組合員シェアや員外シェアは、員外シェアは把握しているが、准組合員シェアは完全には把握できていない。信用・共済事業では、組合員の家族をみなし組合員としており、経済事業でも例えばガソリンスタンドは1週間の利用動向から推定したため、推計値での把握となっている。

2) JA新はこだての准組合員対応

准組合員対策は、テレビ、新聞の活用がもっとも多い。日本農業新聞（北海道版）では年に約100回は記事に掲載されており、北海道新聞（道南版）でも定期的に掲載されている。テレビでは「あぐり王国北海道」で既に20回程度は放映されている。

准組合員向けの広報誌「しんはこ農k-n o w」を、2015(平成27)年から年2回の頻度で刊行している。函館は漁業メインのため、JAの認知度を向上させることが目的であった。役場、病院、協力業者に置かせてもらっているほか、信用・共済の涉外担当者や灯油配送車の運転手に准組合員に配布してもらっている。3,000部強の発行で、准組合員全員に配布している訳ではない。また、農産物直売所「あぐりへい屋」でイベントを行っていることも、対策の一つである。

2017(平成29)年度よりMH(信用涉外担当者)、LA(ライフアドバイザー；共済涉外担当者)にできる限り准組合員を訪問して、コミュニケーションを図るように指示している。その活動が評価されて、年金受け取り口座の切り替えなどの実績が出ている。

今後に向けては、現状維持が基本とされている。

4. 移動金融車の導入とその評価ー上ノ国支店への試験導入ー

1) 上ノ国町の概要

上ノ国町は北海道の渡島半島の南西部に位置し、東と南には大千軒岳をはじめとする山々が連なる。町の中央を天の川が流れ、その流域に平野部が形成されている。日本海の対馬暖流の影響を受け、北海道では温暖な地域であり、農林漁業が基幹産業となっている。

2015(平成27)年農業センサスによると、上ノ国町の耕地面積は597ha、うち田437ha、普通畠138haとなっている。また、稲の作付面積が239ha、大豆74ha、小麦71ha、そば37haなどとなっている。農業経営体数は110経営体で、うち販売農家が107戸である。

上ノ国町の人口は1960(昭和35)年の14,674人をピークに減少しており、2010(平成22)年では5,428人である。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると2040年には2010年の人口の半分、2,409人に減少するとされている。また、65歳以上の高齢者人口の割合は2010(平成22)年で33.9%であるが、2030年には全体の過半を占めると推計されるなど、高齢化も進んでいる。

上ノ国町は、人口減少の克服、交流人口の誘客や定住人口の増加による地域経済の拡大、および子育て世代へのサポート等の充実を図って、活力あるまちづくりを進める方針である。（下表参照）。

上ノ国町の総合戦略の農業関連の重要業績指標（KPI）は、新規就農者数及び後継者数など、いずれも地域農業を支える人材の確保・育成に関する目標となっている。地域農業においても、人口減少の克服が最大の課題になっていることがわかる。

表7-3 上ノ国町の市町村版創生総合戦略における農業・農村振興関連の主要戦略・重要業績評価指標

基本目標	創意工夫で地域の活力を起こす産業交流のまち	
数値目標	町内産業総売上高	目標 119億円
	人口社会減の抑制	目標 60人/5年間
重要業績評価指標	新規就農者数及び後継者数	目標 3人/5年間
	認定農業者数	目標 8人/5年間
	施設園芸推進者	目標 5人/5年間

表7-4 道内165市町村の、農業・農村振興関連の主要戦略・重要業績評価指標（KPI）の設定状況

KPIの区分	設定した市町村数(割合)
①地域農業を支える人材の確保・育成	139市町村 (84.2%)
②省力的・効率的な生産体制の確立	22市町村 (13.3%)
③6次産業化と農畜産物の輸出拡大	122市町村 (73.9%)
④農業・農村の基本的価値向上(食の安全安心、消費者交流など)	88市町村 (53.3%)
⑤地域内循環の推進・その他（バイオマス、鳥獣害対策など）	31市町村 (18.8%)

2) 移動金融車の概要

現在、移動金融車（愛称：ライナー）はテスト段階にあり、上ノ国支店のみで展開している²⁸。毎週火曜日と木曜日の10時～12時という営業体制である。ライナーは基幹支店の江差支店に配属された形となっており、江差から上ノ国まで行くため10時に開店、今後は他地域の運用も検討しているため半日の12時までで支障がないかテストされている。他地域の運用、言い換えれば金融店舗の廃止は今後、3支所で検討されており、移動金融という新しい事業形態が過疎地の金融事業の担い手となりうるのかは注目されるところである。

ライナーの導入は上ノ国支所の金融店舗の廃止が関係している。直接的には道路の拡幅によって立ち退きを求められたことが関係しているが、過疎化による利用者減少、金利低下による採算性の悪化（JAでは20億円の貯金高が目安）も加わって、今後の店舗運営は厳しいとして廃止に至っている。

また、ちょうどその頃、農林中金の移動金融車への助成が開始されたことも一因としてある。ライナーの車体価格（2t トラック、改造費込み）は2,630万円であるが、農林中金から1972.5万円の助成（75%）



²⁸ 2018（平成30）年4月に乙部支店が閉鎖されたため、当支店管内は、現在は移動金融車（JAライナー）での取扱いとなっている

を受けるとともに、北信連から 328.7 万円の助成（12.5%）を受けて、328.8 万円（12.5%）の負担で導入できているのである（2t トラックの価格相当）。

ちなみに、金融店舗の廃止に伴って、資材店舗内に ATM が設置されており、ライナーが担っている機能は窓口機能ということである。ただし、為替業務は送信できるが着信は母体の江差支店での確認となって、時間がかかりすぎることから、取り扱わないこととされている。

金融店舗業務を行う場合、現在の JA バンクルールでは防犯措置として 4 人以上の職員配置が定められているが、移動金融の場合はそれに該当せず、ライナーは 2+1 の 3 人体制で独自の防犯措置が取られている。2+1 というのは、ライナー運転手を兼ねた江差支店長と実際の窓口業務を行う女子職員の 2 名のほかに、ライナー営業中のみ駐在して共済掛金の預かり業務などを行うピンチヒッター的な共済渉外職員がいるということである。共済業務の機器は積み込む余裕がないため、原始的な手作業で後で処理して報告する手間のかかるものとなっているが、これによって実は共済店舗機能の一部を肩代わりしていることになる。

利用状況は、月に 130 名前後の利用となっており、1 日計算（火曜日か木曜日の 2 時間営業のこと）では約 15 名の利用である。かなり古びた店舗の頃は 1 日で 5~6 名の利用で、物珍しく新しくなることから 1 日 10 名の利用になると想定したが、それ以上の結果だとされる。実際には 1 週間（5 日）の利用が 2 日に狭められたことから、利用状況が変わらないのであれば $5/2=2.5$ 倍の利用が想定され、13~15 名が利用すると考えられる。つまり、営業日数・営業時間の短縮の影響は皆無といえ、自らの予定を合わせてでも利用する人達がいるということは JA バンクが必要とされる存在であるとの証拠であろう。それを国が規制するのであれば、国民の生活を脅かす存在として単なる横暴・行き過ぎた介入と批判されてもおかしくないと思われる。

利用内容は普通貯金の出金が半分弱、次いでクミカンの出金（10%強）、普通貯金の入金（8%）の順である。高齢者の年金払い出しが多いことを受けた結果である。

また、移動金融は災害時の金融機能維持（BCP）でも期待されているが、道内で実施しているのは農協だけで、営利を目的としない協同組合だから取り組めることと考えられる。

3) 利用者の移動金融車に対する評価

J A 新はこだてに聞き取り調査を行った 2017（平成 29）年 9 月の翌日に、移動金融車の利用者にインタビュー調査を行った。結果概要を示すと、以下のとおりとなる。

●回答者№ 1

属性：男性、80 歳台、農家、郵貯・信金にも口座有り

①今日の利用目的：積立

②利用頻度：なるべく使うようにしている

③ライナーの良い所・悪い所：窓口が一人になったので顔を覚えやすい。悪い所は何もない。

④ライナーの評価：親しみやすくて非常に良い

⑤農協改革によるライナーへの影響：困る

●回答者№2

属性：女性、79歳、無職、准組合員

- ①今日の利用目的：年金引き出し
- ②利用頻度：未調査
- ③ライナーの良い所・悪い所：目新しくて興味をもった、威圧感がなくて使いやすい、狭いのと待ち時間が多少あるのが不便、営業時間の制限は慣れれば不便ではない
- ④ライナーの評価：未調査
- ⑤農協改革によるライナーへの影響：困る

●回答者№3

属性：男性、86歳、無職（元農家）、准組合員

- ①今日の利用目的：引き出し
- ②利用頻度：未調査
- ③ライナーの良い所・悪い所：営業時間を覚えれば問題なし、慣れれば不便ではない、不自由な点はない
- ④ライナーの評価：良い
- ⑤農協改革によるライナーへの影響：やはり農協が一番（≒困る）

●回答者№4

属性：女性、50歳台、主婦、員外（元農家）

- ①今日の利用目的：貯金
- ②利用頻度：初めて利用（小銭を貯金したかったが、ATMで対応不能のため）
- ③ライナーの良い所・悪い所：良くも悪くもない、不便ではない
- ④ライナーの評価：普通
- ⑤農協改革によるライナーへの影響：問題なし（他行に切り替えれば良い）

●回答者№5

属性：男性、80歳台、農家、正組合員（農業委員会会長）

- ①今日の利用目的：月初めの労賃の引き出し
 - ②利用頻度：月1回
 - ③ライナーの良い所・悪い所：かなり不便になった、慣れれば良いんだろうが忘れがち、農家としては作業があるので昼休みの13時までやってほしい
 - ④ライナーの評価：普通（仕方のないこと）
 - ⑤農協改革によるライナーへの影響：どうにもならないことだが、死ねと言われていることと同然（困るけど、逆らえないという心境）。
- ※移動金融でもいいので、続けてほしいと考えている。

●回答者№6

属性：男性、75歳、農家、正組合員

- ①今日の利用目的：家計費の引き出し
- ②利用頻度：何ヵ月に1回（農協口座は予備口座的扱いのため）
- ③ライナーの良い所・悪い所：あまり使わないので良いも悪いもない。

- ④ライナーの評価：普通
 - ⑤農協改革によるライナーへの影響：やむを得ない（諦め気味）
- ※元サラリーマンからの転向者（時期不明）。JA合併に極めて否定的な感じ有り。

●回答者№7

属性：女性、20歳台、JA職員、准組合員

- ①今日の利用目的：引き出し
- ②利用頻度：月に1～2回
- ③ライナーの良い所・悪い所：振込ができないのが難点
- ④ライナーの評価：未調査（仕事が忙しくて終了）
- ⑤農協改革によるライナーへの影響：未調査（仕事が忙しくて終了）

インタビュー結果をまとめると、正組合員3名、准組合員3名、員外1名の計7名という構成であった。年齢は50歳台から80歳台の高齢な構成となっていた。営業日および時間の短縮は慣れると不便さはないようで、あまりクレームは目立たなかった。政府主導の農協改革との関係では、直接関係する准組合員からは困るとする意見があり、正組合員からは移動金融の存続すら危惧する意見もあった。いずれの組合員も移動金融車を最後の頼み綱としているが、農協改革の内容は准組合員には伝わっておらず、国にしてもJAにしても説明責任を果たす体制を構築しないと地域住民を徒に困惑させることになりかねない。

5. まとめと課題

JANはこだては、合併以前から生活購買店舗を中心に准組合員の加入が進められ、合併以後では資材店舗利用者の加入なども追加されることで、順調に准組合員が増えている。これは地域住民が農協事業を評価していることの現れといえ、農協という存在が地域にとってなくてはならないものに位置付いていることを示している。

こうした評価は、事業展開だけでなく、広報活動や地域活動などが積極的に行われていることでも培われている。准組合員向けの広報誌やテレビの露出、直売所でのイベントなどの催し物が数多く開催されており、多様なチャネルを通して地域住民に接近していることができる。このような不断の努力によって、JANはこだてと地域は分厚い信頼関係が構築されており、今後においても准組合員数は維持または増加の方向を辿るものと考えられる。

この関係に水を差そうとしているのが、今日の「政府が主導する」農協改革である。仮にこの農協改革が思惑通りになったとしたら、信頼関係の崩壊だけでなく、地域を混乱の渦中に陥れることとなる。農協を身近な存在としてもらうための活動も重要であるが、現在の農協が置かれている状況も伝えて、准組合員も共に考え行動する双方向型の意志疎通の構築を検討する必要がある。

第8章 JA帯広かわにし

(小林 国之)

1. JA帯広かわにしの概要

J A帯広かわにしは、2003(平成15年)に帯広川西農業協同組合と帯広市農業協同組合が合併して誕生した。十勝地方の中心都市である帯広市を事業エリアとする。帯広市の市街地は市域の北東端にあり、中央部や南西部には農地が広がり、全国でも有数の大規模経営による畑作・酪農地帯を形成している。

2015(平成27)年農業センサスによると旧帯広市と旧川西村の耕地面積の合計は14,171ha、小麦4,101ha、馬鈴しょ1,920ha、豆類2,1046ha、てん菜1,785ha、長いも316haなどとなっている。また、農業経営体数は2つの旧市村の合計で432経営体であり、うち販売農家が426戸である。

2017(平成29)年のJA帯広かわにしの正組合員戸数は496戸である。販売支払高は229億円で、小麦11億円、馬鈴しょ23億円、てん菜15億円、豆類12億円、長いも71億円、生乳25億円、肉用牛54億円となっている。JAの販売支払高とは別に畑作物の経営所得安定対策交付金が41億円、生乳補給金が2億円ある。

JA帯広かわにしの豆類集出荷施設はH A C C Pと国際的な食品安全規格であるS Q Fの2つを取得した日本初の施設である。この施設で選別されたJA帯広かわにし産小豆は、宇宙飛行士が宇宙ステーションの滞在中に食べる「宇宙日本食」(赤飯)の原料に採用され話題となっている。

組合員数	12,014名 (正組合員数 783名、准組合員数 11,231名)
貯金残高	969億円
貸付金残高	123億円
販売支払高	229億円
購買品供給高	142億円
職員数	154名

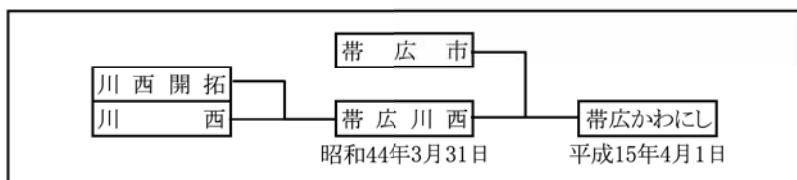


図8-1 JA帯広かわにしの合併経過

2. JAの事業と組織の推移

1) 農業・農協長期計画に基づく事業の展開

J A帯広かわにしは2016(平成28)年に「農業・農協長期計画」を策定した。地域農業の未来を担う経営体の育成や農業所得2割増を目指す生産体制の強化、十勝ブランド力を生かす販売戦略の実施、環境と調和した農業都市の実現推進のほか、地域に欠かすことの出来

ないインフラとしての総合的なサービスなど組合員の付託に応える農協経営などを計画の基本に据えて、様々な事業を展開している。

2) JA事業の推移

以下の図は、1992(平成4)年～2017(平成29)年の間のJA帶広かわにし又はその構成JAの主な事業の推移である。貯金は一貫して増加している。販売支払高は2005(平成17)年から2007(平成19)年にかけて減少したが、その後は増加傾向にある。2016(平成28)年は台風による激甚災害に指定された年である。貸出金は不動産や住宅投資の減少により減少していたが、近年は住宅ローン推進などで増加した。生産資材供給高は、やや減少した後、近年、増加している。生活物資供給高は横ばいとなっている。

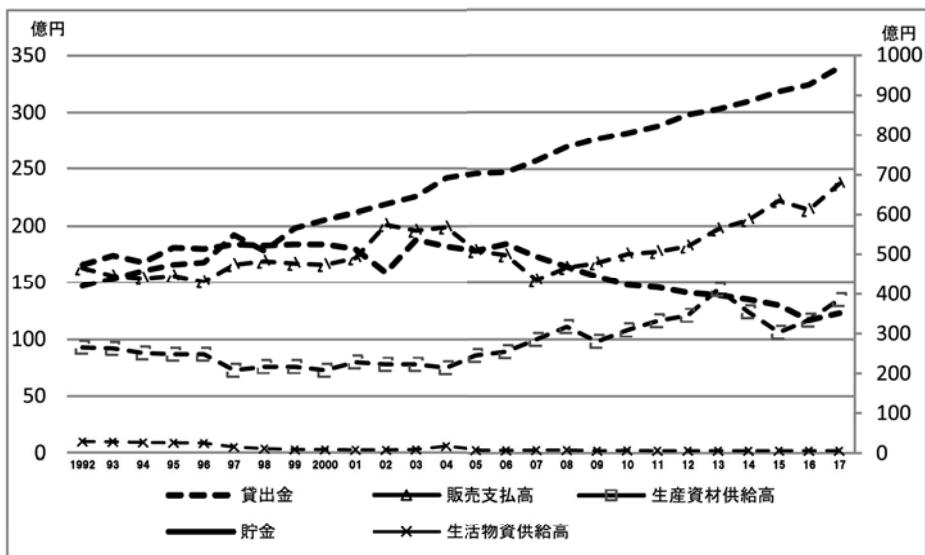


図8-2 JA帶広かわにし(2003年～)又はその構成JA(～2002年)の主要事業の推移

注) 貯金は右軸の目盛り、販売支払高と貸出金、生産資材供給高、生活物資供給高は左軸の目盛り

資料 JA北海道中央会「JA要覧」

3) 組合員数の推移

正組合員数は1996(平成8)年以降、減少しており、2017(平成29)年では783人である。

正組合員戸数も減少しており、2017年は496戸である。25年間で2/3になった。同じ期間に全道のJA正組合員数は116,872人から64,400人に減少した。JA帶広かわにしの正組合員の減少率(▲34%)は全道平均(▲45%)より小さい。正組合員1戸に対して正組合員が1.57人の割合(全道1.38人)となっている。

一方、准組合員数は、2005(平成17)年から2011(平成23)年にかけて減少したが、近年、増加傾向にあり、2017(平成29)年では11,231人である。准組合員数の詳細な動向は後述する。

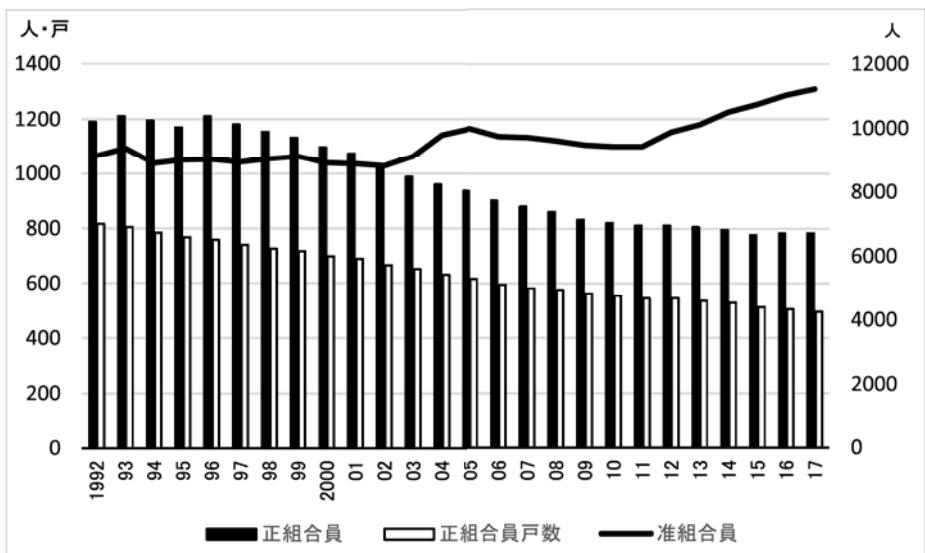


図 8-3 JA 帯広かわにし(2003 年～)又はその構成 JA(～2002 年)の正組合員数等の推移

注) 正組合員数と正組合員戸数は左軸の目盛り、准組合員数は右軸の目盛り

資料 JA 北海道中央会「JA 要覧」

3. 組合員の要件や出資金の状況

JA 帯広かわにしの正組合員要件は「農地 30a、農業従事日数 90 日」であり、2015 年農業センサスの農業経営体の定義（農地 30a、又は露地野菜 15a、又は施設野菜 300 m²、又は農作業を受託する経営体など）に近い。2015 年農業センサスの旧帶広市と旧川西村の農業経営体数(432 経営体)に対して正組合員戸数（513 戸）は 1.2 倍とやや多くなっている。

表 8-1 JA 帯広かわにしの正組合員戸数と農業センサスの農業経営体数・販売農家数の推移

	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
①正組合員戸数	770 戸	700 戸	617 戸	554 戸	513 戸
②農業経営体数	販売農家 627 戸	販売農家 556 戸	490 経営体	451 経営体	432 経営体
①÷②	1.2 倍	1.3 倍	1.3 倍	1.2 倍	1.2 倍

注) 農業経営体数と販売農家は旧帶広市と旧川西村の合計値。

表 8-2 JA 帯広かわにしの正組合員の要件、出資金の状況等

		正組合員	准組合員
要件	面積	30 a	
	農業従事日数	90 日	
出資金	最低出資依頼額	10,000 円	5,000 円
	出資配当の状況	払込済出資金の 1 % 配当 (2017 年度)	

注) 2005(平成 17) 年以降、新規加入時の准組合員の出資上限を 10 口とした。

2016(平成 28) 年に正組合員の出資上限を 7,000 口から 10,000 口へ引上げた。

4. JA 帯広かわにしの准組合員対応

1) 准組合員数の動向と対応状況

准組合員数は 2018(平成 30) 年度 3 月末時点で 11,231 人であり性別の内訳は男性 5,896 人、女性 5,238 人となっている。年齢構成を見ると 29 才未満が 2%、30~39 才が 4%、40~49 才が 11%、50~59 才が 19%、60~69 才が 27%、70 才以上が 36% となっている(生年月日不明者を除いた割合)。

年代や性別と事業利用との関係については、特にはないと言うことであるが、たとえば 40~50 代男性は住宅や車などのローン利用者が多いう傾向はある。

准組合員の加入促進の取り組みについてみてみると、2003(平成 15) 年の帯広市農協との合併直後には、出資配当を増加させて加入促進のキャンペーンを行った。その後、配当を目的とするのは出資金の趣旨とは異なる、ということで 2005(平成 17) 年頃、新規加入の准組合員は申し合わせとして、10 口(1 万円) を上限とした。現状では 95% ほどは 10 口を出資している准組合員となっている。出資金の多かった准組合員は元正組合員で准組に転換した人などであるが、それらについては減額などはせずにそのままの出資金となっている。

最近は准組合員数が増加しているが、それは数年継続している JA 独自で展開している貯金キャンペーンの成果であると認識している。また、信用事業規程のなかで、員外の小口貸し付けは 500 万円とあり、員外利用規制をクリアするために、500 万円以上の借入には准組合員になることを義務づけている。そうした方に、准組合員となってもらっている。

2005(平成 17) 年以降、准組合員加入の際に属性を把握するようにしており、それ以降についての傾向としては、主婦、年金生活者が多い。JA の事業については新聞の折り込み広告で周知している。

正組合員の出資上限について 2016(平成 28) 年度に 7 千口から 1 万口へ変更した。正組合員の要望や、管内の他の JA と比較しても低かったためである。現在 4,000 万円の出資増高計画を進めており、今後も正組合員の出資は増やしていきたいと考えている。出資金比率で言うと正組の割合は 78% である。

表 8-3 JA帯広かわにしの正准組合員の事出資状況(平成 29 年度末)

	口 数	金 額 (千円)	割 合(%)
出資総額	2,278,144	2,278,144	100
うち 正組合員	1,775,126	1,775,126	78
うち 准組合員	499,914	499,914	22

注) JA資料より作成。

准組合員に対して、様々な機会において、JAの総合事業全体について紹介し、利用してもらうようにしている。総合事業全体の利用と言うことがJAの事業の一つのポイントだと認識している。支店では、渉外担当者が信用、共済両方ともに担当しており、住宅を借りたら、そのまま建更に入るなどを連携してすすめている。

農業についての理解につなげる、という意味でもJAがメディアにしっかりと取り上げられていることで、JAの事業の中味を理解してもらう場面は他のJAよりも多い。

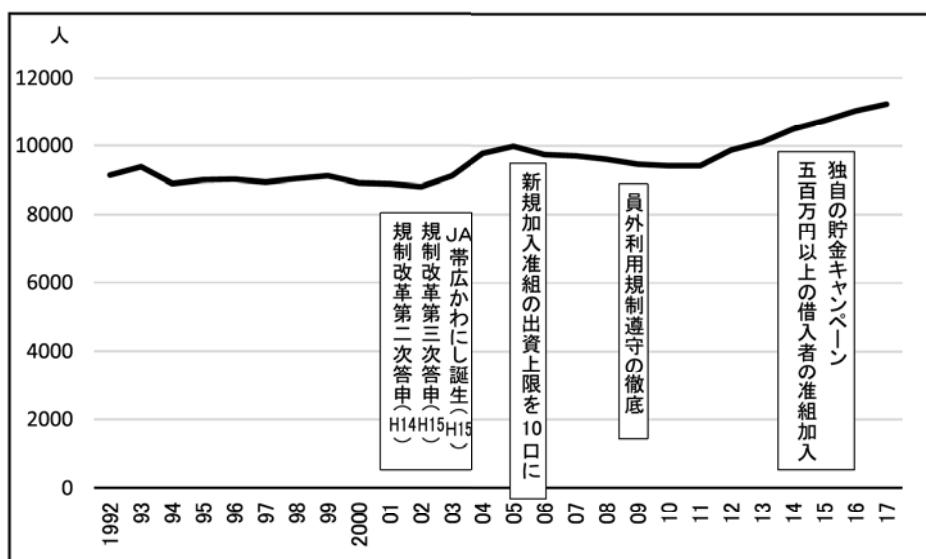


図 8-4 JA帯広かわにしの准組合員数の推移と准組対策等の経過

2) 事業の利用状況

事業別の正・准利用割合を整理したものが表 8-4 となっている。購買事業については、生産資材、生活物資、スタンドにかけて把握している。スタンドは2005(平成 17)年に子会社化した。燃料を地元エリアに限らず手広く供給していたが、員外利用規制をクリアするために、子会社化してそこを准組合員にして対応しており、JAは卸売りの立場である。生活物資については、現金での支払いが多く、正、准の区分の把握は必要ないのでしていない。そのためクミカン利用者を正組とみなして、それ以外は員外として区分するしかない。

貯金については、農家の所得が伸びているため正組合員の伸びが大きくなっている。

員外利用調査は毎年調査しているが、准組合員についてより深い調査は今年から始めた

ところである。

表 8-4 JA 帯広かわにしの正准組合員の事業利用比率

	正組合員		准組合員		員 外		合 計	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
貯 金	37,162	26.7	74,160	53.4	27,349	19.9	138,671	100
貸出金	12,263	34.7	20,982	59.4	2,082	5.8	35,328	100
共済(掛金)	1,698	39.3	1,861	43.2	751	17.4	4,312	100

注) JA資料を基に作成。

3) 地域貢献活動の状況

准組合員もふくめて広く地域住民への貢献活動の状況について整理をする。JAとしては、JAのことを地域の人に知ってもらい、知つてもらった上で農協を利用してもらおうというスタンスである。その中で青年部は食育活動を活発に実施しており、学校給食への食材供給（市内全校、全校センター方式のため）、いくつかの小学校に出前授業、小学校の敷地での野菜栽培の指導や種子の提供、JAの長いも施設見学などの活動を行っている。また、小学校経由で各家庭に収穫体験についてアナウンスして、広く地域住民へ農業とふれあう機会を提供している。

女性部では、Aコープでの売り出しの支援をおこなっている。また、帯広市では帯広ファームトリップ推進協議会において農泊の取り組みを進めており、JAも一委員として関わっている。

情報発信としては、HPを2018(平成30)年にスマホ対応に改修した。ブラック&ホワイトショードには農業高校の高校生も一緒に出品している。年金友の会は、市街地と農村部との会があり、湯治の会などを企画して活動している。

4) 准組合員・地域との関係性の今後について

准組合員の事業の今後の見通しについては、金利上乗せキャンペーンや住宅ローンの推進強化は今後もしていくので順調に伸びていくと予想している。一方で帯広市内の「清流の里」の宅地分譲も終盤にさしかかっているため、住宅ローンについては今後の伸び悩みが想定される。しかし、過去のローンの借り換えなどには取り組んでいる。正組合員の不動産への投資が一時期よりも減少しているので、そこについては減少していくとみている。

准組合員向け対応では、小さな支店では、担当者が一組合員に対して総合的な対応ができるが、大きな支店や本所では事業割りになってしまっているので、それを総合的なチームとしてどのように連携して組合員に対して総合的な対応ができるのかが課題である。事業の縦割り体制ではなく、「人」として、または「地域」として把握していく、という事業体制が必要ではないかと考えている。

農業以外の取り組みとして、地域での活動も含めて、准組合員向けに何か活動を行う、という考えは現状では特がない。JAでの論議もこれからというのが正直なところである。基本的には、農業地帯の農協として農業振興を中心とした事業展開を考えている。

地域との関係について、新興住宅地で新しく町内会ができたような地区では農協も関わりを持っている。大空支店では、町内会にJA職員も参加している。町内会の総会には支店長が出席したり、地元のお祭りを企画するなどの関わりがある。大空地域は団地としてひとまとまりになっており、その中心にJAの支店があるためJAとして地域に関わりやすい状況にある。

第9章 燃料・自動車事業を中心とした准組合員化 —JAふらのー

(糸山 健介)

1. JAふらのの概要

J Aふらのは、2001(平成13)年にJ A上富良野町、J A中富良野、J A富良野、J A東山地区、J A山部町、J A南富良野町の6JAが合併して誕生した(図9-1参照)。北海道上川管内の南部に位置する上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村の1市3町1村を事業エリアとする。本所と6つの支所、3出張所などを拠点に事業を行っており、6つの支所は2020年までに2つのエリアに再編・集約する予定である。

恵まれた自然環境と土地条件を生かして、玉ねぎ、にんじん、馬鈴しょ、水稻、麦、てん菜、畜産、メロン、西瓜、トマトなど多様な農畜産物が産出されている。また、貯金や共済、給油所や自動車事業、ホクレン商事との共同出資で導入した移動購買車の運営等を通じて、農家組合員と地域住民の生活の基盤を支えている。

2015(平成27)年の農業センサスによると富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の耕地面積の合計は23,426haで、水稻2,983ha、麦類4,913ha、豆類1,250ha、てん菜1,133ha、にんじん796ha、玉ねぎ2,353ha(玉ねぎは作物統計の数値である)、メロン219haなどとなっている。また、5つの市町村の農業経営体数は合計で1,373経営体あり、うち販売農家が1,291戸である。

2017(平成29)年のJAふらのの正組合員戸数は1,283戸である。農畜産物の販売取扱高は259億円で、米22.1億円、麦類12.3億円、玉ねぎ80.7億円、メロン16.8億円、生乳32.2億円などとなっている。

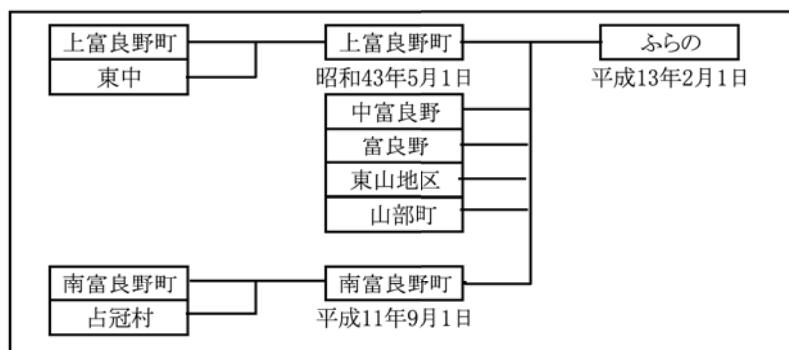


図9-1 JAふらのの合併経過

2. JAの事業と組織の推移

1) 地域農業振興計画と中期経営計画に基づく事業の展開

J Aふらのは2016(平成28)年に地域農業振興計画と中期経営計画を策定している。JAの組織・財務基盤の強化、農業所得20%増、550万道民とともに作る豊かで穫りある農村の実現を目指して、様々なJA事業を展開している。

2) JA事業の推移

図9-2は、JAふらの又はその構成JAの主な事業の1992(平成4)～2017(平成29)年の間の推移である。貯金は増加傾向にある。貸出金は2010(平成22)年以降、減少している。販売支払高は2010年まで減少したが、その後増加し、近年は横ばい傾向にある。生産資材供給高は減少から横ばい傾向にある。なお、JAの事業エリア内にはホクレン商事が運営するAコープ店舗が5店ある。

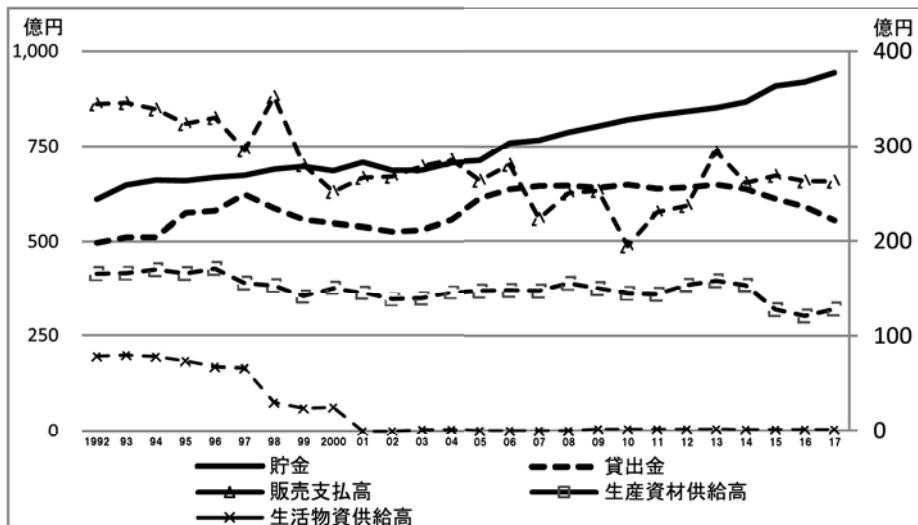


図9-2 JAふらの(2001年～)又はその構成JA(～2000年)の主要事業の推移

注) 貯金は左軸の目盛り、販売支払高と貸出金、生産資材供給高、生活物資供給高は右軸の目盛り

資料 JA北海道中央会「JA要覧」

3) 組合員数の推移

正組合員数は2013(平成25)年まで減少していたが、近年は横ばいであり、2017(平成29)年では2,287人である。下げ止まりの背景には、正組合員の妻などの女性への加入推進が関係している。JA運営に女性も参画してもらいたいと考えられているためである。このことによって、1戸2名以上の加入が50.0%に達しており、全道平均よりも高い水準となっている。

一方、准組合員数は2003(平成15)年から増加し、2007(平成19)年以降は増加の速度を増し、2017(平成29)年には10,957人となっている。約15年の間に倍増したということになり、急激な増加を示している。

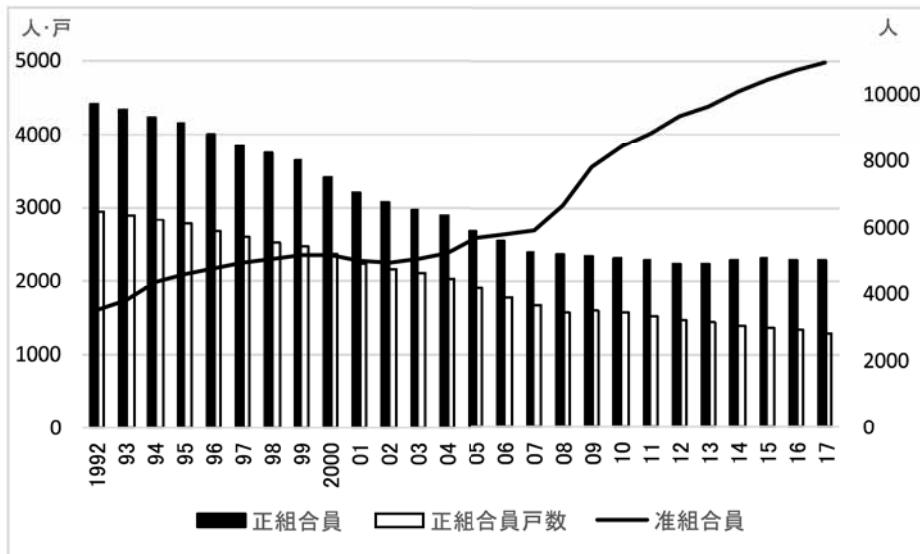


図 9-3 JAふらの(2001年～)又はその構成JA(～2000年)の正組合員数等の推移

注) 正組合員数と正組合員戸数は左軸の目盛り、准組合員数は右軸の目盛り

資料 JA北海道中央会「JA要覧」

4) 組合員の要件や出資金の状況

J Aふらのの正組合員要件は「農地 100a、農業従事日数 90 日のいずれか」である。この「いずれか」を適用して、正組合員の妻などを正組合員に取り込んでいる。しかし、経営主の枝番管理とすることで、賦課金の負担が一切なく、加入障壁を下げていると考えられる。

面積要件の 100a は、2015 年農業センサスの農業経営体の定義（農地 30a、又は露地野菜 15a、又は施設野菜 300 m²、又は農作業を受託する経営体など）より面積はやや大きい。2015 年農業センサスの 5 市町村の農業経営体数(1,373 経営体)に対して、JAふらのの正組合員戸数（1,343 戸）はほぼ同数である。

表 9-1 JAふらのの正組合員戸数と農業センサスの農業経営体数・販売農家数の推移

	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
①正組合員戸数	2,776 戸	2,377 戸	1,891 戸	1,554 戸	1,343 戸
②農業経営体数	販売農家 2,639 戸	販売農家 2,252 戸	1,942 経営体	1,558 経営体	1,373 経営体
①÷②	1.05 倍	1.06 倍	0.97 倍	1.0 倍	0.98 倍

注) 農業経営体数と販売農家数は、上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村の合計値

表 9・2 JAふらのの正組合員の要件、出資金の状況等

		正組合員	准組合員
要件	面積	100 a	
	農業従事日数	90 日	
出資金	出資 1 口額	1,000 円	1,000 円
	出資配当の状況	払込済出資金の 1 % 配当 (2016 年度)	

3. JAふらのの准組合員対応

1) 准組合員増加の背景

JAふらのの准組合員数は、2017(平成 29)年で 10,957 人で、2007 (平成 19) 年から急激に増加している。2007 年前後というと、員外利用規制が強く意識され出した時期であり、全国的に信用・共済事業利用者の准組合員化が図られた時期もある。JAふらのでも同様な取組みは行われているが、加えて燃料・自動車事業利用者でも准組合員化が図られたことで急激な増加がもたらされている。

JAふらのは道内で先進的にセルフスタンドを導入した農協で、スタンド利用者が集中した経緯がある。これに対して管内の石油連盟は、員外利用規制に抵触しているのではないかと上川振興局に申し立て、JAふらのは事業利用者の准組合員化を迫られることとなったのである。准組合員化はアロックシステムを活用して、アロックの加入と同時に推進することで、准組合員の加入負担を軽減しながら利用者の准組合員化に成功したということができる。

この動きは現在も継続しており、2016 (平成 28) 年 8 月～2017 (平成 29) 年 7 月までの実績では、465 名の准組合員の新規加入のうち、燃料・自動車事業の利用を目的としたのが 242 名 (52.0%) で、信用事業の利用を目的とした 177 名 (38.0%) を上回っている状況にある。

2) 准組合員の構成

准組合員の大半はこうした事業利用を希望する地域住民個人であり、JA職員や法人の加入割合は低い (表 9・3 を参照)。JA職員は全員が加入しているという訳ではない。また法人でも、その他法人の加入とは機械利用組合の加入であり、機械購入のための融資を受けることを目的とした加入である。農業機械の効率的利用のために共同利用を推奨する政策体系下では、このような加入は必ず発生するもので、正組合員と准組合員の境界を曖昧にしている。その一方で、准組合員の利用制限を検討するのは政策矛盾を孕んでおり、幅広い視野での検討が求められる。

表 9・3 属性別組合員の人数と出資金払い込み平均額

		人数（人）	出資金払い込み 平均額（千円）
正組合員	個人	2,229	1,798
	農事組合法人	7	5,719
	その他法人	52	2,685
准組合員	個人	10,202	65
	農事組合法人	1	13
	その他法人	254	255
	JA職員	383	240

資料：JAふらの内部資料

註) 2017年6月28日現在の数値である。

3) 出資に関する問題点

准組合員の出資状況は、個人が 65 千円、農事組合法人が 13 千円、その他法人が 255 千円、JA職員が 240 千円となっている。個人の場合、ほとんどが 1 口 1,000 円の出資であるが、貯金金利と出資配当率を勘案して高額な出資をする准組合員がいるため、出資平均額が 1 万円を超えていている。

また、准組合員の半数強が、燃料・自動車事業の利用希望で出資しているだけのため、大半が貯金口座を持っていない。そのため、出資配当の振込先がなく、受け取りに来るよう郵送で連絡するものの、僅かな金額であることから、ほとんどの准組合員は受け取りに来ていない。それらの配当は未払い計上されており、解消策が検討されている。

配当金だけでなく、連絡が付かない准組合員も問題となっている。2014 年度末現在で、JAふらのにはそうした准組合員が 1,179 名 (10% 強) 存在する。所在確認を兼ねた配当の連絡を数年おきに実施し、時として親族から死亡の連絡がある場合もあるが、息の長い取組みになると考えられる。

4. JAふらのにおける准組合員の位置付け

1) 地域貢献活動の実情

現在の JAふらのの地域貢献活動は、次の 4 つのが挙げられている。第一に、JAに集荷された野菜 13 万 t のうち、6 万 t が鉄路で輸送されていることから、過疎化で廃線が検討されている交通インフラの維持に貢献しているとされている。第二に、ホクレン商事と共同出資して移動購買車を導入し、A コープが撤退した地域でも生活物資を購入できるようにしているとされている。第三に、小学生を対象とした子供農作業体験を実施し、

食育にも貢献しているとされている。第四に、農業祭などの地域の催しものを主催・共催することで、コミュニティの維持にも貢献しているとされている。

これらの活動を通して、准組合員化を直接図れるものは存在しない。すなわち、JAふらのとしては積極的に准組合員を増やすことは考えていないということができる。それでも准組合員が増加しているのは事業展開が評価されているということであり、昨今の准組合員利用規制の検討は地域住民の便益を喪失させるばかりでなく、JA事業の自由度すらも制限してしまう危険を孕んでいることは注意しておきたい。

2) 意識と実態の相違

2016（平成28）年度に策定された中期計画では、業務の再編が検討されている。現在の6支所体制を本所がある富良野市を境とした南北の2エリア体制として、支所長及び課長数を削減する。また、各支所単位で選出されていた理事を1名削減することで、人件費の圧縮が検討されている。その代わり、旧JA単位の支所や資材店舗、機械センター、スタンドなどの施設は「小さな拠点」として存続させる方向にあり、正組合員が施設維持を望んでいることが現れている。

その施設の一部は、准組合員の利用もあって維持されているともいいうことができる。そういう観点に立てば、正組合員と准組合員の意識は施設維持で同一である。准組合員への施設利用の呼びかけが施設維持につながると思われる。

5. まとめと考察

JAふらのは、燃料・自動車事業を中心に、准組合員が増加している事例であった。しかし、その燃料・自動車事業は地域住民向けに展開されたものではなく、事業再編の手段としてのセルフ化やアロックシステムに地域住民が反応したものであった。

正組合員としては、自らの利用のために既存施設の維持を求めており、そうした意向を受けて、JAでは業務再編を進め、施設維持を図る方針であるが、いつまでも続くものとは考えられない。

そうなれば、准組合員の利用も含めて施設維持を図ることも検討することが起こり得る。しかし、現状では、正組合員も地域住民の准組合員も、自らの利用しか考えておらず、一体となった取組みを行うには相当の困難が伴うと考えられる。これを解消する手立てとして、まずは准組合員の意見を聴取することが考えられ、JAの存在意義を保ちながら参画させる方法の検討が求められていると考えられる。

第10章 信用・共済事業を核とした地域住民との結び付き －JA函館市亀田－

(糸山 健介)

1. JA函館市亀田の概要

J A函館市亀田は、函館市一円をエリアとするJAであり、本店と3つの支店、2つの子会社を拠点に事業を展開している。農業基盤は函館市の北東部地区(東山や亀田中野ほか)や北部地区(桔梗ほか)、松倉川の中上流域などであり、比較的温暖な気候を生かして馬鈴しょや大根・人参などの青果物の生産が行われている。伝統野菜である赤かぶの漬物も有名である。

2015(平成27)年農業センサスによるとJA管内の旧亀田市と旧函館市の耕地面積は998ha、うち普通畑675ha、田97haなどとなっている。農業経営体数と販売農家数はともに175戸である。なお、旧函館市の農業経営体数にはJA新はこだての組合員の経営体も含まれている。

2017(平成29)年のJA函館市亀田の正組合員戸数は349戸である。販売高は12億円で、馬鈴薯4.4億円、野菜7.2億円などとなっている。JAの販売高とは別に水田・畑作経営安定対策等の交付金がある。それらをまとめて示すと、以下のとおりとなる。

組合員数	8,055名 (正組合員 523名 准組合員 7,532名)
貯金残高	415億円
貸付金残高	144億円
販売高	12億円
購買品供給高	18億円
職員数	79名

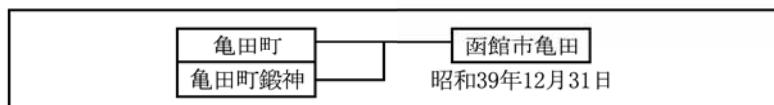


図10-1 JA函館市亀田の合併経過

2. JA事業の推移と組織の推移

1) 地域農業振興計画と中期経営計画にもとづく事業の展開

J A函館市亀田は2015(平成27)年に「第11次農業振興計画と農協経営計画」を策定した。JAでは農業振興計画に基づき土作りの推進、人参の収穫に関わるコントラクター事業の拡充などに取組んでいる。また、JA経営計画では「農業経営基盤の確立」「経営改革と財務基盤の確立」「地域社会への貢献と地域住民への『ふれあい活動』の実施」「人づくりの強化」の4つをビジョンと方針に設定しながら、様々なJA事業を展開している。

2) JA事業の推移

図10-2は、JA函館市亀田の主な事業の1992(平成4)～2017(平成29)年の間の推移である。貯金は増加傾向である。貸出金は2000(平成12)年以降、住宅や賃貸住宅の建設資金を中心に増加したが、2010(平成22)年以降は横ばい又は減少傾向である。販売支払高は近年、横ばい傾向である。生産資材供給高は減少していたが、2017(平成29)年は増加した。生活物資供給高は金額が少なく、横ばいである。

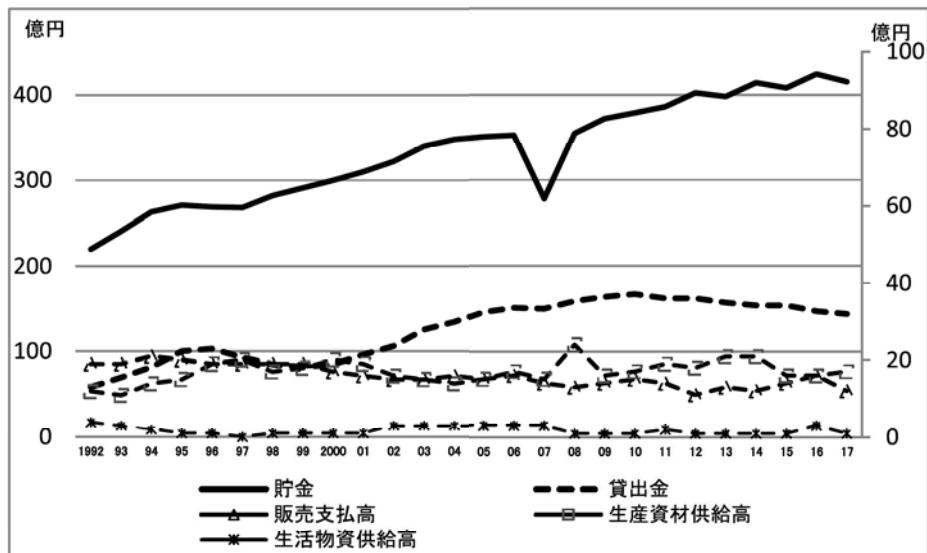


図10-2 JA函館市亀田の主要事業の推移

注) 貯金と貸出金は左軸の目盛り、販売支払高と生産資材供給高、生活物資供給高は右軸の目盛り

資料 JA北海道中央会「JA要覧」

3)組合員数の推移

図10-3から分かるように、JA函館市亀田は正組合員が減少する一方、准組合員が増加する傾向にある。

詳細にみると、正組合員は1992(平成4)年から継続して戸数が減少しており、2017(平成29)年は349戸となっている。それに対して、正組合員数は1998(平成10)年に827人に増加したが、その後減少に転じ、2017(平成29)年は523人である。2017年の1戸当たりの正組合員は1.49人となっており、全道平均の1.39人より多くなっている。

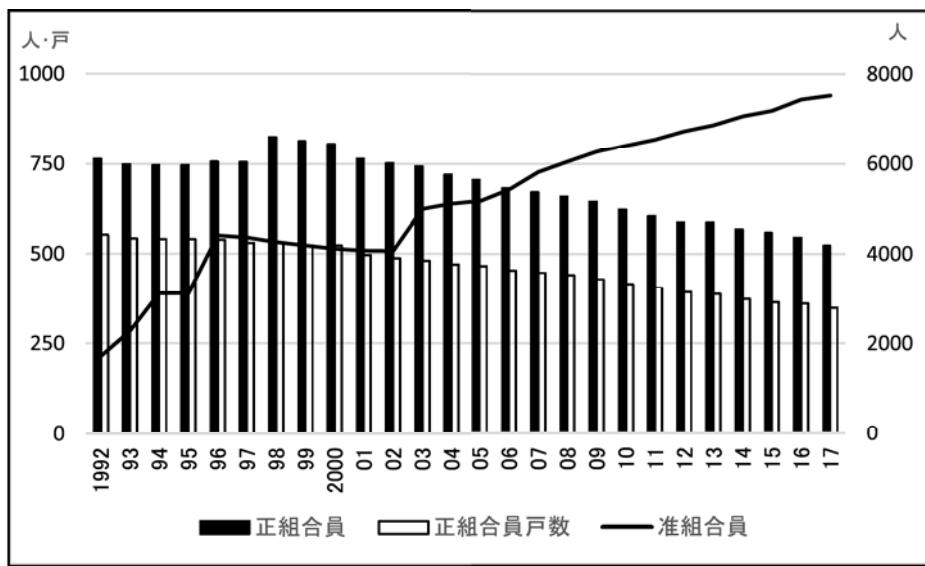


図 10-3 J A函館市亀田の正准組合員数等の推移

注) 正組合員数と正組合員戸数は左軸の目盛り、准組合員数は右軸の目盛り

資料 J A北海道中央会「JA要覧」

一方、准組合員数は1996(平成8)年の4,410人から減少し2002(平成14)年には4,066人となった。これは1992(平成4)年～93(平成5)年度に推進したマイカーローンの返済完了を機に脱退した准組合員がいたためである。2003(平成15)年以降は、JAの金融・共済事業を選択・利用する地域住民を中心に、准組合員が増加している。この25年間で4.4倍の増加であり、全道の准組合員数の増加率(25年間に1.6倍に増加)より大きい水準となっている。

4) 組合員の要件や出資金の状況

J A函館市亀田の正組合員要件は「農地10a、農業従事日数90日」である。2015年農業センサスの販売農家の定義(農地30a、又は露地野菜15a、又は施設野菜300m²、又は農作業を受託する経営体など)より面積が小さく、自給的農家の定義(農地10a以上30a未満又は調査期日前の1年間の農産物販売金額が15万円以上50万円未満の世帯)に近い。J A函館市亀田の正組合員戸数(364戸)は、2015年農業センサスの旧亀田市と旧函館市の販売農家数(175戸)の2.1倍と多くなっている。

表 10-1 JA函館市亀田の正組合員戸数と農業センサスの総農家数・販売農家数の推移

	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
①正組合員戸数	541 戸	523 戸	466 戸	416 戸	364 戸
②総農家(10a 以上)	606 戸	512 戸	396 戸	343 戸	284 戸
③販売農家(30a 以上)	494 戸	349 戸	270 戸	218 戸	175 戸
①÷②	0.9 倍	1.0 倍	1.2 倍	1.2 倍	1.3 倍
①÷③	1.1 倍	1.5 倍	1.7 倍	1.9 倍	2.1 倍

注) 農業経営体数は函館市の旧亀田市と旧函館市の合計値。旧函館市にはJA新はこだて組合員が含まれることに留意が必要。

表 10-2 JA函館市亀田の正組合員の要件、出資金の状況等

		正組合員	准組合員
要件	面積	10 a	
	農業従事日数	90 日	
出資金	出資1口額	1,000円	1,000円
	出資配当の状況	払込済出資金の1.5%配当 (2016年度)	

3. JA函館市亀田の准組合員対応

1) 准組合員の動向

図 10-4 は、JA函館市亀田の准組合員の動向と関連対策等を示している。員外利用規制が指摘されてきた頃から准組合員化が強く意識されている。信用事業では定期貯金の上乗せ金利で加入促進を図り、共済事業では組合員でしか受けられない保障の提示といったことが行われている。それに対し、ガソリンスタンドは子会社を設立することで利用規制問題をクリアしている。

こうしたことを受け、准組合員のマスター登録も完了しており、准組合員シェアも正確に把握されている。2016(平成28)年度の実績は以下のとおりである。

貯金(残高ベース) 正組 19.6% 准組 68.3% 員外 12.1%

貸出(残高ベース) 正組 31.1% 准組 61.6% 員外 7.3%

共済(掛金ベース) 正組 22.7% 准組 61.3% 員外 16.0%

また、事業利用よりも配当を期待する准組合員も少なからず存在する。そのような准組合員は上限額まで出資する傾向があるが、全体の1.5%が上限額出資者である。比率としては低いものの、金額では3.3億円となり、准組合員全体の約6割、JA全体の約4割を占めている。准組合員の上限出資者の加入脱退により、農協運営は大きく左右される状況にあるということができ、准組合員の出資のあり方を検討する必要があることを示唆している。

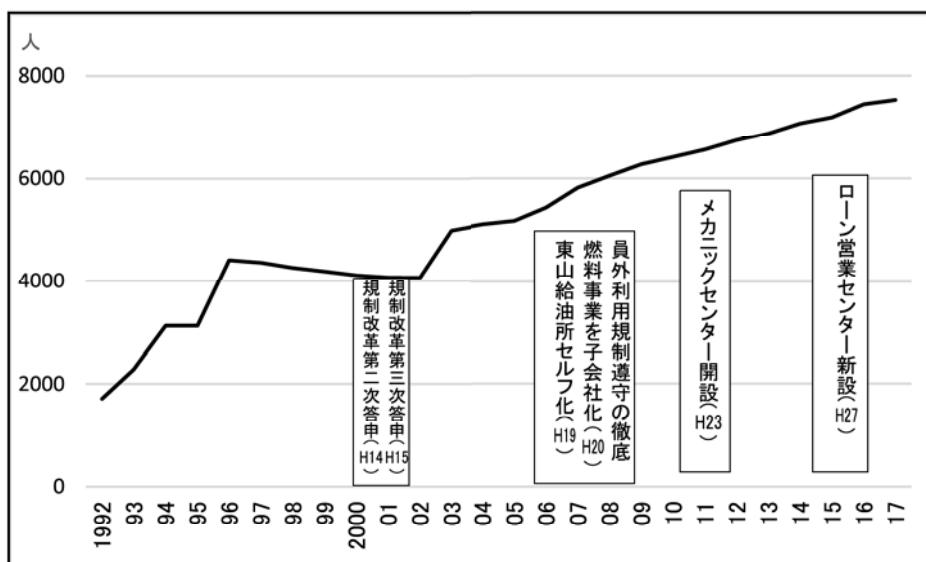


図10-4 JA函館市亀田の准組合員数の推移と准組対策等の経過

2) JA函館市亀田の准組合員対応

J A函館市亀田では、准組合員を地域住民と同等とみなしている。そのため、准組合員対応といつても、収穫祭、直売所、各種ローン金利、農協らしく粗品にスィートコーンを提供する、学校給食への協力といったことを准組合員対応としており、特段なことを行っているとは認識していない。

将来的には、多少働きたいと考えている70歳前後の准組合員に声掛けをして、共済や車検などの推進を手伝ってもらいながら、農協事業の理解を深める取り組みができればと考えている。年金友の会を基盤とし、協力に対する報酬は本州で行われているポイント制で還元することも考えられている。

また、過去に1度だけあるが、正組合員以外の1/3以内の枠で准組合員が理事になったことがある。そして現在、准組合員の経営参画も話題になっているため、JA函館市亀田の准組合員にも准組合員になった動機と併せて経営参画の意向も聞いてみたいと考えられている。

4. まとめと課題

J A函館市亀田の准組合員は、この25年間で4倍強に増加し、今や8,000人に到達しようとしている。そのきっかけは員外利用規制が生み出しており、上乗せ金利や特別な保障の提示によって利用者を准組合員になるように加入を促してきた。また、少数ではあるものの、事業利用よりも配当を期待する上限額での加入もみられ、看過できない存在になりつつある。

こうした准組合員への加入は経済的メリットに規定されたものといえ、経済的メリットが喪失すれば即脱退に繋がる危険性を孕んでいる。もちろん、協同組合は加入・脱退の自由があるため、経済的メリットの喪失によって脱退するのは自由であるが、その点を強調しすぎると株式会社との線引きが不明瞭となる。協同組合への出資と加入は何を意味するのかを再度検討し、正・准含めて組合員間で共有することが求められている。

都市型農協は、以上のような狭間のなかで、厳しい事業展開を迫られているが、「政府主導の」農協改革との関係で准組合員には経済的メリットに加えて精神的なメリットを付加する対応が必要なのではないだろうか。准組合員との向き合い方を真剣に検討する時期に差し掛かっている。

終 章 総括

(宮入 隆)

1. 各章の内容要約

本共同研究では、道内でも都市部を含む准組合員数の多い8農協（3章～10章）を事例に、各地域での准組合員の具体的な姿と事業利用の状況、そして各農協での准組合員対策の実態を明らかにすることで、道内農協に求められる今後の准組合員対応のあり方や、さらには地域社会・経済におけるJAグループの役割を検討することを課題としてきた。

第1章（佐藤信）では、事例分析に先立ち、政府主導の農協改革の一環としての准組合員の事業利用規制をめぐる動向とともに、准組合員制度そのものの論点整理を行った。その上で、都府県と北海道の置かれた状況の相違を踏まえ、今後の実態把握に先立って、北海道の准組合員対応に対するいくつかの論点を提示している。

第1章で示されたとおり、准組合員制度をめぐる議論は、現行の政府主導の農協改革で突如として現れたものではなく、戦後古くから、とくに高度経済成長期以降の経済発展に伴う農村の都市化や混住化の中でたびたび問題となってきた。その中で、准組合員の事業利用規制という問題についても、直接的には2002～03年にかけての総合規制改革会議答申の延長線にある。農協法の施行において5年間の検討期間は設けられたものの、利用状況調査については、准組合員の性格付けをはじめ様々な議論があることから、それらを踏まえて行うべきだとしている。准組合員の事業利用規制をめぐる論点としては、「准組合員の質的な側面」、すなわち共益権の付与や組合員資格の変更に関する議論があるほか、「量的な側面」として、正・准組合員総数の逆転現象の是非などが整理された。

北海道においては、JAが地域のライフラインとなっていること、そして准組合員が地域農業や農協のサポーターであることを主な根拠に、事業利用規制に断固反対の立場をとっているが、その際も、准組合員が増加した原因や准組合員の実態や要求・意向はどうなのかといった面から、政府への説得力をもった内容であるかの吟味が必要であるとしている。

まさにこの点は、本共同研究の実態分析結果に求められる1つの論点となるが、さらに、明日作氏の指摘を参考しつつ、2000年代以降、員外利用規制遵守の中で、意識的に准組合員を増加させてきた道内の状況を鑑みて、正組合員だけではなく、准組合員を含めたトータルな農協のあり方を個々の農協で検討することが「るべき方向」であるという指摘は重要であろう。第1章では、これらを踏まえて、正准組合員の関係性や組合員教育の強化なども展望しながら、実態調査を行っていくことが必要であると結論づけている。

第2章（宮入隆）では、全道の准組合員数の動向および事例の位置づけを確認している。まず、准組合員の総数については、2016年に近年でははじめて減少したことを指摘した。これは後ほど、事例分析でもみる所在不明の准組合員の整理が数農協で始まっていることを示している。また、北海道においては、准組合員比率が高い点が強調されるが、他方で、准組合員総数においては本研究で事例とした8農協を含む上位10農協で5割弱と偏在した状況にあることを示し、その上で、比率と総数を軸にして農協の分布をみながら、道内では特異な位置を占める8農協の位置を確認している。その要点は、都市部で農協を利用する地域住民が多く含まれることが推察されるこれら事例においては、北海道の特徴とされる地域インフラとしての機能発揮が必ずしも強く求められていない可能性が高い。それでも

総数の半分を占めるこれら農協の准組合員対応のあり方を考えることがなければ片手落ちになってしまうということである。何より、JA函館市亀田を除く7事例に関しては農協合併を経て、多くは農村部も含む管内で、営農指導面での役割も充分に果たしており、その点で都府県の都市農協とは異なる面も持っているのである。この点にも留意しつつ、北海道らしい准組合員対応のあり方のヒントも見出していきたい。

以下、第3章から第10章までは8農協の事例分析となっている。

第3章（宮入隆）では、道内で最大の3万人を超える准組合員を抱えるJAさっぽろを取り上げている。2000年代以降の急増の要因は、員外利用規制を遵守した結果であったが、2016年以降には、准組合員利用規制に対する危機感が、都府県の農協と同様に意識的な准組合員対応を促してきた。具体的な方策としては、准組合員向けに特化した広報誌の発行と准組合員向けイベントの開催である。イベントについては道内でも先進的な事例となっている。准組合員への意識的なアプローチを図っていくなかで、とくに重要なのは、都市農協であったとしても、准組合員に向けて地域農業を軸にした発信に重きを置いていたことであった。都市に立地するからこそ「農業の協同組合」としての存立意義をイベントや広報誌で伝えようとしているのである。

また、JAさっぽろにおいては、信連の協力のもと、石狩管内の農協直売所で利用できる割引券の配布や、Lカレッジを通した女性部と准組合員との協働など、今後の准組合員への広域連携的な対応や、正・准組合員の関係性づくりという点で萌芽的ながら示唆に富む取り組みを垣間見ることもできた。

第4章（佐藤信）では、JAさっぽろに次ぐ准組合員数となるJAあさひかわの事例分析を行っている。ここでも先にみたJAさっぽろと同様に、員外利用規制遵守の結果、とくに2008年以降は一貫して増加傾向にあったが、2015年に所在不明の准組合員の整理を行ったことで、准組合員が一気に減少している。JAあさひかわの特徴として、加入脱退者数が毎年多く、台帳管理をシステム化してきたことが整理を可能としている。整理の基準として、①過去2か年以上郵便物の不着状態が継続していること、②同期間に利用・増資・減資・住所変更等もなされていないこと、③組合に届け出た住所等に所在していないことが確認できたこと、の3点を定めている。

北海道においては、准組合員への対応を考えていくうえで、まずは准組合員の管理・把握をどのようにしていくのかを考えていくことが必要な現状にある。JAあさひかわでは台帳システム化により、年代別の准組合員数を把握するなど、先んじて取り組んできた。ただし、准組合員の具体的な事業利用を関連付ける作業には至っていない。この点は今後の課題となっている。

全道実施の組合員向けアンケートの集計結果からは、JAあさひかわでも、信用⇒共済⇒給油所⇒Aコープの順に事業評価（必要度）が高いことが分かった。旭川市は道内第2の都市であることから、生活関連事業よりも金融事業を中心に准組合員化が進展してきたことは明らかであるが、他方で、農協の総合事業をある程度支持していることが明らかになったということも興味深い。

第5章（小林国之）では、農村部と都市部の両方をまたぐ札幌市近郊の広範な範囲を管内としているJA道央を取り上げている。JA道央では2001年の広域合併以後、准組合員は一貫して増加してきたが、信用・共済事業利用者が最も多く、Aコープについては農村部に

立地しているため、正組合員の利用が大半であるという特徴がある。ただし、市街地に立地する資材店舗（恵庭・北広島）については、非農家の利用も多く、作物の作り方を教えてくれるということから評判も良いようだ。ホームセンターなど競合店も多い中で、ある程度、農協としての優位性が発揮できているといえそうである。

2016年からコミュニティ誌の配布を開始し、翌年には企画広報係を設置するなど、情報発信の充実を図ってきた。ここで注目すべきは、青年部から農協のPRに力を入れるべきとの提案を受けての事業拡充であるという点である。今後の農協運営の担い手である青年部員の意見が、農協と地域の繋がりを意識した活動に展開を促しているのであるが、このような意識改革についても、全道でどう進展をみせていくかに期待がかかる。

また、JA道央では、2018年から「組合員サービス活動プロジェクト」を立ち上げ、参考のものに部門横断的に人材を集め、准組合員との繋がりを強化する取り組みについて検討が始められた。そこでは、地域内の人気スポットとなったホクレン・くるるの杜でのイベント開催や、ポイント・カードの導入なども検討されている。その中で、従来から実施してきたこととして、基幹地区でそれぞれ実施してきた子育て世代を対象とした食育活動もくるるの杜で開催することも検討されているということであった。こういったすでに実施している取り組みを見直して、意識的に地域貢献や准組合員対応として位置づけていくことの必要性が示唆されている。また、他の事例でも同様であるが、新たな取り組みを進めるために、准組合員が何を求めているのかを把握することが必要だという意見もあるという。アンケートの実施は、単に利用実態を調査するということではなく、その結果を活かして、新たな准組合員とのつながりをどのように創出できるのかが課題となってくるであろう。

第6章（宮入隆）では、総合ポイント制の先進事例であるJAいわみざわの取り組みについてまとめている。JAいわみざわにおいては、組合員はじめ地域住民の利便性を重視し、Aコープのほか、金融店舗や給油所、資材センター等を維持してきたが、准組合員の大半はAコープを中心に総合ポイント制を利用するために入会した地域住民で占められている。農協の基本方針は、「事業を利用する人を増やす（＝総合利用を進める）ことで、農協を理解してもらう」ということであった。道内では多くの農協が生活事業を縮小してきたが、JAいわみざわは今日まで生活事業を維持してきたことが強みになっている。これは多くの農協にとっては、同様に実践できる状況にはないが、総合事業利用を推進することこそが農協の理解に繋がるという考え方は、他の農協にも通じるものであろう。

また、情報発信の面でも、コミュニティ情報紙としての広報誌に早くから取り組んできた事例もあるが、現在は、前章のJA道央の事例と同様に、農協利用者である組合員の声を集める必要性を意識しつつ、各部署に声をフィードバックするために独自アンケート調査が行われていた。このことは、員外の利用者を准組合員化していくという観点でのアプローチから、次のステップとして、「農協の准組合員で良かった」と思える関わり方を模索する段階にきていることを示している。

第7章（糸山健介）では、渡島・檜山管内のほぼ全域をエリアとするJA新はこだてを取り上げている。函館市という道南の拠点を含みつつも、この農協の准組合員の多くは中心市街地以外の住民で、信用・共済事業よりも、生活購買や資材店舗利用者が多いという特徴がある。道南地域は条件不利地域が多く、それゆえに農協が地域に欠かせない存在として地域社会のなかに位置づけられていることが示された。

そのような地域社会からの期待に応える具体的な取り組みとして、上ノ国支店での移動金融車の試験導入がある。道内の多くの農協でも金融店舗は人員コストの面から採算が合わず厳しい状況に置かれている。それは民間金融機関も同様で、ATMのみで窓口は縮小傾向にある。そのような状況下で、移動金融車は窓口業務を行い、とくにATMの操作に不慣れな高齢者にとって、「最後の頼み綱」と思われるほどに評価が高いことが明らかになった。この取り組み以外にも、農協全体としては、2017(平成29)年度よりMH(信用渉外担当者)、LA(共済渉外担当者)が可能な限り准組合員を訪問して、コミュニケーションを図る方向にあり、その活動が評価されて年金受け取り口座の切り替えなどの実績が出ているということであった。

今回の事例の多くは都市部を含んでおり、准組合員も都市住民が大半を占めるものと想定していた。しかし、JA新はこだての場合は予想に反して農村部・条件不利地域の住民が多くを占めるという状況にあり、また、それゆえに農協側から出向いて関係づくりをしていくことが求められていることが明らかになった。

また、事業だけではなく、准組合員向けの広報誌(2015年～)の発行や直売所でのイベント開催のほか、新聞・テレビといったメディアでの露出を増やすことが地域での認知度を向上させるというのも新たな視点として評価できるだろう。

第8章(小林国之)では、十勝地方の中心都市である帯広市を管内とするJA帯広かわにしの事例であるが、ここでも、JAさっぽろなどと同様に、貯金キャンペーンなどで員外利用規制遵守の結果として増加してきた経緯があり、今後も増える見込みとなっている。本文で示されたとおり、JA帯広かわにしでは、信用・共済について正・准組合員の事業利用比率が明確に把握されているが、主に住宅ローンの推進強化により、貸出金で准組合員比率が6割を占めるなど、事業における准組合員の重みが一定確認されている。

信用・共済を中心とした准組合員が多いなかで、JA帯広かわにしも、先にみたJAいわみざわと同様に、総合事業全体について紹介し、総合利用の促進を図っている。これに関連して、小規模支店では担当者が総合的な対応ができているが、大きな支店や本所では事業割になってしまうため、総合的に対応するための担当者間の連携が課題となっているということであった。また、事業ごとではなく、「人」として、「地域」として、組合員やそのニーズを把握する必要性も指摘されているが、このような考え方の転換もこれから准組合員対応の中では期待されることであろう。

J A 帯広かわにしはナガイモを中心に十勝管内でも有数の野菜産地であるが、それを活かした食育活動や、野菜栽培の指導、施設見学など、広く地域住民に農業とふれあう機会を提供してきた農協もある。また、女性部でもAコープでの売り出し支援を行っている。このような従来からの地域との関わりをどう准組合員対応に活かしていくのかも課題であることができる。

第9章(糸山健介)は、JAふらのの准組合員実態が分析されているが、ここで准組合員化の契機としては、給油所利用者による加入が信用・共済を上回っているという特徴がある。その結果、大半を占める個人の准組合員のほとんどが最低出資金の1,000円で加入しており、また、半数強が貯金口座を有しておらず、出資配当の振り込みもできないという問題があった。このような面からも、総合的な事業利用を推進する必要性が確認されている。

このような一部の施設利用者が准組合員の多くを占めるJAふらのにあって、注目され

るのは、ホクレン商事との共同出資による移動購買車の導入である。Aコープを撤退させたとしても、地域インフラの機能を可能な限り守り抜こうとする農協の対応がみてとれる。それ以外にも、農業祭など地域イベントを主催・共催するなど、地域貢献という枠組みの中では、多様な地域との関わりを維持しているということができる。

ただし、一方では、本文で鋭く指摘されているように、准組合員の多くがガソリンスタンドなどの施設利用者であり、地域インフラとしての機能維持が求められているにも関わらず、そのような准組合員の要望を汲み取って、事業や施設の再編を行っていこうという仕組みづくりがないという課題も存在する。これはJAふらのに限らず、道内のすべての農協にいえることでもある。今回の事例のなかでも、とくに農村部の色が強いJAふらのに顕著であるが、現状としては、正組合員のための施設を准組合員や員外にも使えるようにしているという意識の下では、同じ組合員である准組合員に対しても利用者という位置づけしか与えられていない。第9章で提起されているのは、地域住民の代表として准組合員を捉え、施設運営の部分に限定してでも意見を聞くという意味での「運営参画」の必要性である。2018年JA北海道大会の議案において、准組合員モニターミーティングの設置が提案されたが、このような機会の創出が検討される必要も今後はあるだろう。

第10章(糸山健介)では、JA函館市亀田を事例として取り上げた。JA函館市亀田は、正組合員数が減少する一方で、全道の准組合員数の増加率を大きく超えて、准組合員が増加してきた農協である。信用・共済事業利用者中心の准組合員加入が大半を占めており、貯金では残高ベースで准組合員利用率が約7割、貸出金残高・共済掛け金においても、6割を占めている。そして出資金においても准組合員と正組合員の逆転がみられる。これは出資配当目的の准組合員が少なからず存在するためである。過去には准組合員が理事になったこともある農協ゆえに、准組合員に運営参画への意向も聞いてみたいと考えられているということであるが、このような状況からも、准組合員に対する共益権の付与については慎重に考えるべきであるという指摘がなされている。また、准組合員増加の一方で、所在不明の准組合員も無視できない規模で存在しており、それへの対処が課題となっている。

それでも農協管内は、古くから野菜産地として存立しており、小規模ながらも都市農業を担ってきた正組合員がいまも営農を続けている。それを活かした収穫祭や直売所運営、学校給食への食材提供などにより地域貢献をしてきたほか、粗品でスイートコーンを提供するなど、農協らしいサービスを行っている側面もある。現状としては准組合員を地域住民として捉え、同じ組合員として見るところまでの取り組みはないとしても、将来的に、准組合員に共済や車検推進などで協力してもらうことも考えているなど、事業に直接的に関わってもらいたいという意向を准組合員に対してもっている点で今後の展開に注目していきたい事例である。

以上、長くなつたが各章の要約も兼ねて各事例の着目すべき点についてみてきた。以下では、これらの分析結果を踏まえつつ、いま北海道の農協に求められる准組合員対応のあり方や課題を検討していく。

2. 准組合員対応の方向性と課題

1) サポーター550万人づくりが北海道の農協を変える

政府主導の農協改革が、これまでの総合農協としてのJAグループのあり方、そして協同組合としての農協の否定ともとれるかたちで進められている中で、JAグループ北海道では、2015年の第28回大会議案で、「サポーター550万人づくり」を打ち出した。地域との関わりを強く前面に打ち出したこと自体が北海道にとって画期的なことであった。

また、准組合員対策という言葉を直接的に示してはいないが、当然、准組合員の事業利用規制の問題が念頭にあり、それに対して、ライフラインとしての農協の重要性と、地域農業と食を支持する層が多く存在することを明確に示すことで北海道は対応していくことの現れであったということができる。

2018年11月に開催された第29回大会では、このサポーターづくりの方針が継承されたが、「次代につなげる協同組合の価値と実践」として、「協同活動を核とした准組合員との関係づくり」や「准組合員モニター会議」など、より積極的に准組合員に接近していくことが具体的な内容として示されることになった。背景には、もちろん2021年の検討期限が迫っていることもあるが、それと同時に、各地域での実践成果を踏まえて、最も力強いサポーターとしての准組合員を、これまでの利用者としての位置づけから一歩進んで、農協組織内で、どのように「仲間」として受けとめていくのかという課題が明確になってきたことも関係していると思われる。

サポーター550万人づくりを打ち出して自己改革や地域貢献の見直しを推し進めてきた結果、時代変化や地域変化と照らし合わせて、あらためて「協同組合だからこそできること」、「農協でなければならないこと」を考える必要に迫られているが、言い換えれば、農協自らがその存在意義を再定義・確認する必要が北海道でも再認識されたということである。その試金石の1つに准組合員対策が位置づけられるということもできる。現状でも営農・経済事業を柱に農業者を中心とした協同組合、つまり「農協らしい農協」として存立してきたJAグループ北海道にとって、これは大きな方向転換である。

しかしながら、現状としては職能組合としての性格が強いがゆえに、農協内部においても「准組合員対策は本州の問題であって、北海道では必要ない」という認識が一定程度存在している。もともと員外利用者を規制遵守の意味で准組合員化してきた経緯を踏まえれば、これも一定理解できる。だが他方では、単なる「利用者」としてであっても、組合員として受け入れたからには、「利用者としてのメリット」だけではなく、「組合員としての意義」を伝える責任はあるといえる。

准組合員においても、自身が「組合員である」という意識は希薄であって、農協の運営参画を求めるという場面はいまのところ見られないし、今後も本州のように共益権の付与に重点が置かれるということも考えにくい。それでも農協が准組合員を「組合員」として捉え直し、関わり方を模索していく上では、何らかの形で意見を聞き、それを事業に活かすような仕組みづくりは必要になってくることは間違いない。ここには、本州とは異なる北海道らしい准組合員対応のあり方を追求するという課題が見え隠れしている。

以下では、このような状況認識に基づきつつ、実態分析を踏まえながら、准組合員対応の方向性と課題を整理していく。

2) 准組合員の実態を把握し、「声」を集める仕組みをつくろう

前節でもみてきたように、今回事例とした8農協をとっても、准組合員化の契機や属性は様々であり、また、具体的な准組合員の事業利用の実態把握を課題として挙げる事例がほとんどであった。

従って、これから准組合員対応を進めていくにあたっては、その前提としてまずは各地域で准組合員の属性や利用実態を、量的にも質的にも把握していく必要がある。それは、いまの農協にとって、准組合員がどのような存在であり、どのような重みをもっているのかを捉え直すことにも繋がっていく。

現状でも、もし准組合員の利用が規制されて事業量が減少したとすれば、事業を縮小せざるを得ない、もしくは店舗を維持できないということは感覚的には了解されている。しかし、総代会などを通じて、准組合員という存在がなければ、正組合員の営農・生活にどの程度影響があるのかということが共有されているかには疑問の余地が残る。そこに危機感がなければ、具体的な取り組みを始めることもままならない。JA道央の事例では、青年部の声が情報発信の充実を促したが、このような正組合員自体の意識改革を進める上でも、実態把握は欠かせないのである。

また、実態把握と合わせて、准組合員が農協に何を求めているのか、もしくは農協の事業をどう評価しているのかという「声」を集める仕組みづくりを実践・検討している事例がみられた。JAいわみざわのように、すでに独自アンケートを実施している事例においては、高い評価を受けつつ、それを各部署の事業にフィードバックしていくことが検討されていた。JA道央などでは、「声」を集める仕組みづくりから、新たな取り組みを検討する必要性が認識されていた。

多くの准組合員を抱える今回の事例農協では、すでに広報誌などを通じて地域に農協を理解してもらうための情報発信を充実させており、その中にプレゼント応募企画を設け、意見や要望を集める工夫もされているが、より積極的に准組合員もしくは地域からの声を聴く姿勢を示すことが双方向の関係性を築く一歩になると考えられる。

実態把握や情報発信・フィードバックの仕組みづくりは、単に准組合員や地域に向けたものというだけではなく、正組合員に対しても准組合員制度や農協の存在意義を再認識させることになる。正組合員と准組合員がお互いを認知していくことから、准組合員への対応がはじまっていくことを期待したい。

3) 広報誌やイベントが准組合員を利用者から組合員に変える

これまで述べてきたとおり、准組合員の多くは自身も「組合員」という意識を持たず、利用者としか考えていない実態がある。それに対して、准組合員に特化した情報発信により、「組合員」であるという認知を進める事例がJAさっぽろであった。今回の実態調査においては、JAさっぽろのほか、JA新はこだてでも准組合員向けの広報誌配布を開始していた。全住民に向けたコミュニティ誌的なものも幅広く農協の認知を進めていく点で意義は大きいが、准組合員に対する関係性強化という点では員外との相違を見出しにくいという課題もある。とくに新聞折り込みで配布されるものについてはその傾向が強い。対して、准組合員向けに特化した場合は、郵送や直接配布など手間もコストもかかるが、組合員としての動

機付けとしての意味を持つてくる。実際にJAさっぽろでは、広報誌が入口となり、准組合員向けイベントの開催へと展開していったのである。

今まで道内農協では、准組合員と員外を区別せず、地域全体を丸抱えでサービスを提供していくという考え方がある。道内の農協がある意味で公共的な役割を持ち、地域経済に果たしている大きさから、その考え方は理解できるし、混住化が進んでいない農村部であれば、非農家=准組合員=地域住民総体ということもあり得ただろう。しかし、員外利用規制とともに、准組合員の存在形態自体が問われている現状においては、ある程度、准組合員に対する特別な関わり方も必要になっている。

従来の准組合員に対する員外との差別化は、例えば、生活事業でのポイント・カードや、信用事業での金利上乗せサービスとして行われてきた。これらは経済的なメリットは確かに員外から准組合員へと加入促進の点で大きな効果を発揮してきたし、いまでも重要な准組合員になる契機ではある。

しかしながら、いま求められているのは、准組合員にも「組合員としての意識」を持って、地域農業もしくは農協のサポーターとなってもらうことである。その際には、地域住民の中でも准組合員は特別な存在であること、そして、経済的なメリット以外でも、准組合員になることの意義が存在することを明確に示す必要がある。そのためのツールとして、広報誌やイベントは位置づけることもできる。

JAIいわみざわのアンケート結果からも、准組合員となった住民と員外利用者では農協利用に相違があり、むしろ准組合員は正組合員に近い存在であることが確認された。このことからも、農協サイドから准組合員に対して、積極的に「組合員」としての認知度を向上する取り組みを行っていくことが重要であるといえる。准組合員に、「あなたも組合員です」と伝えることは広義の組合員教育である。その先には、組合員としての役割が准組合員にも意識されるという可能性がある。

2017年に開催されたJAグループ北海道の実践フォーラムにおいて、パネリストから「そもそも准組合員になるメリットって何ですか?」という質問が会場に投げかけられた。今後、のような問い合わせが現場でなされたときに、金利上乗せなどの経済的なメリットだけで応えるわけにはいかない。地域農業を支える一員として、もしくは地域づくりの仲間としての誇りを准組合員に持つてもらうために、准組合員を農協組織の中に位置づけていく必要がある。

4) 事業の総合的利用が農協への理解を深める

今回の調査では、都市部の住民を対象として事業を行っている農協を中心にみてきたが、各事例で地域住民や准組合員に対して行われている対応として挙げられる具体的取り組みをみると、「農協らしさ」を出していくことに重点が置かれていることが明確になった。そして、聞き取り調査やアンケート結果からは、その「農協らしさ」が地域住民の評価の向上や、農協の准組合員となるメリットになり得ることが確認できた。

例えば、事例から主要なものを抜き出せば、以下のとおりである。

① JAいわみざわでは、Aコープ利用状況において地場の野菜購入が高く、それが農協の総合利用の入口となっている。また、リピーターの多い野菜教室なども農協らしい取り組みであり、正組合員との交流の場としても期待される。

②JAさっぽろの准組合員コンベンションのアンケート結果において、農協の行っているイベント情報に対する要望が多くあったことや、JA函館市亀田ほかすべての事例で多くの准組合員が収穫祭などに参加している。さらには、JAさっぽろにおいては、都市農協だからこそ、より「農協らしさ」を明示していくことの必要性を感じている。

③JA新はこだての移動金融車は、ATMではなく、職員が窓口対応することに意味があった。JAふらのの移動購買車も含め、これも農協だからこそそのサービスである。

以上のことからも、信用・共済の利用者など、一部の事業を利用している准組合員に対し、複数の事業利用やイベントへの参加を求めていくことが、地域に農協が存在するメリット、事業を利用するメリットを理解してもらうことになると考えられる。

さらには、JAいわみざわの事例分析において端的に示されたように、事業の総合的な利用を通じて農協理解が進むことも期待できる。JAあさひかわにおいても農協の総合事業が支持されていることが指摘されていたし、また、JA帯広かわにしても、総合事業全体について紹介し、利用してもらうことが1つのポイントだとされていた。

のことからも、総合利用推進は農協の事業利益の拡大としての目的だけで捉えられるべきではなく、准組合員対応の文脈の中では、農協理解の方策として積極的に考えられていく必要がある。言い換れば、農協らしさの一端は、営農と生活の双方に関わる広範な総合事業にあることは間違いない、准組合員対応と総合事業推進は不可分の関係にあるということができる。

事業利用と准組合員対応の関係で、太田原高昭先生は「新明日の農協」で以下のように指摘している。

「准組合員対策とは単に准組合員を増やし事業量を拡大することではない。准組合員の『農協利用を通じて農業を応援したい』という気持ちに寄り添い、それにふさわしい活動の場を提供することであろう。」

政府主導の農協改革は、所得向上や競争力強化に農協の役割を狭めようとしてきたが、それに対して農協の多様な役割が地域を支えていることを知らしめるためにも、これは重要な論点だということができる。農協は単に事業としてのみ、農協らしさを追求してきたのではない。今回の事例調査でも明らかになったように、様々な場面で地域貢献の一貫として、農協にしかできない役割を担ってきたのである。

准組合員側でも、たとえ都市部の信用・共済中心の利用者であっても、農協事業を利用する者は、地域農業につながる「農協らしさ」を求めている可能性が高いし、潜在的に事業利用を通して「北海道農業を応援する」「農協を応援する」という気持ちがあると思われる。550万人サポーターづくりは、このような「思い」を顕在化させていくことに一定の効果があるという点でも重要な取り組みであった（例：アプリなど）。准組合員対応もその延長線上で考えていく必要があるだろう。

5) 准組合員の運営参画は「参加する場」づくりを通じて幅広く進めよう

以上のように准組合員が農協らしさを求めていていること、そして、地域のなかの最も力強いサポーターであると思われる准組合員の位置づけを考えてみると、最終的には、准組合員対策の中で「組合員参加」の意味を問い合わせることも必要になってくる。

ここで言いたいのは、第2章で整理された都府県で顕著な共益権の付与（運営参画）に直

結するものではなく、より広い意味での参加の仕方の模索である。

実態分析から具体的に考えてみたい。JAさっぽろでは、感謝祭での直売ボランティアやJカレッジへの参加という形で、まずは一部の准組合員の組合員活動への参加を進めていた。准組合員への直売ボランティア募集は、正組合員と准組合員の「協同」や「交流」の機会を創出したという意義を持ち、これは、准組合員に対して運営参画とは異なる形で、農協の取り組みに「参加する場」をつくり出したことができる。広報や准組合員向けイベントの次の段階として、協同活動が位置づけられることも示唆している。また当初は、女性部（正組合員）を対象としていたJカレッジへの准組合員参加も正・准組合員の交流の機会として期待される。

他方、JAふらのの事例分析において指摘しているように、農協事業・施設の利用者に対して、「意見を聞く」ということも、参加の意味をもつといえる。例えば、給油所等を廃止する際に、准組合員利用者からの「声」を集めることもその一環である。すでにこのような取り組みも行われているとすれば、それを「参加」として意義づけることも必要である。

先述のとおり、第29回の北海道大会議案には、「准組合員モニターミーティング」の試みが実践課題として示された。このような取り組みを実行するためには、誰を准組合員の代表として集めるかなど工夫が必要であるし、開催までに様々な労力がかかることが予想される。しかし、このような場をつくり、准組合員の「思い（意見・要望）」を新たな事業や組合員活動として形にできれば、職員や役員だけで考える以上に効果的な准組合員対応を創り出すことになるだろう。

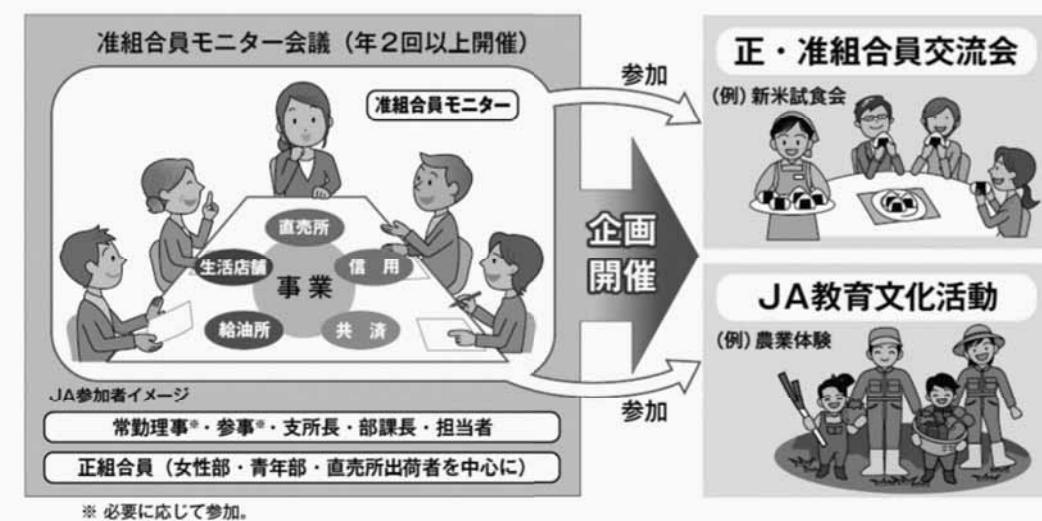


図 11-1 准組合員モニターミーティングのイメージ

出展：JAグループ北海道「第29回JA北海道大会議案」より抜粋。

6) JAの准組合員対応を支える中央会・連合会の役割

農協の地域インフラとしての機能は、単協だけで担っているわけではない。また、生活購買店舗や給油所を切り離したために、単協だけでは地域インフラとしての機能が弱まっている農協が存在することも事実である。

事例では、移動購買車・移動金融車、アロック・カードのように、ホクレン等の連合会の支援があつて、地域インフラとしての機能が充実できていることや、JAさっぽろのように、振興局管内の農協や信連との連携があつて「農協らしさ」を発揮したサービスを実現していた。このようなことからも、単協単位での取り組みと同時に、連合会の取り組みや支援は、都市部・農村部に關係なく必要となっている。また、連合会を含めた地域生活を支える取り組みをJAグループとして行っていることを分かりやすく示していくことも必要だと思われる。

7) 20~30代の若い世代に接近しよう

地域への関与という点では、すでに各農協で食育活動・学校給食を通じて、就学者に対して多くの取り組みを行っている。それに加え、いま求められているのは、子育て世代等にも継続したライフステージごとの農協による生活支援である。

事例分析の中で示されているとおり、准組合員をはじめ農協の利用者の多くは50代以上の高齢者であり、高齢者の見守りなどの対策も重要であるが、他方では、高齢化が進み、小中学校の統廃合、病院や保育園がないなど、若い世代にとって必要となるインフラが縮小している。とくに子育てを行っていくための不便さ・不安が、より若い世代の流出を招いている。今後、このような若い世代に対する生活支援といった側面からも地域インフラとしての役割を充実させていくことも、農協の役割として期待したい。ひいては、それが、次世代へとつなぐ農協の存在意義となるだろう。

JAIわみざわでは、農協との繋がりの薄い子育て世代へのサービスの提供も行う取り組みも実施していた。また、JA道央においても、以前から子育て世代への食育の取り組みを行っていることが明らかになった。こども共済など世代別のサービスを提供しやすい事業を中心につつ、総合事業の強みを「生活」面でも発揮していくことも重要である。

この点についても、第29回JA北海道大会議案の継続討議資料の中で、「経営ステージとライフステージを意識した生涯満足の商品・サービス提供」として触れられている。このような取り組みは、准組合員対策としてだけではなく、員外を含めた取り組みになることも想定されるが、地域に必要とされる事業を行っていることが認知され、地域での支持を広げていけば、准組合員となって共に支え合うという価値観の共有に農協が貢献していくこと繋がるであろう。

8) 北海道の農協だからできる正・准組合員の新たな関係づくり

准組合員対応は、新しい取り組みを行うことだけではなく、今まで道内農協が実践してきた多種多様な取り組みを捉え直すことでもある。農協はすでに准組合員も員外も分け隔てなく、事業利用を通じて地域の生活を支えてきた。

准組合員への対応が政府主導の農協改革の中で問題となってきたことは確かであるが、その一方で、今回の大会議案でも示されたとおり、外圧だけでなく、地域社会・経済の変化、正組合員の世代交代など、内部からも新たな協同組合の姿が求められていることも事実である。

また、准組合員問題に限定して調査を進める中で分かってきたことは、道内の農協は、もともと地域協同組合としての性格を併せ持ってきたことである。職能組合か地域協同組合

かという議論もあったが、このような二項対立的な農協の理解では把握しきれない役割を農協は果たしてきたし、今後も求められている。

いま准組合員対応を通じて農協が考えなければならないのは、利用者としてだけではなく、地域づくりの仲間として准組合員を捉え直すことで、正組合員（農業者）と准組合員（地域住民）との関係性を新たに作り直す作業であると思われる。

北海道地域農業研究所 平成 29～30 年度 自主研究
「北海道における准組合員の実態と対応方向に関する調査研究」

【執筆者】

宮 入 隆 北海学園大学 経済学部 教授

佐 藤 信 北海学園大学 経済学部 教授

小 林 国 之 北海道大学大学院 農学研究院 准教授

糸 山 健 介 酪農学園大学 農食環境学群 循環農学類 講師

山 口 和 宏 一般社団法人 北海道地域農業研究所 専任研究員

【事務局】

入 江 千 晴 一般社団法人 北海道地域農業研究所 常務理事

片 岡 省 二 一般社団法人 北海道地域農業研究所 事務局長

及 川 敏 之 一般社団法人 北海道地域農業研究所 研究部部長

山 口 和 宏 一般社団法人 北海道地域農業研究所 専任研究員

井 上 淳 生 一般社団法人 北海道地域農業研究所 専任研究員

発 行 一般社団法人 北海道地域農業研究所

〒060-0806 札幌市北区北6条西1丁目4番地2 ファーストプラザビル7階

Tel (代) 011-757-0022

FAX 011-757-3111
